

令和4年3月 予算特別委員会会議録

令和4年3月10日 開会

令和4年3月11日 閉会

三戸町議会

目 次

1 日目 令和4年3月10日（木）	
日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
職務のために出席した事務局職員	2
開会・開議	3
議案第19号から議案第26号まで一括上程	3
議案第19号 令和4年度三戸町一般会計予算（歳入、歳出1～9款）	3
2 日目 令和4年3月11日（金）	
日程	73
本日の会議に付した事件	73
出席委員	73
欠席委員	73
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	74
職務のために出席した事務局職員	74
開 議	75
議案第19号 令和4年度三戸町一般会計予算審議（歳出10～13款）	75
議案第20号 令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算	87
議案第21号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算	88
議案第22号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計予算	91
議案第23号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算	96
議案第24号 令和4年度三戸町介護保険特別会計予算	97
議案第25号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算	105
議案第26号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院特別会計	107
閉 会	102
署 名	113

1日目 令和4年3月10日（木）

○日程

1. 議案第19号から議案第26号まで一括上程
 2. 議案第19号 令和4年度三戸町一般会計予算
(歳入は1款から8款まで、9款から20款まで一括、歳出は1款から9款まで款ごとに審議)
-

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○出席委員（13人）

柳 零 圭 太 君
小笠原 君 男 君
和 田 誠 君
越 後 貞 男 君
乗 上 健 夫 君
山 田 将 之 君
栗谷川 柳 子 君
藤 原 文 雄 君
千 葉 有 子 君
久 慈 聡 君
澤 田 道 憲 君
佐々木 和 志 君
竹 原 義 人 君

○欠席委員（1人）

番 屋 博 光 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

三 戸 町 長	松 尾 和 彦 君
副 町 長	馬 場 浩 治 君
参事（税務課長事務取扱）	遠 山 潤 造 君
参事（住民福祉課長事務取扱）	馬 場 均 君
参事（総務課長事務取扱）	武 士 沢 忠 正 君
参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼 澤 修 二 君
健康推進課長	太 田 明 雄 君
会計管理者（会計課長）	井 畑 淳 一 君
農 林 課 長	極 檀 浩 君
建 設 課 長	齋 藤 優 君
まちづくり推進課長	中 村 正 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君
三戸中央病院経営改善推進監	松 澤 俊 彰 君
総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君

まちづくり推進課やわらかさんのへ交流室長	北	村	哲	也	君
農業委員会委員長	梅	田		晃	君
農業委員会事務局長	極	檀		浩	君
教 育 長	慶	長	隆	光	君
教育委員会事務局長	櫻	井		学	君
史跡対策室長	奥	山	昇	吾	君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝	守	世	光	君
主 幹	櫻	井	優	子	君

(午前10時00分)

○委員長（藤原 文雄君）

ただいまから予算特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

次に、説明員の出席は本会議と同じであります。特に本委員会は課長級から班長級までの職員の出席を認めておりますので、ご了承願います。

委員長からお願い申し上げます。質疑を行う際には、予算書のページを述べてから関係する項目の質疑を行うようお願いいたします。

質疑は、現に議題となっております令和4年度の予算に対し、疑問点をたずぬものでありますので、要点をまとめ、簡潔明瞭にご発言いただき、審査の進行にご協力をお願いいたします。

また、重複質問を避け、質問者の要望や自己の意見で終わることのないようお願いいたします。

次に、本委員会に付託されました議案第19号から議案第26号までの予算議案8件を一括上程します。

上程しました議案の審議であります。議案第19号 令和4年度三戸町一般会計予算から順次審査したいと思いますので、ご了承願います。

初めに、議案第19号 令和4年度三戸町一般会計予算の審査を行います。

歳入、1款町税から9款地方特例交付金までの説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（遠山 潤造君）

令和4年度一般会計予算、歳入の1款町税から9款地方特例交付金について補足説明申し上げます。

予算書の15ページをお願いいたします。1款町税、1項市町村民税、1目個人は、新型コロナウイルス感染症による影響が想定よりも少なかったことなどから、前年度当初より1,000万円増額の2億8,100万円を計上しております。

2目法人は、一部事業所において法人税割額の増加が見られることなどから、前年度当初より300万円増額の3,810万円を見込んでおります。

1項の市町村民税全体では、前年度に比べ4.2%、1,300万円増額の3億1,910万円となっております。

2項固定資産税、1目固定資産税は、令和3年度実施しました新型コロナウイルス感染症の軽減措置分が復活計上されることなどから、前年度当初より650万円増額の4億550万円を見込んでおります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、県からの通知等に基づき、前年度当初より12万5,000円増額の183万5,000円を計上しております。

2項の固定資産税全体では、前年度に比べ1.7%、662万5,000円増額の4億733万5,000円となっております。

次に、3項1目軽自動車税は、全体として台数の減少が見込まれるものの、グリーン化特例の軽減税率が適用されない車両が増加すると見込まれることなどから、前年度より100万円増額の3,830万円を計上しております。

2目環境性能割は、従来県税でありました自動車取得税の軽自動車分に相当するも

ので、自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月に創設されております。これまでの収入状況を勘案し、前年度当初より30万円増額の220万円を計上しております。

3項の軽自動車税全体では、前年度に比べ3.3%、130万円増額の4,050万円となっております。

16ページをお願いいたします。4項市町村たばこ税は、喫煙率の低下に伴う出荷本数の減少が見込まれることから、前年度当初より400万円減額の8,000万円を計上しております。

以上のことから、1款町税全体では前年度に比べ2%、1,692万5,000円増額の8億4,693万5,000円を計上してございます。

次に、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税は、ガソリン1キロリットル当たり5,200円が課税され、そのうちの42%が市町村に譲与されるものです。これまでの収入状況を勘案し、前年度と同額の1,500万円を計上してございます。

2項自動車重量譲与税は、国税であります自動車重量税の40.7%が市町村に譲与されるものです。譲与額が増加傾向にあることなどから、前年度当初より200万円増額の5,300万円を計上しております。

次に、3項森林環境譲与税は、温室効果ガスの排出削減と災害防止を図ることを目的に、森林整備等の地方財源を安定的に確保するため、令和元年度に創設されております。譲与額については、譲与基準となる統計調査の結果などを勘案し、前年度当初より288万円増額の1,888万円を計上してございます。

3款1項利子割交付金は、預貯金等の利子に課税された県民税の一部が市町村に交付されるものです。過去の収入状況等を基に、前年度当初より20万円減額の30万円を計上しております。

17ページの4款1項配当割交付金は、株の配当金などに課税された県民税の一部が市町村に交付されるものです。過去の収入実績等を基に、前年度当初と同額の100万円を計上しております。

5款1項株式等譲渡所得割交付金は、株を売って得た所得に課税された県民税の一部が市町村に交付されるものでございます。過去の増減率等を基に、前年度と同額の50万円を計上しております。

6款1項法人事業税交付金は、法人市町村民税、法人税割の税率改正に伴う減収分の補填措置として、県税であります法人事業税の一部が県から市町村に交付されるものでございます。国の試算資料等を参考に、前年度当初より150万円増額の550万円を見込んでおります。

7款1項地方消費税交付金は、国から県に払い込まれた地方消費税の2分の1が人口などで案分されて市町村に交付されるものでございます。令和3年度の収入状況と過去の消費動向から、増税後の消費回復を見込み、前年度当初より3,900万円増額の2億1,600万円を計上しております。

18ページをお願いいたします。9款1項地方特例交付金は、住宅ローン減税に伴う減収額の補填分として交付されるものです。令和3年度まで交付対象となっておりました自動車税及び軽自動車税の特例措置に関わる減収分については、その特別措置が終了したことから、前年度当初に比べ半分の250万円を計上しております。

最後に、廃項となりました新型コロナウイルス感染症対策減収補填特別交付金は、中小事業者に対し令和3年度に実施しました固定資産税の軽減措置に伴う減収分が交付されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

久慈委員。

○久慈 聡委員

17ページ、7款、地方消費税交付金のところなのですが、約20%ぐらいアップしていると、ちょっと今説明を聞いたのですが、もうちょっと詳しい、どういう形で20%上がっているか説明していただきたいと思います。

○税務課長（遠山 潤造君）

地方消費税につきましては、令和2年度から収入上昇が続いておりまして、実績額を申し上げますと、元年度で1億7,000万円余り、2年度で2億1,000万円、そして3年度も、補正のほうでも申し上げましたけれども、2億1,600万円ということで見込んでおります。過去の景気動向から景気回復を見込んで、この金額は3月補正後と同額を計上したものでございます。

○久慈 聡委員

では、3月の補正と同じ金額にしているということで了解しました。分かりました。これは人口での案分ということ、2分の1の案分という形で計上した場合に、動向を見て上がっているという形で判断しているかと思うのですが……いいです。分かりました。オーケーです。

○委員長（藤原 文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

次に、歳入、10款地方交付税から21款町債までの説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

歳入、10款地方交付税から21款町債まで、主なものにつきまして補足説明申し上げます。

引き続き、18ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税は、国の地方財政計画に基づく見込額を計上しております。普通交付税26億8,000万円及び特別交付税3億5,000万円は、国、地方財政計画の地方交付税総額の増を見込み、試算したものであります。地方交付税が町の予算総額に占める割合は45%で、町の主要な財源となっております。

11款1項1目交通安全対策特別交付金100万円は、交通反則金を原資とし、道路交通安全施設整備の経費に充てるため交付されるもので、カーブミラーなどの整備に充てられているものであります。

12款1項1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金の保育所入所児童保護者負担金373万4,000円は、私立保育所の保護者が支払う保育料であります。

4目1節教育総務費負担金の919万9,000円は、三戸町及び田子町が運営する三戸地方教育研究所職員人件費に充てるための負担金であります。

13款1項1目1節の総務管理使用料、コワーキングスペース利用料11万6,000円は、延べ約750人の利用を見込んだものであります。

2目1節総合福祉センター利用料122万1,000円は、3団体の利用を見込んだものであります。

3目1節農産加工センター使用料110万2,000円は、2,098人の利用を見込んだものであります。同じく集会施設使用料111万7,000円は、町内9か所の集会施設の利用料を見込んだものであります。

4目3節町営住宅使用料1,150万円は、入居者126件分を見込んだものであります。

20ページをお願いいたします。13款2項1目総務手数料は、2節の戸籍住民台帳手数料の合計額486万2,000円の主なものは、戸籍謄抄本交付件数1,991件、住民票交付件数4,700件、印鑑証明件数2,683件を見込んだものであります。

21ページをお願いいたします。14款1項1目1節社会福祉費負担金1億8,586万9,000円は、障害者自立支援給付費負担金が主なものであり、前年度から232万5,000円の減となっております。

3節児童福祉費負担金の教育・保育施設型給付費負担金1億4,868万4,000円は、私立保育園と認定こども園に対する負担金であり、前年度より1,519万2,000円の減となっております。児童手当負担金6,395万9,000円は、国が手当の約3分の2を負担するものであります。

2目1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種費用負担金1,722万9,000円は、第3回目ワクチン接種時における医師、看護師、事務員等の経費に係る国庫補助金であります。

14款2項1目1節総務管理費補助金の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金1億2,845万1,000円は、プレミアム付商品券発行事業、三戸城跡城山公園環境整備事業、三戸中央病院医療機器整備事業、肥料高騰緊急対策事業などの14の事業を行うものであります。同じくデジタル基盤改革支援補助金383万3,000円は、子育て、介護などのオンライン申請手続の整備に対する補助金であります。

22ページをお願いいたします。14款2項1目2節戸籍情報システム改修費補助金508万1,000円は、本籍地以外での戸籍等を交付するためのシステム改修に対する補助金であります。

2目2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金2,180万2,000円は、学童保育地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業などに対する補助金であります。同じく保育士等処遇改善臨時特例交付金368万3,000円は、保育士の収入増による処遇改善を行うため、町内保育施設3施設に対し、交付をするものであります。

14款2項3目1節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,673万7,000円は、ワクチン接種券及び接種会場など体制整備に対する国庫補助金であります。

4目1節道路河川費補助金の道路更新防災等対策事業費補助金7,114万3,000円は、国土強靱化地域計画に基づき、橋梁補修工事2か所及び橋梁補修設計2か所の整備をするもので、昨年度、防災安全交付金から名称が変更となったものであります。

2目住宅費補助金の社会資本整備総合交付金425万円は、公営住宅整備基本計画の策定に係る補助金であります。

5目1節小学校費補助金の公立学校情報機器整備事業費補助金26万4,000円は、G

I G Aスクール事業において、端末設定などの運用支援に対する補助金であります。2節中学校費補助金の理科教育等設備整備費補助金50万円は、三戸中学校の理科教材備品の整備に対する補助金であります。

23ページをお願いいたします。15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金の主なものは、国民健康保険基盤安定負担金4,736万5,000円と障害者自立支援給付費負担金7,756万2,000円であります。未就学児均等割保険料負担金16万円は、未就学児の国民健康保険均等割保険料の軽減に対する負担金であります。3節児童福祉費負担金の教育・保育施設型給付費負担金7,047万円は、私立保育園と認定こども園に対する負担金であります。

24ページをお願いいたします。15款2項1目1節総務管理費補助金の地域少子化対策重点推進交付金45万円は、結婚に伴う新生活に係る住居費の費用に対する補助金であり、3件分を見込んだものであります。

2目民生費県補助金、3節の子ども・子育て支援事業費補助金2,180万2,000円は、学童保育地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業などに対する補助金であります。

3目衛生費県補助金、2節清掃費補助金、電源立地地域対策交付金1,140万円は、町内ごみ収集に充てる補助金であります。

4目農林水産業費県補助金、1節の中山間地域直接支払事業補助金8,329万3,000円は、農業の生産条件が不利な急傾斜地などの農業を支援していくための補助金であります。

25ページ、農業人材力強化総合支援事業費補助金308万5,000円は、新規に農業を始める方に対して、年額1人150万円、夫婦の場合225万円を補助するものであります。多面的機能支払交付金675万7,000円は、農地維持や資源向上等に取り組む共同活動に対する交付金であります。

15款3項1目総務費県委託金、4節の参議院議員選挙委託金1,156万9,000円は、令和4年度内に実施が予定されている参議院議員に係る選挙事務委託金であります。次の青森県議会議員選挙委託金360万1,000円は、令和5年4月29日に任期満了となる青森県議会議員に係る選挙事務委託金であります。

26ページをお願いいたします。15款3項3目農林水産業費県委託金、1節の中山間地域総合整備事業委託金1,109万1,000円は、県が農道、農業集落道、農業用排水施設などを整備するもので、主に用地購入費、支障物件補償費に対する委託金であります。

16款1項1目1節不動産貸付収入の土地貸付収入508万5,000円は、主に青森芝浦電子への土地貸付料283万9,000円のほか、24件分であります。光ファイバー貸付収入949万2,000円は、町が整備した斗川、猿辺地区の光ファイバー網のN T Tへの貸付収入であります。

27ページをお願いいたします。16款2項1目不動産売払収入、1節立木売払収入1,325万2,000円は、貝守深山地区の町有林の整備による樹木の売却益を見込んだものであります。

17款1項1目総務費寄附金、ふるさと納税寄附金3億1,000万円は、前年度と同額と見込んだ額を計上しております。

18款1項1目1節繰入金では、財政調整基金取り崩し繰入金8,223万8,000円、ふるさと三戸応援基金取り崩し繰入金9,000万円としております。ふるさと三戸応援基金取り崩し繰入金は、8つの事業に充当を予定しており、1点目は11ぴきのねこのまちづくり、2点目は桜の名所城山公園整備、3点目は城下町のまちなみ保全・にぎわい

創出事業、果樹を中心とした農業の推進、小中一貫教育の環境整備、三戸中央病院の医師体制の整備充実、子育てサポートの充実、高齢者の福祉充実となっております。

28ページをお願いいたします。19款1項1目1節前年度繰越金7,000万円は、前年度と同額を見込んでおります。

20款3項1目1節雑入の区市町村振興協会交付金586万7,000円は、区市町村振興宝くじの収益金が分配されるものであります。下段にあります町村の魅力発信事業助成金180万円は、観光推進事業費補助金、観光協会への一部に充てるものであります。

29ページ、原子力施設立地振興対策事業助成金1,400万円は、三戸中央病院医師給料の一部として充てるものであります。デマンドタクシー運賃収入40万円は、1乗車500円で運行するデマンドタクシーについて、年間800人の利用を見込んだものであります。

21款1項町債の主なものをご説明いたします。1目総務費債の防災行政無線更新事業債2億3,170万円は、町防災行政無線更新に係る工事請負費等の財源とするものであります。

2目2節衛生費債のし尿処理施設整備事業債1,950万円は、三戸地区環境整備事務組合が実施する放流管整備に係る負担金の財源とするものであります。

3目1節農業費債の中山間地域総合整備事業債2,520万円は、農道や農業用排水、農業集落道などの農村整備事業に係る負担金の財源とするものであります。

4目1節道路河川費債の橋梁補修事業債4,190万円は、補修設計が2橋、補修工事が2橋の事業費の財源とするものであります。

2節町営住宅事業債1億790万円は、用地測量等委託料、用地購入費、支障物件補償費に充てるものであります。

5目1節消防費債の消防ポンプ自動車整備事業債2,780万円は、三戸町消防団第18分団に配備する車両の購入に充てるものであります。

30ページをお願いいたします。6目1節社会教育費債の図書館屋根改修事業費債1,590万円は、改修工事の経費に充てるものであります。

7目1節過疎地域持続的発展特別事業債7,020万円は、8つの事業の財源とするものであり、その内容は、1点目は高齢者在宅支援事業、2点目は子ども医療費助成事業、3点目は子育てサポート祝金支給事業、4点目は教育・保育施設副食費支給事業、5点目はインフルエンザ予防接種事業、6点目は三戸高等学校魅力化推進事業、7点目は語学指導事業、8点目は小中一貫教育推進事業となっております。

8目1節臨時財政対策債5,700万円は、国の財政状況により地方公共団体に交付する地方交付税が不足をする際、地方公共団体が起債により補うもので、翌年度以降の交付税に元金利子の償還分が算入をされるものであります。

以上で歳入、10款から21款までの補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

まず、19ページの13款、使用料、手数料の、これは質問ではありませんが、コワーキングスペース利用料、その次に総務課長が総合福祉センター使用料のところを利用料と言いましたので、これは訂正していただきたいと思えます。

それでは、20ページ、13款1項5目教育使用料、1節社会教育使用料、歴史民俗資料館入館料の見込み、50万円の予算を計上しておりますが、30年から令和元年、2年、3年、50万円と同じであります。城山公園は、昨年12月17日に国史跡指定に内定を受け、令和4年度の早い段階で、町長は国史跡指定となる見込みと説明をしております。そして、各種イベント等もあり、来客数が増加すると見込まれますが、増額はしないのか。自主財源としての大事な財源であります。

それから、29ページの20款3項雑入、1目1節雑入の御城印販売収入では、令和2年、3年と30万円の予算であります。本年度は55万円と増額しているが、入館料は同額で、こちらの販売収入は増額となっております。その理由をお聞かせください。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、20ページの使用料、歴史民俗資料館の入館料でございます。こちらは、収入の予算として50万円を、令和元年度からそのままずっと50万円ということで掲げてございました。令和2年、令和3年、今年度と前年度でございますが、特にコロナの影響もございまして、実績的には令和2年度は34万円、令和3年度、今年度でございますが、43万円というような動きでございました。来年度、令和4年度は確かに史跡の指定ということで入場者数は多くなると見込まれておりますが、若干不透明なところもあるということで、50万円とまた同額で見込んでおるものでございます。

次に、29ページ目の雑入のところでございます。雑入の御城印販売収入55万円、こちらに関しては、例年、過去3年間30万円で見えてきたものが55万円に上がっていると。歴史民俗資料館との整合性の関係を今ご質問いただいたわけでございますが、御城印に関しては、民俗資料館の入館とはまた別に考えております。入館せずとも、入館の窓口で御城印だけ販売するというのもできます。

そして、55万円に今年、令和4年度ですね、増加させているのは、史跡指定に伴いまして、国史跡指定記念の御城印という新しいバージョンで、ちょっとプレミアム感をつけた、通常の御城印とは違う形の御城印を予算化してございます。それを販売するというので、25万円分のアップを見込んでいるというものでございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

説明は説明でありますけれども、実際入館料の決算収入、コロナの話をしましたけれども、30年は53万6,000円、元年度は61万2,000円、そして今コロナの関係、令和2年、34万円。ところが、3年はコロナの関係でも43万円アップしております。そして、今説明したように国史跡指定となって交流人口を増やす、観光客を増やす、確実に増えるわけだと確信をしています。それなのに、今説明したように、御城印のほうは、元年度31万円の売上げであったのが令和2年は28万円、3年は18万8,000円下がっているわけです。

特別な記念のプレミアムを発売するので55万円にアップするのだ。もう少し売上げがアップできるだろうと思っておりますけれども、そういう関係から、少しの金額でも自主財源を確保すべきである、その方向性をしっかり予算に表しておかないと、三戸の観光元年と受け止めるような令和4年であります。唯一の収入源になると思っておりますけれども、今後やはり例年どおり、例年どおりというような予算計上でなく、その辺はしっかりと、三戸を代表する城山公園、一大イベントですので、幾らでも増額になるようにしてください。

以上です。オーケー。

○委員長（藤原 文雄君）

町長は少し私語がありますので、お気をつけください。

○久慈 聡委員

2点、19ページ、13款のコワーキングスペースですね、利用料。一般質問で質問させてもらっていましたが、利用料が非常に、予定は1,400人を計画していましたよというところで、44万9,000円の予定をしていた。それも無料期間があつて計画していたという状況下の中で、無料期間なくなりましたよと。若干下がっていますけれども、計画に対しては下がっているけれども、進めてもっと、コロナとは関係なく、コロナの事業を使ってやったわけですから、コロナがあつたからということでの責任ではないと思うのです。それに対して予定がどんと減って11万6,000円、すごく下がっているのですけれども、予定としては1,100人ぐらい利用してもらいたいとつくったスペースが、激減したから予算が変わっていると。これでいいのかなと私は思うのですけれども、その辺の経緯と説明をしていただきたい。納得できるものを、コロナに関係して、コロナのせいであるということではなく、説明をしていただきたいのが1つ。

次に、24ページ、一番上です。1節のところは景観形成対策交付金と、その下2つ、移住支援事業費補助金と地域少子化対策重点、この3つが、対象の歳出はどれに当たるのかがちょっと分からないので、教えていただきたいのですが。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず1点目のコワーキングスペースの利用料につきまして、積算の根拠につきましてご説明を申し上げます。

先ほど久慈委員ご質問のとおり、初年度は1,400人の見込みで44万9,000円を計上してございました。今年度4月の末から9月までは無料期間と設定しておりましたので、今回計上した金額と申しますのは、10月から2月までの実際の料金、いただいた料金を月平均いたしまして、それを12か月分として、約11万6,000円として見込んだものでございます。年間の利用者は750人分、現在の、これまで有料期間の実績に合わせ計上したものでございます。

以上です。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

ただいまの質問で、歳入、24ページの移住支援事業費補助金97万5,000円についてご説明いたします。

こちらの歳入ですけれども、歳出の45ページになります。45ページ、2款1項7目18節負担金補助及び交付金欄の一番下段、移住支援金130万円に対する国庫2分の1、県4分の1相当の97万5,000円相当額を計上してございます。

もう一点、その下の24ページの地域少子化対策重点推進交付金の45万円でございますけれども、こちらのほうも歳出の45ページです。2款1項7目18節負担金補助及び交付金欄の中段にございます結婚新生活支援事業費補助金90万円に対する国庫2分の1相当額を計上しております。

以上でございます。

（「休憩をお願いします」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩願います。

（午前10時47分）

休 憩

（午前10時48分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

やわらかさんのへ交流室長。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

歳入、24ページに掲載ございます景観形成対策交付金1万9,000円でございますけれども、こちらの交付金につきましては、一定規模を超えます建築物の新築、あとは工作物の建設ですとか、開発行為などを伴う事業が行われる際に、大規模行為届出書というものが自治体のほうに提出されます。こちらのほうの届出書の内容を形式審査などしますけれども、そちらのほうの事務的経費に対する青森県からの交付金4件分を計上してございます。内訳としましては、1件当たり4,800円の交付金の4件分で1万9,200円に対する歳入見込みということで、1万9,000円を計上してございます。

以上でございます。

○久慈 聡委員

24ページの件は分かりました。

先ほどもお話ししましたけれども、先ほどのコワーキングスペースの件ですけれども、10月から2月までの平均を取って、その12か月分にしたという根拠を教えてください。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

当初はどの程度の利用になるか、人数、あとは利用形態のほうも不明でしたので、見込みを立てたところでございますが、実際に利用する形態等も見えてきましたので、有料期間の平均を取ったものでございます。

以上です。

○久慈 聡委員

実績を基にというのも非常にいいのかもしれないのですが、一般質問のときの答弁でいうと、いろんな試みを持ってやっていって、地域の活性化も含めて、地域交流を含めて新しい事業を展開していくというような形でつくられた事業として、目標値が1,400人に対して、実績がそれに伴わなかったから、実績を基にやりましたというのであれば、何か計画とは全く違ったものとしての予算になっているというふうに私は感じるのですが、もっと使っていただけるような形にしましょうというか、えらい金をかけてつくったわけですから、そういう形で対応できるようなものにしてもらいたいと思います。

金額が低いとかということもそうかもしれないのですが、利用していただける、人員を増やしていくという試みもやっているという話で答弁しているにもかかわらず

ず、どんと数字が下がっているというのはちょっと納得できないのですけれども、これに関して、予算を立てるときもそうかもしれないけど、逆に町長はどうお考えなのですか、この件に関しては。

○町長（松尾 和彦君）

お答えを申し上げます。

まず、歳入予算という部分は、これは一般的な話でありますけれども、前年度の実績をベースにくみ上げをしていくということになります。ですので、先ほどから担当課のほうで申し上げましていたとおり、実際の料金収入があったところの部分を12か月に割り返して積算をしたということは全く妥当なものだというふうに思っております。

久慈委員のほうは事業の成果の部分までお話をされておりますが、それは歳入だけでなく歳出もそうでありますし、その他ほかの予算のところでも併せてそれを見て表現をしていただかないと、一部分からだけだと、どうしてもやっぱり誤解を生じかねないものだというふうに思っておりますので、まずほかの予算のほうも見ていただければと思います。

○総務課長（武士沢 忠正君）

予算の編成方法ということでございます。先ほど町長も答弁いたしましたけれども、実績値というところでのベースで予算の組立てを行っております。事業の成果によりまして歳入が上下するという状況であれば、歳出の財源としているものが歳入であります。結果として歳入が目標値に届かなかつたとなれば、歳入のほうを減らすということはその時点でできませんので、不足分を基金なりから補うとかというような編成方法にどうしてもなってしまうので、そうならないようにということで、固めの歳入の金額ということで予算の編成をしているところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（藤原 文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

次に、歳出、1款議会費及び2款総務費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

歳出、1款及び2款につきまして補足説明申し上げます。

31ページをお願いいたします。このページから次の32ページまでの1款1項1目は議会費であります。議会運営及び議会活動に要する経費で、議員報酬、手当、共済費等、また議会事務局職員の人件費及び事務費となっております。

次に、2款総務費のうち、総務課関係分について補足説明いたします。33ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費であります。特別職と総務課、会計課職員の人件費が主なものであります。2節給料、会計年度任用職員給料1,107万1,000

円は、電話交換手、公用車運転手、会計課窓口、庁舎宿直の合計6名分の給料であります。

34、35ページをお願いいたします。8節普通旅費であります。姉妹都市であるタムワース市から訪問のご招待をいただいたことを受け、4月中旬に5名が訪問するための旅費300万円と例年計上している旅費分の合計460万4,000円を計上しております。10節需用費の消耗品費791万2,000円は、役場全体で使用する消耗品、コピー機消耗品、図書、冊子などに係る経費であります。印刷製本費334万4,000円は、例規集の追録代が主なものであります。12節職員研修委託料27万5,000円は、ハラスメント研修会開催に係る経費であります。例規整備支援業務委託料145万2,000円は、令和5年度からの定年延長に対応するための例規などの整備をするものであります。

13節使用料及び賃借料の使用料173万6,000円は、インターネットによる法令解説情報サービス及び町条例などの例規執務サポートサービスの利用が主なものであります。18節負担金補助及び交付金の退職手当組合負担金6,510万3,000円は、職員119名分の負担金であります。

36、37ページをお願いいたします。18節在京三戸会賛助会費15万円は、東京方面に在住する三戸町出身者で構成される会の活動に対する補助であります。

2目財産管理費であります。庁舎維持管理、公用車、防災無線、光ケーブル等の財産管理に要する経費であります。10節需用費は、燃料費625万円、電気料1,077万8,000円であり、修繕費633万3,000円の主なものは、旧三戸北小学校屋根修繕、庁舎空調ダイヤフラム弁交換、テレビ共同受信施設無停電電源装置の更新のほか、庁舎維持管理修繕140万円が主なものであります。12節委託料の庁舎清掃委託料369万6,000円は、平日清掃1名、週1回清掃3名、床ワックスがけ、窓ガラス清掃、じゅうたんクリーニングなどに係る経費であります。空調設備保守管理委託料466万4,000円は、庁舎空調設備の冷暖房切替えのほか、定期点検整備に係る経費であります。

37ページ、光ファイバー設備管理委託料531万1,000円は、町が斗川、猿辺地区に整備した光ファイバー施設管理委託に係る経費であります。施工管理委託料273万9,000円は、防災行政無線等改修工事に伴う工事監理委託料であります。土地鑑定委託料26万円は、町有財産1か所を売却するための鑑定委託料であります。13節使用料及び賃借料、電柱借上料467万1,000円は、光ファイバーを敷設しているN T T柱、東北電力柱の借り上げに要する経費であります。14節工事請負費、防災行政無線等改修工事請負費2億2,901万6,000円は、令和3年度から4年度まで2か年の総事業費4億5,803万1,200円のうち、令和4年度分の事業費であります。

38、39ページをお願いいたします。24節積立金のふるさと三戸応援基金積立金1億5,500万円は、ふるさと納税の歳入見込みから事務費等を除いた残を基金に積み立てるものであります。次の森林環境譲与税積立金1,238万8,000円は、交付予定額から林道整備等林業振興費に充てるほか、基金に積み立て、木材利用促進、間伐などの目的に使用するものであります。

3目総合行政情報システム導入費は、役場が行う行政事務などのシステム管理、運営に要する経費であります。主な事務は、住民基本台帳、町税、国民健康保険、介護保険、財務会計などであります。12節委託料のシステム保守委託料751万1,000円は、行政情報システムのソフトウェア及びハードウェア保守に係る経費であります。12節システム改修委託料71万5,000円は、人事給与システムについて、法改正による非常勤職員への対応に係る経費であります。公会計システム保守委託料44万円は、一般管理費から予算科目を移動したものであります。行政手続オンライン申請管理システム導入委託料766万7,000円は、子育て、介護関係のオンライン申請に必要となるシステ

ムを導入するものであります。13節使用料2,547万6,000円は、これまで庁舎内に設置したサーバー機器と接続していた住民情報システムについて、インターネット回線を經由するクラウド方式により使用するための経費であります。

39ページ、18節負担金補助及び交付金の中間サーバー運営負担金310万1,000円は、マイナンバー制度の運用に係るデータセンター設備の運営経費を負担するものであります。

4目交通安全対策費、14節工事請負費の交通安全施設設置工事請負費100万円は、カーブミラー、シングル5基、ダブル2基の設置を予定しております。

46、47ページをお願いいたします。2款1項10目諸費であります。12節委託料のコミュニティバス運行委託料3,196万1,000円は、町内12路線に係る運行経費であります。デマンドタクシー運行委託料300万円は、杉沢、蛇沼、目時、斗川、大舌、遠藤、小中島の各地区へ、1人1乗車500円で利用できる乗合タクシー運行に係る経費であります。

47ページ、18節負担金補助及び交付金の路線バス減収負担金852万8,000円は、町内でバスを利用した際に、広域路線バスに乗車した場合であっても、町内コミュニティバスと同様に100円で利用できるよう、差額を負担するものであります。路線バス維持費補助金344万1,000円は、田子線、諏訪ノ平線などの広域路線バスの運行赤字分に対して、路線維持のため補助をするものであります。

51ページをお願いいたします。2款4項1目選挙管理委員会費は、年4回の選挙人名簿登録に係る選挙管理委員会の開催に要する経費と、その事務費であります。2目参議院議員選挙費は、令和4年7月25日に任期満了となる参議院議員選挙に要する経費であります。

52ページをお願いいたします。3目青森県議会議員選挙費は、令和5年4月29日に任期満了となる青森県議会議員選挙に要する経費であります。

54ページをお願いいたします。2款6項1目監査委員費であります。月例監査、決算審査に要する経費で、1節の委員報酬37万8,000円が主なものであります。

以上で2款総務費での総務課関連の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

2款総務費のうち、まちづくり推進課所管分について補足説明申し上げます。

まちづくり推進課では、人口減少・移住定住対策、ふるさと納税、企画調整、まちづくり、商工観光、雇用、広報、統計、町内会、広域行政等、幅広い分野の業務を所管しております。

令和4年度の重点事項でございますが、国史跡指定後の三戸町跡城山公園の来訪者の増加を見込み、地域経済の活性化につなげる事業や環境整備を行うとともに、来年度に迎える11ぴきのねこ生誕55周年記念事業として、昨年練馬区で行われたまるごと馬場のぼる展が7月2日から約2か月間、八戸市美術館で開催されることから、この巡回展とタイアップしたイベント等を企画しており、引き続き11ぴきのねこのまちづくり事業のさらなる推進を図ってまいります。

また、移住、定住対策の効果的な推進、対話によるまちづくりの推進を図り、みんなが集う、みんなで創るさんのへの実現に向け、着実に事業を実施してまいります。

また、ふるさと納税事業につきましては、今後も返礼品の充実を図り、町や特産品を全国に向けて強力にPRするとともに、安定的な収入を確保して、持続可能な財政運営に貢献してまいります。

それでは、40ページをお開き願います。2款1項5目地方創生推進費は、三戸町プロモーション事業、コワーキングスペース及びお試しサテライトオフィスの管理運営事業、まちづくり人材育成事業、大学連携事業に係る経費でございます。8節旅費の普通旅費168万5,000円は、三戸町魅力発信プロモーション事業とリモートワーカー等誘致促進事業に係る経費が主なるものでございます。町の魅力を全国に発信し、交流人口及び関係人口の拡大を図るため、八戸圏域連携中枢都市圏が日比谷OKUROJI内にオープンした8baseでの11ぴきのねこのまちさんのへファンミーティング事業や大阪市の阪急阪神百貨店におけるプロモーション事業を予定しております。リモートワーカー等誘致促進事業では、IT事業者の誘致及びリモートワーカーの移駐促進を図るため、先進地視察やマッチングセミナー参加のための経費でございます。10節需用費の消耗品費96万8,000円は、弘前大学と包括連携協定を締結している県内15市町村の地元産品を活用した、学生に対する食支援事業に要する経費が主なものでございます。三戸町産のお米や加工品の詰め合わせを200パッケージ提供するものでございます。

41ページに移ります。6目文書広報費、10節需用費の印刷製本費912万4,000円は、広報さんのへ年間12回分の発行に要する経費でございます。発行ページ数と回数は前年度と変わりありませんが、原油等材料費の高騰により、昨年度よりも増額して計上しております。

42ページをお願いいたします。7目企画費は、11ぴきのねこのまちづくり事業、ふるさと納税事業、移住定住促進事業、広域行政等に係る経費でございます。1節報酬、会計年度任用職員報酬223万2,000円は、昨年11月に任用いたしましたホップ生産復活ミッションに携わる地域おこし協力隊員の報酬です。7節報償費の記念品9,305万6,000円は、ふるさと納税寄附者へのお礼品に係る経費が主なる内容でございます。お礼品として、リンゴ、サクランボなどの果樹をはじめ、ニンニク、リンゴジュースなどの地場産品のほか、11ぴきのねこ特製品を設定しております。これらの購入により大きな経済効果を発揮するとともに、お礼品の贈呈により全国に三戸町の名を周知できるものでございます。8節旅費の費用弁償30万2,000円は、アップルドーム内のほのぼの館リニューアル記念セレモニーにお招きするこぐま様をはじめ、関係者の費用弁償です。7月から開催されますまるごと馬場のぼる展に合わせ、リニューアルを予定しております。同じく研修旅費では、地域おこし協力隊員の視察研修等に要する経費でございます。

43ページに移ります。11節役務費の郵便料1,846万1,000円は、ふるさと納税返礼品の発送に係る送料1万4,000件分が主なる内容でございます。ふるさと納税返礼品に係る送料分は、品代と分けて直接配送業者に支払うこととしたため、その送料分が昨年度よりも増額となっております。同じく役務費の広告料773万8,000円は、ふるさと納税のリピーターの獲得及び前年度寄附者への実績報告のためのダイレクトメール送付のほか、7月から八戸市美術館で開催されます巡回展、まるごと馬場のぼる展の会期中前から終了までの3か月間、ラッピングトレイン2両の車内広告に、バスツアーや11ぴきのねこ生誕55周年記念イベント等の広告を掲出しようとするものでございます。手数料2,756万4,000円は、ふるさと納税受入れに係るポータルサイトの利用手数料でございます。現在楽天ふるさと納税をはじめ、6つのサイトを利用してございます。12節委託料の11ぴきのねこの石像巡りバス運行委託料63万4,000円は、巡回展とタイアップし、美術館に訪れた方を三戸町に誘客し、11ぴきのねこのまちさんのへを強力にPRするとともに、馬場のぼる先生のゆかりの地と石像を巡るバスツアーを行うものです。巡回展会期中の日曜日に5回実施を予定しております。一番下の移住ポ

ータルサイト改修委託料363万円は、平成27年に制作した移住ポータルサイト「おんでニャさいと」のリニューアルに要する経費でございます。これまでにサイトに掲載した空き家バンクの成約件数は21件となっております。

44ページをお願いいたします。同じく12節委託料の加工品製造委託料20万円は、地域おこし協力隊員が栽培したホップを使って製造するクラフトビールの製造委託料でございます。次の11ぴきのねこパネル製作委託料128万7,000円はほのぼの館に設置する11ぴきのねこほかのキャラクターパネルを、次の11ぴきのねこ石像製作委託料204万6,000円は、11ぴきのねこ生誕55周年を記念事業として、石造1体を製作しようとするものでございます。13節委託料及び賃借料の使用料575万5,000円は、ふるさと納税受入れに係るポータルサイト、ふるさとチョイス及びふるなびなどの利用料が主なるものでございます。18節負担金補助及び交付金の八戸圏域連携中枢都市圏連携事業負担金1,338万4,000円は、連携中枢都市圏における連携事業であります。圏域全体の経済成長の牽引、工事の都市機能の集積評価、圏域全体の生活関連サービスの向上を目指し、23施策78事業に係る負担金でございます。負担金の内訳は、八戸市立市民病院から三戸中央病院への医師派遣事業負担金が全体の75%、1,008万8,000円のほか、障害支援区分判定審査事務の共同実施事業、ドクターカー運行事業など16事業の負担金でございます。

45ページに移ります。補助金欄の移住定住促進事業費補助金1,669万円は、移住、定住を促進するため、住宅の新築や中古住宅の購入、リフォームに係る費用、賃貸住宅の家賃に対する補助に係る経費でございます。令和3年度は、これまでのところ新築が6件、中古住宅購入が5件、リフォーム20件、賃貸住宅家賃助成10件、家財処分3件の合計44件となっており、このうち移住者は6世帯16人ございました。引き続き効果的なPRにより移住を促進してまいりたいと考えております。

次の結婚新生活支援事業費補助金90万円は、新規事業として、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の方で、世帯所得400万円未満の世帯を対象に、住宅取得費または住宅賃貸費用、引っ越し費用やリフォーム費用に対して補助金を交付するものです。補助額は1世帯に対し上限30万円で、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の負担軽減を図ってまいります。予算は3組分を計上しております。

交付金欄の奨学生定住促進奨励金135万8,000円は、町の奨学金の貸付けを受けた奨学生が町に定住した場合、奨学金の返還額に相当する分を奨励金として交付するもので、現在対象者は8名です。2行下の移住支援金130万円は、東京23区などの都市部に一定期間居住し通勤していた方で、三戸町に移住し支給要件に満たす企業等に就業した場合に支援金を交付するものです。移住者1世帯100万円の基本額に、中学生以下の子供が含まれる場合1人につき30万円が加算されるので、今回中学生以下の子供1人が含まれる1世帯分の予算を計上しております。

53ページをお願いいたします。5項1目統計調査費は、統計調査に係る経費でございます。令和4年度は、5年に1度の就業構造基本調査が行われる年となっており、1節調査員報酬15万6,000円が主なる経費でございます。

以上で2款のうち、まちづくり推進課所管分についての補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○税務課長（遠山 潤造君）

令和4年度一般会計歳出、2款総務費のうち、税務課に関わる項目について補足説明申し上げます。

予算書は47ページからになってございます。2項徴税费、1目賦課徴収費は、職員

9名分の給与をはじめとする税務課の運営に要する経費を計上しております。その主なものについてご説明いたします。1節報酬は、固定資産評価審査委員会の委員3名が会議、研修会等へ出席する際の委員報酬を計上しております。

48ページの10節需用費では、納税通知書等の印刷製本費371万7,000円が主なものとなっております。11節役務費では、郵便料132万円のほか、手数料76万5,000円には、コンビニ収納業務手数料として66万3,000円を計上しております。コンビニ利用件数は9,000件を見込んでございます。12節委託料では、令和6年度の評価替えなどのため実施する標準地鑑定委託料512万7,000円、評価時点修正業務委託料366万3,000円ほか、地方税共通納税対応システム改修委託料471万2,000円が主なものとなっております。

初めに、標準地鑑定委託料は、3年に1度行う標準宅地98地点の鑑定料468万9,000円と、下落修正のため毎年行います路線価地区39地点の鑑定料43万8,000円の合計額となっております。

次に、評価時点修正業務委託料は、適正な路線価等を算定するため、主要街路、標準宅地の選定などを行うもので、令和3年度から3年間実施されます。

また、地方税共通納税対応システム改修委託料は、令和5年度から共通納税の対象税目に固定資産税、軽自動車税が追加されることに合わせ、これらの納付書に地方税統一QRコードが導入されることとなったため、関連システムの改修を行うものでございます。地方税共通納税システムは全国共通のシステムであり、地方税ポータルシステムeLTAxの機能の一つとして、全地方団体が加入する地方税共同機構により運営されております。

次に、13節使用料及び賃借料のうち、使用料270万円は、eLTAxに接続するための使用料93万7,000円と申告支援パッケージソフト使用料171万6,000円がその主なものとなっております。また、地籍図等の管理を行う土地情報システム借上料321万8,000円と申告支援システムの機器借上料として155万2,000円を計上しております。18節負担金補助及び交付金では、市町村総合事務組合滞納整理機構の徴収業務に対する負担金80万円が主なものとなっております。

49ページの22節償還金利子及び割引料では、修正申告等により減額更正された過年度分の町税還付に要する経費として、町税等還付金300万円を計上してございます。

以上で税務課関係の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○住民福祉課長（馬場 均君）

総務費のうち、住民福祉課で所管しております49ページ、2款3項1目戸籍住民台帳費について補足説明申し上げます。

この目は、戸籍簿や住民基本台帳を管理し、住民票をはじめ各種証明書の発行のほか、個人番号カードの交付事務に関わる経費であります。職員人件費のほか、12節委託料の戸籍システムの改修、保守、13節使用料及び賃借料の戸籍システム使用料及び借上料が主なものであります。

令和4年2月末現在、総世帯数は4,180世帯、総人口は男性4,523人、女性4,894人、合わせまして9,417名となっております。昨年の同時期に比べ234人の減となっております。3か月以上滞在する外国人中長期在留者の数でございますが、54名となっております。マイナンバーカードの交付件数でございますが、2月末現在でこれまでに3,047件、交付率といたしまして31.4%となっております。今年度の交付件数は861件となっております。

以上で住民福祉課関係の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。
柳霽委員。

○柳霽 圭太委員

それでは、44ページ、そして45ページのほうをお願いいたします。

まず44ページの2款1項7目12節、11ぴきのねこの石造製作委託料のほうから、もう少し具体的に詳しくご説明のほうをお願いしたいと思います。どのように石像を設置する、何を建設予定かということ、これがまず1つ。

あと45ページのほうに移っていただきまして、同じく2款1項7目20節の消費者救済資金貸付制度預託金、この預託金というものは何かというのと、あと昨年度より増額していると思うのですけれども、その増額理由。こちら全部で3点についてお答えをお願いいたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

柳霽委員のご質問にお答えいたします。

まず、石像製作委託料の件につきましてご説明を申し上げます。この石像につきましては、平成31年3月に11ぴきのねこの石像が11体完成しまして、その後も11ぴきのねこのまちづくりをさらに推進させようとするところで、サブキャラクターの石像を製作しようとするもので、1体製作するものでございます。

続きまして、消費者救済資金貸付制度預託金につきまして、制度のご説明をさせていただきます。まず、この預託金でございますけれども、市町村が多重債務等の経済生活の再建を支援する観点から、消費者信用生活協同組合、信用生協と言われているところがございまして、そちらに貸付資金を融資する金融機関に対しまして預託を行うものでございます。こちらの貸付けを受ける方の対象となる方は、一般金融機関からの借入れが困難な方で、社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度等の対象とならない住民にとって、本貸付制度が債務の整理に向けた重要な救済措置となっているものでございます。

増額になりました理由といたしましては、これまで市町村が県内金融機関等に預託するその額の2分の1を上限に県が負担をしてございました。平成24年度から令和3年度、今年度までの10年間の時限措置として、今年度で支援期間が終了することから、この2分の1相当の額を各市町村で見るということで、4月からはこれまでの25万円の倍となる50万円を計上しているものでございます。ただし、この預託金のほうは、4月1日に金融機関のほうに預託されまして、年度末に全額が償還されるものでございます。

以上です。

○柳霽 圭太委員

預託金の制度内容、そして11ぴきのねこのご説明は大体承知いたしました。

11ぴきの石造の件なのですけれども、これはなぜ石像でなければいけないのかというのがまず1点。

預託金の制度につきましては、今後このような制度をご利用される方、またはこういった制度内容についてのご相談を受ける方というのは、コロナ禍であったり生活スタイルの変化によって増えてくると思うのですけれども、そういった方に対する対応

策というのは考えているのでしょうか。こちらについてお願いいたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

今回製作するのがなぜ石像でなければならないかというご質問でございます。

まず、11ぴきのねこの石造というのは三戸町のシンボルになっていると考えております。全国のファンの方も石像巡りというものを楽しみにしておりまして、実際に町を訪れている方も多くいらっしゃいます。その考えがありまして、今後も11ぴきのねこの石造というもので進めていきたいと考えまして、次なる石造はサブキャラクターで、町をにぎわせたいということを考えてございます。

ちょっと余談にはなりますが、今年東北管内の郵便局で行われましたご当地キャラクターに年賀状を出そうという企画がございまして、三戸町11ぴきのねこ宛てに1,145通の全国のファンから年賀状が届いておりました。郵便局のほうでまだ今年度の集計はしていないようですけれども、昨年は1,000通超えた場所というのは2件しかなかったということで、三戸町のこの11ぴきのねこに対するその件数というのは相当な注目であったというふうに考えております。

その年賀状の中には、コロナが落ち着いたら遊びに行きたいとか、石造を回りたいですとかというふうなご意見が多数ございます。交流人口であるとか関係人口の拡大を図る上でも、長く愛していただける石像の設置というのを進めていきたいと考えてございます。

2点目の消費者救済貸付制度の件でございます。この周知をどのように考えているかということでございますが、信用生協が行います無料相談会というものにつきまして、広報等で町民の方、もしくは窓口チラシを設置してお知らせをしております。そのような形で周知のほうを図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○越後 貞男委員

37ページの2款1項2目12節であります。テレビ共同受信設備管理委託料165万円、これは毎年のように計上されておりますが、少し内容について説明をしていただくようお願いいたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

テレビ共同受信設備管理委託料の165万円の内容であります。これは町が光ファイバー網の整備を平成25年に行っております。同じくらいのタイミングでテレビ放送がアナログから地上デジタルに変わっております。地上デジタル放送になる際に、山陰とか盆地であるとかというところの受診ができなくなる地域というものが発生しております。そういったところにテレビの電波を届かせるためにということで、国のほうでは動いていたわけなのですが、アンテナ増設というのも国のほうもなかなかできないというところで、光ファイバーという電話の線の、今であれば……光ファイバーです。そういった回線網を活用してテレビを受信させようということで、町のほうが国の交付金をいただいて整備をしているというものであります。

これの保守料というのは、光ファイバー網の保守委託で、テレビの受信点というものがありまして、沼尻のラジコン公園、あと斗川支所、あと三戸中央病院ということで、そこにテレビの受信点がありますけれども、そういったところの機器の保守であったりとかという内容のものであります。

以上です。

○越後 貞男委員

テレビ受信設備は、今説明していただいて私も分かりましたけれども、ほかにも設備があるわけです。三戸はこういう盆地ですので、私の住む梅内のほうにもあります。また、猿辺のほうにもいっぱいテレビ受信設備というか、その関係の組合があるわけです。そこでは、年間管理すると、管理委託料とかって業者に委託してやるようなのではなくても、正常にテレビも受信されていると。それがなぜこの関係だけ、そういう毎年毎年同じような整備しなくてもいい。私はいいと思いますけれども、していかなければならないのかと思います。それがどうですか。

○総務課長（武士沢 忠正君）

町内に役場以外の共聴設備組合があるのはこちらも承知しております。役場の難視聴対策というやつなのですけれども、件数が結構ありまして、あと経路が結構長いと。町内一円を巡っているような感じの光ファイバーということでございますので、台風とか雨とかでさらされるということもありますし、あと機械も電子機器ということを使っておりますので、こちらを定期的に監視して保守していかないと、いざとなったときに、災害等で切れたときに対応ができないということになりますので、機械の状態等々も確認していただくという意味合いで保守をお願いしているものであります。以上です。

○千葉 有子委員

44ページ、2款1項7目18節、結婚新生活支援事業補助金90万円について伺います。先ほどの説明で、1世帯上限30万円ということで、3組の想定ということでよろしかったか1つ確認です。それから、対象者や補助要件についても説明がありましたが、申請によるものと考えます。この活用について、活用促進など周知についてはどのようにするのか伺いたいと思います。また、補助金額に達したら打ち切りという認識でよろしいのでしょうか。3点お願いいたします。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

ただいまの千葉委員のご質問にお答えいたします。結婚新生活支援事業補助金のほうですけれども、こちらのほうの概要といたしましては、結婚に伴います新生活のスタートアップに係る経費の一部、こちらのほうを補助するものでございまして、新婚世帯の経済的負担の軽減、あと少子化対策というふうな2点の効果を期待するものでございます。こちらの補助事業の採択要件でございますけれども、補助対象世帯といたしましては、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下、またかつ世帯所得が400万円未満の婚姻世帯ということになってございます。補助対象経費でございますけれども、住宅取得費のほか、アパートなど賃貸費用、またリフォーム費用、あとは引っ越し費用などが補助対象経費となっております。補助上限額というものが30万円でございます。令和4年度、3件分の予算計上をさせていただきますけれども、国のほうから、ほかの地方公共団体のほうで執行見込みがない場合というふうな場合は、再度申込みというふうなものを募ることもあるかと思っておりますし、その際は町のほうも、申請がございま

したら補正予算のほうを組みまして、予算要求させてご審議いただきたいと考えております。

今年度の3件の計上でございますけれども、令和元年度、あと令和2年度の補助対象世帯というふうなものがどれくらいあるかというふうなものを勘案しまして、一応3件あれば充足するだろうというふうなことで3件の申請としてございます。

周知方法につきましては、こちらの事業のほう今年度新規事業になりますので、4月にまず要綱設定はするのですが、その後広報、リーフレット、各ご家庭に周知を図るようにいたします。また、県の東京事務所のほうなんかでもこういった事業のほうについては周知を図っておりますので、広く知れ渡るような方法を取ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○千葉 有子委員

この事業は少し前から行われていて、当町では今事業に着手しているということを知りました。この事業は、結婚を踏みとどまる大きな要因が経済的なことだということで、補助となっていますので、打ち切りがないということでしょうか。もう一回確認です。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

ただいまのご質問でございますけれども、国の予算の範囲内というふうなことがございますけれども、一概に打ち切りはしませんとちょっと申し上げにくい部分もございますけれども、必要な限り努力を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○千葉 有子委員

少しでも結婚する方が増えるようお願いいたします。
了解いたしました。

○久慈 聡委員

ちょっと聞き漏らしたところもあるので、もう一回教えてもらいたいところもあるので、41ページの18節、大学連携事業負担金の、これ50万円ぐらい減になっている理由をちょっと教えてもらいたいなということと、あと50ページの戸籍のところ、令和4年度のところの世帯数を聞き漏らしたので、そこを教えていただきたいと思います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

令和4年2月末現在の総世帯数でございます。4,180世帯となっております。
以上です。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

ご質問いただきました大学連携事業負担金、令和3年度65万円から令和4年度13万円に事業費のほうが減っている理由でございますけれども、こちらのほうは令和3年度に国立大学法人弘前大学との受託研究事業として実施してございます、地球温暖化が中長期的に三戸町の農業に与える影響というふうなものの研究をお願いしてございます。

令和3年度65万円なのですけれども、この研究を執行するに当たりまして、町内4地区、こちらのほうに気象観測計というものを仮設してございまして、そちらの仮設観測計の設置費用というふうなことで、初期の準備資金というか、準備金のほうがかさんでございまして、65万円というふうなことで多くかかってございます。

令和4年度事業の13万円ですけれども、そちらのほうの仮設気象計のほうの費用はもうかかりませんので、観測、あとは調査、こちらのほうのみの事業になりますので、13万円というふうなことの計上をさせていただきます。

以上です。

○佐々木 和志委員

2点伺います。

45ページ、2款1項7目の補助金、先ほど千葉委員からもお話がありました結婚新生活支援事業補助金で、趣旨は同じことなのですけれども、先ほどの担当課の答弁の中に、3組を超えた部分に関しては対応するようにするというような若干曖昧な答弁があったような気がします。少子化対策とか人口減少に対してかなり具体性のある取組だと、この事業自体評価するものでありますから、もしこの3組を超えて対象者がいた場合は、全て漏れなく実施していただきたいということをお願いしたいと思いません。

あと県からの補助金を活用するわけで、条件を付するという部分は分かるのですけれども、その条件のつけ方において、町の裁量によって条件の緩和等を考えてはいかがかということでもあります。所得400万円以下に関しては問題ないのですけれども、年齢39歳以下。先ほどの説明であれば、夫になる方、妻になる方、双方が39歳以下というような説明に聞こえましたけれども、少子化対策という観点からいけば、仮に夫になる方が40を超えていても、妻になる方が20代だとかというのであれば十分子供を産む可能性というのは高いわけですから、そこを町独自の裁量で対応してはどうかということ。

それと、これは町内在住の方、町外の方、限らず同じ条件だということだと思いませんけれども、移住、定住の観点から、町外から本町に来て結婚して新婚生活を送るといった場合は、通常移住、定住の事業に上乘せして、額を増やして実施するというのも考えてはどうかということですか。

いずれにしても、3組を超えて対応するというのであれば、年度中の追加の補正ということになるかと思えますので、その際、今言ったことも併せて検討していただけたらということをお願いしたいと思います。

2点目は、同じ18節の一番下の移住支援金130万円であります。昨年の委員会の中で、今まで実績あったのかということ聞いて、実績はないという中で、去年100万円から今年130万円に予算が増額されていると。これは何か見込みがあつての予算の増なのか。

以上、お願いしたいと思います。

○やわらかさんのへ交流室長（北村 哲也君）

まず1点目の3件で打ち切るのか、4件目、5件目も救うべきだというふうなことのお話でございまして、予算計上のほうは現在国庫補助金の申請を前提としまして3件で計上しておりますけれども、4件目以降につきましては、もし国庫補助等の要件がないにしても、結婚の促進ですとか移住、定住というふうなことの促進にもつながることですので、単独費でというふうなことでも検討してまいりたいと思いません。

す。

2点目、独自要件を設けて、入り口のほうもちょっと緩和してはどうかというふうなことですけれども、こちらの制度のほうは、確かに国のほうで標準的な要綱みたいな採択要件がございますけれども、町独自で規制のほうを緩和したりというふうなことで門戸開放することが可能だと思いますので、4月に策定いたします交付要綱のほうでは、そちらのほうで幅広く受け入れられるように取り組んでまいりたいと思います。

もう一点、移住定住促進事業費補助金のほうの上乗せとしてというふうなことですけれども、こちらのほうは他の補助金等の上乗せというふうなものがないものとなってございますので、結婚支援のほうで採択要件がございます新築ですとか中古物件の取得というのは、今現在30万円が上限になってございますけれども、移住定住促進事業費補助金のほうの補助限度額のほうが高いので、そちらのほうに誘導を図ってまいりたいと考えております。

もう一点は、2点目の移住支援金の実績でございますけれども、こちらの事業費補助金のほうは、令和元年度に創設された国の補助事業でございます。これまで令和元年度、2年度、そして今年度もそうなのですけれども、三戸町における支給対象者というのはございません。ただ、まず相談というのは年2件ないし3件、自分がその採択要件に合致しているかどうかというふうな問合せはございます。

今年度その支援金が130万円に増額になった理由でございますけれども、令和4年度から、これまでの移住支援金の、世帯が移住される場合の基本額がもともと100万円だったのでございますけれども、1世帯に中学生以下の子供が含まれる場合は、1名につき30万円が加算されてございます。この30万円の加算というのが令和4年度からになりますので、今回4年度のほうに計上させていただいております130万円につきましては、中学生以下の子供1人が含まれる1世帯分というふうなことで予算のほうを計上してございます。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

まず2点目のほうを先に、移住支援金がまた活用されなくて不用額にならないような取組をしていただきたいということです。

1点目に関しての、町外から移住して結婚して、新婚生活を送る方々に対しての支援でありますけれども、重複して補助を与えられないという考え方ももちろん分かりますけれども、今本町が一番取り組まなければいけない重要課題の一つがそういう人口減少とか少子化問題であるという状況の中で、この対象者の方々というのはこれから子育て世代に、ほとんどが子育て世代になるだろう、結婚して本町に移り住めば、人口の減少はもちろん、少子化対策にも大きく貢献するという観点から、何とかそこを町の裁量で門戸を開くような取組をするべきだというふうに私は思っています。

その点に関して、今ここで担当課のほうですぐ回答は出せないとは思っていますので、4月事業開始までに検討していただいて、そのときにまた報告いただければなというふうに思います。まずそういうふうな形で検討していただけるかどうかだけを回答いただきたいと思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ただいま佐々木委員からいただいたご意見、人口減少、少子化対策、これから子育て世代になる方々を迎え入れるに当たって、ほかと違う取組、もしくは優遇されるよ

うな取組で選ばれる三戸になれるように、まずは検討をしたいと思います。
以上です。

○竹原 義人委員

それでは、37ページ、2款1項2目財産管理費の、先ほど説明を受けましたが、12節委託料、土地鑑定委託料26万円の詳しい内容をお聞きいたします。

それから、43ページの7目11節の郵便料、ふるさと納税送料1,846万1,000円ということですが、これをもう少し内容等を聞きたいと思います。

それから、12節委託料、非常に三戸町は11ぴきのねこということで全国に発信して、多くの方々から来ていただくということでは、もっともっと力を入れていかなければならないなという思いでありますけれども、12節委託料の11ぴきのねこの石像巡りバス運行委託料、これは八戸の美術館とのタイアップ、日曜日5回ということですが、様々な事業を行います、これは7款で聞くべきだと思いますが、町の経済効果という、それと町の受入れ態勢にもっと力を入れなければならないのではないかな。そういう予算がないので、バスの運行等は走らせますけれども、町に対する効果ですね、そういう点はどういうところで出そうと思っているのか。

それから、45ページの同じく7目18節のふるさと納税特産品開発事業費補助金100万円でありますけれども、毎回開発はしておりますけれども、今回はどのような開発、またどのような対象の補助金を目指しているのか、ちょっと確認をしたいと思いますので、質問いたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

ただいまご質問の1点目の2款1項2目の12節委託料の一番下の段の土地鑑定委託料の26万円の内容であります。ここは土地建物1件分ということでご説明をいたしました。財産の名称をお知らせいたします。財産の名称は旧院長公舎住宅であります。中央保育所から行って右に曲がったところの財産であります。住所とすれば、梅内字桐萩の185番地となります。土地については約500平米、建物については159平米となっております。

こちらの建物について、購入したいという方のお問合せがあったところであります。売買する場合というのは、基本的には入札をかけて落札した方へお売りするということとなりますので、その際の設定金額の参考ということで、今回鑑定の委託をすることとなります。

以上です。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

まず、2款1項7目11節の郵便料、ふるさと納税事業の件でお尋ねにつきましてご回答したいと思います。

まず、こちらの郵便料として見込んでおりますのが、主にお礼品の送付料として1,400万円、このほかにふるさと納税事業としては合計で1,841万2,000円をふるさと納税事業として見込んでおります。それが受領証明書の発送時に係る経費として168万円、ワンストップ特例申請書の送付、返信等に係る経費が260万円、先ほど説明したお礼品の送付、送料が1,400万円等がございまして、ふるさと納税の事業、1,841万2,000円が郵便代として見ているものでございます。

2点目のバスツアーでございます。これは先ほど八戸市美術館の馬場のぼる展とタイアップということではご説明しておりましたが、せっかく馬場のぼる展に来た方を

そのままお返しするのではなく、ぜひ三戸町、11ぴきのねこのまちにも来ていただきたいと。馬場のぼる先生のゆかりの地を回るバスツアー等を計画しているもので、足がないから行けないということよりも、八戸市にお迎えに行っても三戸町を回っていただいて、三戸を楽しんでいただいて、前の日は美術館、次の日は三戸町で楽しんでいただきたいという願いから、このような企画をしたものでございます。

一応中身のほうは今後詰めることとはしておりますが、八戸市のほうから出発いたしまして、アップルドームに到着しまして、リニューアルしたほのぼの館等を見ていただきます。また、昼食等も考えてございましたので、まずはそこで町内のお店での昼食を取っていただく。あとは、石像等を回っていただくとか、または町内をちょっと歩いていただいて、石像を見ていただくなり、あと図書館の文化観光立県宣言のイラストを見ていただくとか、町内を回っていただく。あとは、道の駅に寄っていただいてお買物をしていただくとかという流れでツアーを組もうとしております。今回は青い森鉄道にも協力を呼びかけておりまして、ちょうど始まるあたりの時間に三戸に到着する電車、これをラッピングトレインにしてもらえないかというようなこともご相談をしております。そのような形で盛り上げる、来ていただいて三戸町で買物をしていただくと、食事を取っていただくということも考えてございました。

3点目のふるさと納税の商品開発につきましては、対象経費といたしましては、これまでと同様にふるさと納税の特産品の開発に係る経費といたしまして補助金を交付するものでございますけれども、特産品の開発の経費、あとは品質検査に係る経費、栄養成分分析等に係る経費、登録商標等に係る経費、商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費等、補助限度額が1件当たり25万円といたしております、1事業者につき年間1件を上限とするもので、4件分の100万円を計上しているものでございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

11ぴきのねこに関しては、三戸町に対する経済効果、その辺までよく考え、今のところ少しは考えているなと思います。もう少し今から詰めていくと思いますけれども、食事とか土産品とかいろいろ、とにかく来てもらわなければならないので、バスの件は金額的にいっても高額ではありませんので、もっと出してもいいのではないかと思います。

それと、ふるさと納税の特産品開発事業補助金ですけれども、毎回、毎回開発しているわけですが、今までの商品にヒット商品がないのか。ヒット商品があれば、そのものをやればいいと思うのですが、町のものは特産品、昔からいい商品がそろっていますので、開発、開発とどんどん商品開発は行いますけれども、何かヒット商品がないのかなと思っています。だから、何点を目指しているのか。1点、もう三戸のヒットが、その考え方で全然違ってきますけれども、どう目指しているのか、それを確認します。

それと、全然話が変わりますが、7目の町内会活性化事業補助金、それから町民提案地域活性化事業費補助金、これ町内会に対する補助金だと思いますけれども、今町では様々な場面で、町内会に対して自主防災組織の設立を促しているわけですが、総務課関係だと思ってここをずっと見ているのですが、ここで提案するのか。町内会活性化のところまで手を挙げて申請すれば、その自主防災等の設立とか組織拡充とかに、ここを使えるのかどうか、確認をします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

ふるさと納税の特産品の開発事業費の補助金につきましてご意見をいただいております。

まず、この事業が令和3年度から始まった事業で、今年度3件の商品開発をしていただいております。すぐにヒット商品というのはなかなか難しいかと思えます。それぞれの事業者のほうで、これはと自信を持ってお作りいただいたものがどのような反響になるのかというのは、今後見ていく形にはなろうかと思えます。

令和4年度も4件ということで100万円の予算を計上しておりますが、この中で1つでも、全部が注目される商品と、ふるさと納税の返礼品として、または地元で買っていただくような、そのような商品になっていただきたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩します。

（午後 零時10分）

休 憩

（午後 零時11分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

失礼いたしました。町内会活性化の補助金を町内会で自主防災等を増やす目的で活用できないかということでございます。活性化補助金の目的というのは町内会の活性化というものにございますので、まずは町内会のほうで、必要な経費等があればこの補助金の対象と考えることができますので、申請のほうをしていただきたいと思います。ただ、単位が町内会単位になるのか、もしくは町内会を超えた組織、大きい団体と隣の町内会というふうな場合にはちょっと難しいことにはなりますけれども、町内会単位のほうでお考えの場合には、活性化補助金のほうの活用が可能かと考えます。

以上です。

○竹原 義人委員

町のほうで、ぜひ自主防災組織としては増やしていきたい、計画にのっておりますので、消防団に関してはしっかりとした予算があるわけですが、その辺もやっぱり、申請、申請になりますので、その辺も考えていただきたい、そう思います。

それから、37ページのほうの財産管理費、今総務課長から詳しく説明を受けました。前の教育長が住んでいたところだと思いますけれども、私は購入者があるのであればどんどん売るべきだと思います。鑑定をしてもらって、例えば通常の鑑定は当たり前の金額が出ます。それだとなかなか、民間と考えた場合、売れないというようなこともあろうかと思えます。交渉段階で。ですから、売れる値段に鑑定してしまえば、それから下げて売れば、安く売ったのではないかと、町に損害を与えたのではないかとというような見られ方もある、誤解されることもあると思えますので、鑑定も必要でしょうが、500平米のもう古い建物であるというようなことを勘案した場合、売れる値

段で売って、三戸町に住所を置いてもらうというのが目的であろうと思いますので、あまりこだわらないで、町に人口を一人でも増やすという観点から、その後は固定資産税も入るわけですので、その辺を寛容に考えていただきたいと思います。

それと……もう全部聞いた。11ぴきのねこはどんどん売り出していただきたいと思います。それによって町の経済効果、ぜひ上がるようお願いをしておきます。

以上です。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

先ほど私の補足説明のところでも誤りがありましたので、修正をさせていただきたいと思います。

41ページの2款1項6目文書広報費、10節、印刷製本費のところの説明で、発行ページ数、回数は変わらないと申し上げましたが、正しくは年間12回の回数は変わりませんが、発行ページ数は平均20ページから平均18ページに変更となり、金額のほうはそれでも原油等の高騰によりまして増額となるものでございます。修正のほうをさせていただきます。

以上です。

○栗谷川 柳子委員

43ページ、7目企画費の12節委託料の中の移住ポータルサイト改修委託料ですが、平成27年からこの同じ業者に委託されているのかということと、それは非常に、皆さん、私の周りではちょっと検索しづらいとか、サイトの中で検索しているうちに戻るのがうまくいかなかったり迷子になったりするという声が多くて、実際のところ閲覧数というのは上がっているのかどうかということ。そして、空き家の売却につながったという件数が結構あるようなのですが、その方々はこのサイトを通して、このサイトを見て、そこから売却につながったと、100%というか、かなりの確率でつながったと考えてよろしいのかということが1点と、44ページ、同じく7目企画費の12節委託料、加工品製造委託料、これは地域おこし協力隊のクラフトビールの製造委託料だと伺ったと思いますが、これは試作費なのでしょうか、それとも本製品の製造をばんと委託できるという状態なのでしょうか。そして、本製品だった場合は、その販売元というのはどちらになるのでしょうか。

あと1点が45ページ、7目企画費、18節負担金補助及び交付金のところですが、町民提案地域活性化事業費補助金200万円というのは、実際の実績というか、利用の実績とか、効果ですとか、何か際立ったものがあれば教えていただきたいのと、それに対して、では200万円というのは足りるのか。足りるので予算に入っているとは思いますが、その町民の方々のこれの利用のしやすさも含めて教えてください。

移住定住促進事業費補助金ですが、これは事業者が、例えば移住してくる方というのは、仕事もあって、ただ移住してくる、定住するという方もいると思うのですが、起業を伴って移住してくる、定住するという方もいると思うのですが、例えばこの事業者、この方が店舗兼住居とか、事務所兼住居といった利用をしたい場合は、それは利用できる補助金なのでしょうか、教えてください。

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩いたします。

（午後 零時21分）

休 憩

(午後 零時 24分)

○委員長(藤原 文雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。
まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(中村 正君)

栗谷川委員のご質問にお答えいたします。

まず、移住ポータルサイトの業者の件でございましたが、保守は同じ業者をお願いしてございます。今回改修に当たりましては、当初製作しました会社のほうはもう既に解散しておりますので、選定の手段はプロポーザルになるか入札になるかはまだ未定ではございますが、別の業者になるものでございます。その際には皆さんに見やすく使い勝手のいいものというものを考えてまいりたいと思います。

あと44ページの委託料の加工品製造委託料でございますが、これはホップを使ったビールを製造するものですが、試作でございます。

続きまして、町民提案の活性化補助金の件につきましてですが、令和3年度につきましては1件の実績がございます。参考までに、平成29年は2件、平成30年が5件、令和元年、6件、令和2年度がゼロ件で、今回200万円を見込んでおりますのは4件分になります。事業費の上限が50万円、5分の4の補助金となります。

これまで実績のありましたのは、さくらと素敵な仲間たち、さんのへ川まつり実行委員会、即位の礼祝舞実行委員会等の団体に活用していただきまして、公益性の高いまちづくりを推進するために助成しているものでございますので、このような事業がございましたらぜひ活用をしていただき、町を盛り上げていただきたいなというふうに考えております。

○やわらかさんのへ交流室長(北村 哲也君)

45ページの移住定住促進事業費補助金につきまして、起業を伴って三戸町に移住される方を想定した場合に、店舗兼住宅も補助対象となるのかというふうな質問ですけれども、移住定住促進事業費補助金の交付に当たりましては、住居部分のみが対象となります。

以上でございます。

○委員長(藤原 文雄君)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○委員長(藤原 文雄君)

質疑を終結します。
午後1時30分再開予定をもって休憩します。

(午後 零時 27分)

休 憩

(午後 1時 30分)

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出、3款民生費について説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

3款民生費の補足説明を申し上げます。

民生費は、乳幼児から高齢者、障害者や各種福祉団体に至るまで、生活や福祉を充実させ、安心して暮らせるまちづくりのための費用であります。

令和4年度の住民福祉課の重点事業であります。安心して子育てできる環境づくりに必要な各種事業を引き続き実施してまいります。

55ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費は、職員の人件費と各種福祉団体に対する補助金や特別会計に対する繰出金が主なものであります。

56ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金では、民生委員、児童委員41人の活動費補助金や町社会福祉協議会の事務局職員6人分の人件費である運営事業費補助金が主なものであります。27節繰出金は、国保特別会計の職員人件費や出産育児一時金などに要する経費を負担するために繰り出しするものであります。

2目国民年金事務取扱費は、日本年金機構の委託を受け、国民年金に関する保険料の減免や厚生年金への移行などの受付業務を行う職員人件費が主なものであります。

57ページ、3目障害者福祉費は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の医療費や自立支援に要する経費であります。2月末現在の手帳の保持者数は、身体が436人、知的障害が114人、精神が118人の合計668人となっております。1節報酬は、自立支援協議会委員に対する10人分の委員報酬であります。

58ページをお願いいたします。19節扶助費は、障害者や障害児の医療費やサービス利用に係る費用が主なもので、説明欄中段の就労継続支援給付費7,413万6,000円は、一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を行うもので、45人分を見込んでおります。下から4行目、放課後デイサービス給付費2,148万円は、障害児に対する放課後や長期休業中の訓練等を継続的に提供するサービスで、10人分を見込んでおります。

4目老人医療費は、18節負担金補助及び交付金の青森県後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金と27節繰出金の後期高齢者医療特別会計に対する繰出金であります。

5目老人福祉対策費は、敬老会や老人福祉施設入所者措置費、介護保険特別会計への繰出金などの経費であります。7節報償費の報償金は、来年度に100歳を迎える7名の方のお祝金を見込んだものであります。10節需用費の食糧費は敬老会に関わるもので、数え年75歳以上の2,361人のうち580人の参加を見込んだものであります。12節委託料の高齢者等在宅支援事業委託料は、外出支援サービスや除雪支援サービスを社会福祉協議会への委託により実施するものであります。13節使用料及び賃借料の避難行動要支援者管理システム借上料は、災害時に自力で避難することが困難な要支援者に対して、適切な避難支援活動を行うためのシステム借上料であります。18節負担金補助及び交付金は、老人クラブ連合会と単位老人クラブ19団体への活動補助金及びひとり暮らしの安全を守るための緊急通報装置管理事業費補助金となっております。19節扶助費は、養護老人ホーム入所者3名分の措置費であります。27節繰出金は、介護保険特別会計に対する町負担分であります。

60ページ、61ページをお願いいたします。6目老人福祉センター費と7目総合福祉センター費は、各センターの維持管理に要する経費であります。老人福祉センター費の14節工事請負費は、重油地下タンク内面FRPライニング工事、屋外防水工事、新型コロナ交付金によるエアコン設置工事等に係る経費を計上しております。

62ページをお願いいたします。2項1目児童福祉総務費は、委員報酬や職員人件費、子ども医療費が主なものであります。1節報酬は、子ども・子育て会議15人分の委員報酬のほか、病後児保育事業の会計年度任用職員の報酬であります。

63ページ、14節工事請負費は、宇藤坂子供遊び場の遊具撤去に係る工事費であります。18節負担金補助及び交付金の出産祝金ほか各祝金は、5年目を迎える子育てサポート祝金を見込んだものであります。毎年10万円を5年間支給する出産祝金は、新規対象者を10人と見込み、2回目、3回目、4回目の受給者分も合わせ計45人分を、小学校入学祝金が13人、中学校入学祝金が11人、中学校卒業、高校入学祝金が6人分を見込んでおります。

64ページをお願いいたします。19節扶助費の独り親家庭医療費は、対象世帯106世帯、対象となる子供162人に、子ども医療費はゼロ歳から18歳までの児童生徒に対し、所得制限なく医療費の完全無料化を実施するもので、910人分となっております。

2目児童措置費は、子育て支援のための委託料と補助金、扶助費が主なものであります。12節委託料は、NPO法人子育て支援ネットゆりかごに委託して実施される地域子育て支援拠点事業委託料1,092万8,000円が主なものであります。18節負担金補助及び交付金の保育士雇用事業費補助金は、中央保育所の閉所に伴い、定員を増やして受け入れていただいた施設に対し、新規に雇用した保育士の人件費の一部を補助するもので、2人分を計上しております。保育士等处遇改善臨時特例交付金は、保育士等の給与引上げを行った事業者に対して、当該引上げに必要となる費用を交付するものであります。19節の扶助費では、保育園や認定こども園への給付費と児童手当が主なものであります。教育施設型給付費は昨年度より2人増の25人分、保育施設型給付費は昨年度より22人減の200人分の入所を見込んでおります。教育・保育施設副食費は、幼保無償化に伴い、副食費の国の免除基準を満たさない者に対し、町が単独で負担し、3歳以上児の副食費完全無料を実施するための86人分の経費であります。児童手当9,324万円は、令和4年2月末現在、中学3年生までの支給対象児童725人分に係るものであります。

3目斗川児童館費から、66ページのほうをお願いいたします。4目中央児童館費までは、町立児童館の管理運営に要する経費であります。4月からの入館状況であります。斗川児童館の幼児は4人、学童は1年生から6年生までの24人、中央児童館の学童は1年生から6年生までの112人となる見込みであります。

なお、絵本とお話の町づくり事業費は廃目となっておりますが、乳児への絵本プレゼントや読み聞かせ等に係る経費につきましては、1目児童福祉総務費に予算計上しており、事業を中止するものではありませんので、ご了承くださいようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

久慈委員。

○久慈 聡委員

何点か質問させてもらいます。

まず、56ページ、18節、社会福祉協議会運営費補助金2,143万3,000円と。これ前よりもすごく増額、一気に600万円ぐらい増額していました。人件費ということですが、人件費がいきなり600万円高くなったのですか。それが1点。

それから、62ページ、3款民生費、2節給与、会計年度職員給与ですけれども、昨年度に比べてどんと減って1名分の給与になっています。1名分の給料となっているのだけれども、問題ないのであれば問題ない理由と経費節減になった経緯をお知らせください。

次に、63ページ、児童総務費、絵本プレゼントと読み聞かせがなくなったということでしたけれども、この中に含まれるのであればどこの部分に当たるのか。

次に、14節、遊具撤去請負費、これですけれども、場所はどこなのか。

それから、64ページ、18節、認可外保育施設利用軽減事業補助金54万円、それから一番下、保育士等処遇改善、これは財源はどこから来ているものかどうか、国から来ているのかどうかを確認したいなというところ、それから廃目に関して、事業を廃目にした理由を説明ください。

以上です。

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩いたします。

（午後 1時45分）

休 憩

（午後 1時52分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

久慈委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の社会福祉協議会に対する補助金の金額が増額している理由についてでございます。社会福祉協議会に対する補助金につきましては、基本的に補助金交付の際は、社協の前年収支差額から車両、PC等の更新に向けた必要な経費、こちらのほうを除いた額を補助するというのを基本ルールにするということとしてございます。このため、収支差額によって毎年金額のほうに変動するというところでございまして、今回につきましては社会福祉協議会のほうの収支の結果が少なかったことによりまして、補助金のほうが増額になったというところでございます。

次に、会計年度職員の給料、そちらのほう下がったと、金額が減っているということについてのご質問でございました。こちらにつきましては、こちらのほうはフルタイムの会計年度職員の給与となりますけれども、人員の入れ替わりがあるということで金額が下がって、トータルで減っているということでございます。

次ですが、絵本プレゼント、絵本とお話の町づくり事業の部分についてですが、こちらのほうはどこに含まれているかということで、3款2項1目の報償費、謝金の部分、旅費、費用弁償の部分、需用費、消耗品の部分、同じく需用費、食糧費の部分、それから役務費の郵便料の部分、それから使用料及び賃借料の自動車借上料の部分で

ございます。

続きまして、遊具の撤去についてでございます。どこの遊具を撤去するかというところでございますが、こちらのほうは今年度、宇藤坂の子供遊び場の遊具撤去に係る工事費となります。

次でございますが、補助金でございます。認可外保育施設利用軽減事業費補助金、こちらのほうにつきましては町単独のものとなっております。

続きまして、保育士等処遇改善臨時特例交付金、こちらでございますが、こちらは国からの補助で、10割補助となっております。

続きまして、最後に絵本とお話の町づくり事業費の目の廃目になった理由ということでございますが、こちらのほう、こちらの内容的なものが子育て事業と同一のものであるということで、今回統合して1つにまとめたということでございます。

以上です。

○久慈 聡委員

まず1個目から行きます。社協の説明では人件費だと。6名分の人件費だということだったのですけれども、今車両とPCを除くものというふうな形をすると、人件費だけでは違うのかなと。どっちの説明が正しいのかなというのが1点。

それから、収支が少ないから補填するために上げたという説明だったと思うのですが、そういうふうな形になっているのかちょっと確認したい。要は社会福祉協議会でやってくれるのに委託してお願いするわけですが、赤字の分がいっぱい出たら補填しなければならないで、増えましたよという認識でいいのであれば、もう一回そこを説明してもらいたいし、赤字いっぱいになるのであれば、ではどこまで補助するのかというのちょっと確認したいので、そこをお願いします。

次に、会計年度職員の件、62ページです。会計年度職員の件が、昨年度が幾らだったか、今あれなのですけれども、確か2名分ぐらいの人件費が入っていたと思うのです。2名分ぐらいの人件費だったものが1名分になっているという解釈で私は見させてもらっていたのですが、そうではないということですか。人員は減っていないで、フルタイムになったよという形なのかどうか、もう一回ちょっと、私も金額は今から見ますけれども、人員の変更はなかったのかというところをもう一回回答していただきたいと思ひますし、私は2名から1名になったので大丈夫なのかという心配があるので。本当にそれで問題ないのかというところが知りたい。

それから、絵本のプレゼントに関して、どれになっているのかと言ったのに、ちょっと早くて、民生費のどこのどこ、どこどこと言われたときにチェックできなかったのですが、私がチェックできたのは、63ページの11節の役務費の郵便料と13節の賃借料の自動車借上料、この2つしかチェックできなかったのもう一回その部分をお知らせいただきたいし、逆に事業をなくして統合したというのであれば、事業費としてあるのであれば事業名がここに出てくるのかなと思うのですが、そうではなくて、事業名がなくなって、いろんな報償費とか需用費とかに入っているというものの意味合いが理解できないので、そこをどうしてそうしたのか教えていただきたい。

次に、認可外、町単費、分かりました。認可外保育の事業の件、新しい事業だと思ひます。それから、保育士等処遇改善も新しい事業だと思うのですが、認可外のところの説明をもう一回、どういうやつなのか、ちょっと説明をお願いします。

それと、ちょっと戻って60ページのところの14節工事請負費で、老人福祉センターの改修工事のところですが、これで老人の部分と子供のところを分ける工事な

のかな。何かFRPとかいろいろ先ほど説明したのですけれども、ちょっと知識がなくて理解できなかったので、もう少し詳しく教えていただきたい。目的を、どういうふうな形で何をするのか。お願いします。

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩いたします。

（午後 2時01分）

休 憩

（午後 2時05分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（武士沢 忠正君）

久慈委員のご質問でございますが、絵本とお話の町づくりの事業費、廃目になった件でございます。令和3年度の当初予算におきまして、絵本とお話の町づくり事業費ということで、これは3目で設定をしております。その内容につきましては、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、賃借料ということで、予算は41万5,000円ということになってございます。予算の内容については、それぞれ謝金とか消耗品、食糧費、郵券料、自動車借上料ということで、額のほうが細かい額になってございます。令和4年度の予算においては、こちらのほうの目を廃止いたしまして、1目の児童福祉総務費のほうに反映されているということでございます。

なぜこのようにしたかということでございますが、予算の使用に当たりましては、もともとの金額が少ない予算でありますと、なかなか事業が、やる際にうまく使えないとか、例えば足りなくなると、そこで予算がもう使えないとなったりとかということもあります。同じ目の中に溶け込ませるということをすれば、何かやりたいというときは調整をして予算を使えるということになりますので、そういった活用の仕方があるかなということで、廃目にして統合したということになってございます。それぞれ去年からの費目がどこに落ちているかというのは、住民福祉課長のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○住民福祉課長（馬場 均君）

もう一度ですが、社会福祉協議会に対する補助金に関する質問についてでございます。こちらのほうですが、基本的に人件費分を補助しているということがまず原則になっております。ただし、その補助額、6人分の人件費で最初金額を決定するのですけれども、その上で社会福祉協議会のほうの収支状況を見ると、そこが前提として、その後で社会福祉協議会のほうの収支の状況を見るということになっております。

社会福祉協議会のほうの収支の状況が大幅にプラスになっているような場合は、その補助金額から、収支が多くなっている、黒字になっている部分の一部を補助金の額から引下げさせていただくというルールになっているということでございます。このため、今回の当初予算では、社会福祉協議会のほうの黒字が前よりも少なくなったということで、減額される額が少なかったということで、補助額が増えたように見えるのですけれども、そういった経緯で、今回増えたように見えているというところでご

ざいます。

次の会計年度職員の給料と報酬のところになります。大変すみません。先ほど私が説明したのが、人が替わるので若干減っているというふうな説明を申し上げましたが、ちょっとそれは訂正させていただきます。もう一度確認ですけれども、令和3年度と令和4年度の給料のところの比較でございますが、令和3年度の会計年度任用職員の給料が175万4,000円となっております。これが令和4年度では180万8,000円となっております。ですので、減ってはいないと思います。この分がフルタイムの会計年度職員の方で、パートの分は報酬の部分の会計年度任用職員報酬ということで、これ令和3年度ですが、237万9,000円、令和4年度が会計年度任用職員の報酬が231万3,000円ということで、それほど大幅な変動はないものというふうに思っておりますが、そこはこれでよろしいでしょうか。

(「暫時休憩」と言う者あり)

○委員長(藤原 文雄君)

暫時休憩いたします。

(午後 2時10分)

休 憩

(午後 2時20分)

○委員長(藤原 文雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

久慈委員。

○久慈 聡委員

質問をし直します。

62ページ、3款1節、2節、3節で、令和3年度は1,000万円ぐらいなのですが、今現在金額が下がっているということで、人的に問題がないかということと、人件費が下がった理由をお知らせください。

それから、次の質問に行きます。それで、では2回目の質問で答えていただくという形をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長(藤原 文雄君)

よろしいです。

住民福祉課長。

○住民福祉課長(馬場 均君)

今の質問のほうにお答えしたいと思います。

要は病後児保育施設のほうの人員の配置ということの問題になろうかと思えます。基本的には、今年度、正職員1名、兼務でございますが、正職員1名、あとフルタイムの会計年度職員1名とパート4名という体制で業務のほうを行っております。人員体制につきましては、来年度も同様の体制で行うこととなっておりますので、業務のほうには問題ないと、支障ないということでご了解いただければと思います。

続きまして、老人センターの工事の中身についてということだと思えますが、こち

らのほうが、現在予定されているものが、老人福祉センターの地下にございます重油をためておくタンク、こちらのタンクのほうの内側のほうが腐食等しないように、内側にFRPを塗布するというふうな工事を行うものが1件、それから屋上の防水工事を行うものが1件、あとは新型コロナ交付金を使用しまして行いますエアコンの設置工事が1件ということで、現在予定をしているところでございます。いずれも、重油のタンクと屋上の防水工事、こちらのほうは施設全体の工事という形になります。

認可外保育に関する補助についてでございます。こちらのほうは、事業の内容といたしましては、企業主導型の保育施設のほうが昨年設置されております。こちらの保育施設の利用料と町の基準利用料、こちらの差額が発生する場合があるということがございまして、その差額分につきまして、同額になるように助成をするということになるものでございます。

続きまして、絵本とお話の町づくりの経費の部分でございます。もう一度読み上げたいと思います。報償費の部分で謝金の部分、旅費の部分で費用弁償の部分、需用費の部分で消耗品費と食糧費の部分、それから役務費で郵便料の部分、それから使用料及び賃借料で自動車借上料の部分、以上となっております。

以上でございます。

○久慈 聡委員

分かりました。廃目の理由も分かりましたし、続けられるということで、町が唯一お子さんに物として現品として渡す、また夢を与えるという形にとつては、非常にいい事業だと思っています。ぜひ事業名がなくなっても続けていただければなと思います。

それと、先ほどの56ページの社協の件にちょっと戻るのですけれども、大体の説明は分かりました。赤字になっているとか、収益がうまくいかないところを人件費で補填したり調整しているという解釈でよろしいのかな。ちょっと腑に落ちないのですが、そういう形で調整をしているというふうな認識を持ってよろしいかどうかだけお願いします。

○住民福祉課長（馬場 均君）

社会福祉協議会に対する補助金の金額の決定の話でございます。もう一度説明させていただきますが、社会福祉協議会に対しましては人件費分、原則として人件費分を補助金として交付することとしております。それが基本的な金額の設定となります。そこがありまして、あとは社会福祉協議会のほうの収支の状況、こちらを勘案すると。金額を決定するに当たって。社会福祉協議会のほうが収益が上がって、大きな黒字等を発生させている状況と、そういうふうな状況になった場合は、その分から一定額を勘案して、補助金のほうから黒字分を引きますよ、その分を補助金から減らしますよという取決めといたしますか、方法で協議を行っているというところでございます。ですので、社会福祉協議会のほうが赤字になったから、その分また補填するのか、増やして補填するのかとか、そういうことではございませんので、ご了解いただければと思います。

以上です。

○竹原 義人委員

56ページ、3款1項1目18節、補助金、三戸町社会福祉協議会運営事業費補助金2,143万3,000円であります。今も久慈委員からも質問ありましたけれども、役場として

は、安心して子育てできるようにと課長から説明がありました。説明のときに、この予算は人件費の補助だというような説明でありましたけれども、人件費の補助であれば、その人件費の金額基準はどうなっているのかお伺いします。

○住民福祉課長（馬場 均君）

社会福祉協議会の職員の人件費につきましては、社会福祉協議会のほうで給料表のほうを設定して、それに基づきまして給料のほうを決定しているということでございます。その給料表等で算定された給料に基づいて計算した分につきましては、人件費を算出しているということでございます。

以上です。

○竹原 義人委員

社会福祉協議会の仕事としては、どうしてもやらなければならないこと、高齢者のことにしろ障害者のことにしろ、例えば役場でやらなければならない仕事の内容等になっていると思いますので、その基準は、例えば役場の職員基準のほうになっているのかどうかというようなことを聞きたかったのですが、社会福祉協議会で独自に基準を定めているということですか。

○住民福祉課長（馬場 均君）

ご質問にお答えしたいと思いますが、社会福祉協議会のほうで給料表のほうを設定しているのですが、その設定に当たりましては、町の職員の技能職に関する職員の給料表、こちらのほうを参考として設定しているということでございます。

○竹原 義人委員

了解しました。

○千葉 有子委員

3点ございます。

1点目、57ページ、3款1項3目12節委託料について伺います。コミュニケーション支援事業委託料32万3,000円、地域活動支援センター機能強化事業委託料322万4,000円、これについて事業内容を分かりやすく説明をお願いいたします。

2点目です。59ページ、3款1項5目7節報償費、記念品のところの48万8,000円。記念品の品物について、どのようなものかお知らせください。

3点目、60ページ、3款1項6目14節工事請負費、老人福祉センター改修工事請負費。先ほど久慈委員の質問で概要はお聞きしましたが、その内容の中にこれは入っていないかなというものがちょっとありましたので、お聞きしたいです。センターの窓の開閉の不具合や鍵の劣化の修繕とかは、この修繕の費用に入っていないのか。

3点お願いいたします。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいま千葉委員からご質問がありました2点目、59ページ、3款1項5目の7節報償費の中の記念品の内容についてお知らせいたします。

こちらは3点ございますが、まず1つが米寿を迎える方、88歳を迎えられる方へのお祝いのバスタオル、こちらが130人分、金額にしまして28万6,000円、それから100歳、来年100歳を迎えられる方のお祝いといたしまして、町の特産品であります百年

紅玉ジュース、こちらをお配りしております。こちらが金額で3万8,500円。そのほかに来年度敬老会をやった場合の、参加される方にお配りする記念タオル、こちら16万2,000円を計上しているということでございます。

以上でございます。

○住民福祉課長（馬場 均君）

コミュニケーション支援事業委託料について、そちらのほうの内容でございます。聴覚ですとか、言語機能、音声機能、そういった障害をお持ちになっている方に対して、意思疎通を図るために手話通訳等の方を仲介するという事業になってございます。基本的には現在聾啞の方の使用となっております、利用者の方は現在1名となっております。

あと地域活動支援センター機能強化事業委託料、こちらの方でございますが、こちらは障害者等が生きがいを持って働ける場を提供し、作業指導及び生活訓練を行うということで、こちらあすもこっのほうに対する委託料ということになってございます。

あと次が老人センターのほうの改修工事につきましてですが、こちらの中身に、サッシの鍵ですとか、そちらのほうの工事費が含まれていないかということでございますが、何か所かあるのですけれども、今年度できる部分につきましては改修する予定としてございます。まず今後も予算案等を勘案しながら、全体的に修繕してまいりたいと考えております。

以上です。

○千葉 有子委員

まず、記念品のことについてもう一度お聞きしたいと思います。

88歳、100歳、それから敬老会の方への記念品、いろいろなことから、昔は88歳の方は大きな座布団とかあったのですが、敬老会のタオルについて、私の記憶違いでなければ、町民の声の方のまた記憶違いでなければ、商品券をもらったのだよと。それを楽しみにしていたのだけれどもということでお声を聞いていました。いろんな財政面やお考え方もあると思うのですが、それが間違いなければ、タオルとなった経緯をお聞きしたいなと思います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

新型コロナウイルスの影響によりまして、令和2年度及び令和3年度、敬老会のほうを中止いたしました。令和2年度に限りましては、委員が今おっしゃったように商品券お一人1,000円分、お送りさせていただいたところでございます。ただ、これをお送りにするに当たりまして、金券であるということで簡易書留ということで、1通当たり440円送料がかかってしまうということもございまして、今年度はタオルと対象者名簿のほうを送付させていただいたところでございます。

以上です。

○千葉 有子委員

町民の方にはそのようにお伝えしますが、また事情が許せば、とても楽しみにしていらしたそうなので、よろしくお聞きしたいと思っております。

先ほどの老人センターの改修については、鍵の不具合も検討して下さるということですので、できることから取り組んでいただければありがたいと思っております。ありが

とうございました。

○委員長（藤原 文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

次に、歳出、4款衛生費について説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

4款衛生費について補足説明申し上げます。

69ページをお開き願います。4款1項保健衛生費は、町の健康増進計画であります健康さんのへ21に基づき、町民の健康づくりに取り組むための予算を計上しております。

1目保健衛生総務費は、健康推進課における職員人件費、事務的経費等であります。7節報償費のうちの記念品には、サンカードを利用した健康ポイント事業分の54万6,000円が含まれております。対象者につきましては、健診受診者、ウォーキング事業参加者、各地区で行われております通いの場の参加者を対象として実施いたします。

70、71ページをお開き願います。12節委託料、心の健康づくり事業委託料3万5,000円は、いのち支える三戸町自殺対策計画に基づき、小中学生を対象に実施する心の健康教育をNPO法人への委託により実施するものであります。

2目予防事業費は、各種予防接種等に要する経費と新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に要する経費であります。12節委託料4,968万円のうち、説明欄1行目の日本脳炎予防接種委託料から16行目のロタウイルス予防接種委託料までは、各種予防接種に要する経費であり、医療機関への委託により実施するものであります。新型コロナウイルスワクチン接種に関しましては、ワクチン接種に関する問合せや予約受付に対応するためのコールセンター業務委託料、感染性医療廃棄物処分委託料、新型コロナウイルスワクチン接種7,026回分の医療機関への委託料を計上しております。

72、73ページをお開き願います。3目母子保健事業費は、母子保健法に基づく妊産婦や乳幼児の健康保持、増進に係る経費であります。7節報償費の謝金166万円は、乳幼児健康相談等における看護師、歯科衛生士などへの謝金であります。12節委託料、妊婦健康診査委託料422万1,000円は、妊婦の健康診査を医療機関へ委託して実施するものであります。また、幼児フッ素塗布事業委託料31万2,000円と産後ケア事業委託料7万2,000円を新たに計上しております。

幼児フッ素塗布事業委託料は、幼児期の虫歯有病者率の低減と将来的な口腔管理への意識づけを目的とした幼児フッ素塗布費用の助成を、町内歯科医院への委託により実施するものであります。

また、産後ケア事業委託料は、産後の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援するため、デイサービス型の産後ケア事業を民間助産施設への委託により実施するものであります。

4目健康増進事業費は、がん検診等に要する経費で、主なものは12節の成人病検診委託料1,167万6,000円であります。成人病検診委託料は、各種がん検診や人間ドック等、延べ2,556人分を見込んでおります。

74、75ページをお開き願います。5目環境衛生費は、町内の環境保全に要する経費で、18節負担金補助及び交付金の葬祭場負担金と浄化槽設置整備事業費補助金が主なものであります。新葬祭場は、昨年4月から供用開始いたしましたが、旧施設の解体と駐車場の整備が遅れたため、動物炉の建設が令和4年度へ繰延べされております。浄化槽設置補助金につきましては、5人槽3基、7人槽16基、10人槽1基分を見込んでおります。27節の簡易水道特別会計繰出金は2,119万6,000円であります。

6目病院費は、三戸中央病院特別会計への繰出金でございます。

4款2項1目塵芥処理費は、町内のごみ収集に要する経費であり、12節ごみ収集委託料は、一般家庭ごみの収集運搬に要する経費であります。18節負担金補助及び交付金は、ごみ処理施設負担金、資源物集団回収推進事業費補助金が主なものであります。資源物集団回収推進事業費補助金は、ごみの減量化とリサイクルの促進を図るため、新たに集団回収を実施しようとする町内会等の団体に対し、回収ステーションの整備費用として、1団体に20万円を上限に補助しようとするものであります。

以上で4款衛生費の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終了します。

10分後再開予定をもって休憩します。

（午後 2時46分）

休 憩

（午後 2時56分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出、5款労働費について説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

5款労働費について補足説明申し上げます。

77ページをお願いします。5款1項1目勤労青少年ホーム費の予算総額は71万円あります。予算の内訳は、勤労青少年ホームの施設の運営、維持管理に要する経費として、需用費、役員費、委託料を計上しております。10節需用費の修繕費29万1,000円は、玄関タイルの剥がれが目立ってきていることから、その修繕に要する経費です。勤労青少年ホームの利用は、音楽室でのバンドや軽音楽サークルの利用が主なものであり、体育室や調理室、図書室については障害者の小規模作業施設、憩いの森あすもこっの活動場所として、年間を通じて使用していただいております。また、1階ロビ

一の談話室については、高齢者を対象として運営する地域ふれあい交流サロンの活動場所として使用していただいております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

次に、歳出、6款農林水産業費について説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（極檀 浩君）

6款農林水産業費の令和4年度当初予算につきまして補足説明を申し上げます。

79ページをお開きください。6款1項1目農業委員会費は、農業委員会の活動に要する経費と事務局職員の人件費が主なものであります。1節報酬、委員報酬341万8,000円は、農業委員14名と農地利用最適化推進委員12名の活動費であります。8節旅費、研修旅費27万3,000円は、農業委員と農地利用最適化推進委員が各研修会に参加する経費であります。

80、81ページをお開き願います。2目農業総務費は、農林課職員の人件費、各集会施設の維持管理費が主なものであります。10節需用費から13節使用料及び賃借料は、各地域にあります9つの集会施設のほか、SAN・SUN産直ひろば、研修館及び農産物加工センターの維持管理に要する経費であります。14節工事請負費、遊具撤去工事請負費17万4,000円は、ウッド・ロフトかいもりにある遊具施設、ブランコとシーソーの撤去に要する費用であります。17節備品購入費、施設備品購入費9万1,000円は、ウッド・ロフトかいもり、大舌交流センターの防火カーテンの購入費用であります。

3目農業振興費は、当町の農業振興に要する経費であります。

18節負担金補助及び交付金の中段以降に記載してある補助金について、主な事業の説明をさせていただきます。82、83ページをお開き願います。葉たばこ生産環境改善事業費補助金700万円は、病害虫の防除薬剤の購入費と省力化のための生分解マルチの購入費の一部を補助するものであり、補助対象経費約4,253万円に対し、補助率6分の1を見込んだものであります。なお、令和4年産で廃作希望農家を募集しておりますJTの数字からいきますと、3年産の葉たばこは、生産227.93ヘクタール、173人が植付けしておりました。4年産の見込みでは、171.06ヘクタール、51.87ヘクタールの減、人数は123人、50人が廃作しておりました。経営所得安定対策推進事業費補助金121万円は、米の生産調整や水田活用の直接支払交付金等の事務的経費に係る補助金であります。

農業レベルアップ事業費補助金100万円は、農業者の創意工夫による自発的な提案や取組を支援し、農業経営に意欲的に取り組む農業者を育成するための補助金であり、高品質化や生産コストの低減に向けた取組に要する経費の一部を補助するものであります。鳥獣対策総合事業費補助金266万円は、鳥獣被害対策実施隊員が行う追い払いや捕獲活動に対して、1人1日当たり7,000円を上限に支給する手当や、実施隊員の

増員を図るために行う狩猟免許の取得費用に対する補助、農業者の自衛対策を促すために行う捕獲わなの購入費や、防護柵の設置経費の一部を補助するものであります。農業次世代人材投資事業費補助金300万円は、交付要件を満たす50歳未満の新規就農希望者に対し、経営が安定するまでの5年間について、1年目から3年目までは年間最大150万円を、4年目から5年目までは年間最大120万円を交付する事業であり、令和3年度に就農した個人2名分を計上しております。農業経営発展支援事業費補助金258万円は、令和3年度から新規就農した者の定着促進と経営の発展のために、取組に対する補助であり、家賃の一部を補助する農業従事者家賃補助、農地賃借料の一部を補助する農地賃借料補助、認定新規就農者となった者に対する就農支援金、青年就農計画の達成のための取組に要する経費の一部を補助する新規就農者定着化支援事業費補助金で構成されております。

肥料高騰緊急対策事業補助金1,661万4,000円は、コロナウイルス感染症の影響により見込まれる肥料価格の高騰に対し、農業者の生産費負担の軽減を図り、農業経営の安定化を目的とするもので、肥料購入価格の5%を補助するものであります。収入保険加入推進事業費補助金105万円は、農業経営のセーフティネットである収入保険の加入促進を目的とするもので、保険料及び事務費の個人負担額の50%以内を補助するものであります。農業経営安定化事業費補助金2,500万円は、コロナ禍における農作物需要の減少や価格の低迷等の不安定な経済状況に左右されない安定的で持続可能な農業経営の確立を目的としたもので、野菜価格安定事業対策作物の導入やスマート農業に必要な機械、設備の導入、ネット販売の構築、未利用施設の再利用化などに要する経費に対して補助するものであります。葉たばこ廃作転作支援事業費補助金50万円は、令和4年産で葉たばこ生産から退いた農業者等が、農地や農業施設の有効利用や、次期作に向けての品種選定等についての先進地視察や研修会等の自主的な活動に対して補助するものであります。

中山間地域直接支払交付金1億1,005万8,000円と多面的機能支払交付金901万円は、耕作放棄地の発生防止のために行う農地や農道の管理などの営農活動や国土保全機能、水源涵養機能など多面的な機能を持つ農業を将来にわたって維持していくために行うのり面の草刈りや水路の泥上げなどの地域活動に対する交付金であります。交付金の負担割合は、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1となっております。

4目果樹生産振興対策費は、果樹の生産振興に要する経費であり、18節負担金補助及び交付金が主なものであります。果樹生産省力化設備整備事業費補助金242万円は、果樹生産の省力化を推進するために共同防除組合が導入するスピードスプレーヤー1台の購入費に対する補助であります。

5目畜産費は、畜産振興に要する経費が主なものであります。10節需用費、肥料代260万円は、町が管理する町営牧野において、優良な牧草を安定的に提供する生産力を維持するために散布する草地用複合肥料と苦土石灰の購入費であります。

84、85ページをお開き願います。6目土地改良総務費は、農道及び水路の維持管理に要する経費であり、13節使用料及び賃借料、重機借上料100万円が主なものであります。

7目県営土地改良事業費は、青森県が実施する土地改良事業に要する経費であり、県営中山間整備事業、ため池等整備事業、防災ダム整備事業が主なものであります。事業内容については、中山間地域総合整備事業は、平成26年度から令和5年度までを計画期間とし、農業用排水路や農道などの農村地域の基盤整備、農業集落道、営農飲雑用水などの生活環境を整備するものであります。ため池等整備事業は、令和元年度から令和4年度を計画期間とし、三戸土地改良区管理施設に係る留崎地区用水路を改

修するものであります。防災ダム整備事業は、令和3年度から令和8年度を計画期間とし、施設の老朽化により防災機能が低下した夏坂ダム、花木ダムの改修工事を実施するものであります。

12節委託料、測量設計委託料1,161万6,000円は、県営三戸地区中山間地域整備事業で、梅内駒木地区に整備予定の交流基盤施設、駒木に係る測量設計委託料であります。13節使用料及び賃借料133万2,000円は、中山間地域総合整備事業で使用する標準積算システム使用料33万2,000円と工事箇所に係る土地借上料100万円であります。16節公有財産購入費300万円は、梅内地区の農道や清座久保荒田地区、駒木地区の集落道整備等に係る用地購入費であります。18節負担金補助及び交付金1,845万円のうち、中山間地域総合整備事業負担金1,378万5,000円は、梅内地区農道ほか2地区の集落道整備、杉沢地区の農業集落排水整備等に要する負担金であります。ため池等整備事業負担金36万円は、留崎地区の用水路改修工事等に要する負担金であります。防災ダム整備事業負担金424万5,000円は、老朽化による改修工事が必要となった熊原川上流にある夏坂ダム、花木ダムの改修工事に要する負担金であります。21節補償補填及び賠償金の農道等改良舗装工事支障物件補償費600万円は、県営中山間整備事業で実施する工事に係る補償費であります。

8目農村環境改善センター費と86ページの9目基幹集落センター費は、両施設の維持管理に要する経費が主なものであります。

86、87ページをお開き願います。8目農村環境改善センター費、14節工事請負費、駐車場舗装補修工事請負費126万6,000円は、ひび割れや沈没箇所が目立つ駐車場のアスファルト舗装整備に係る費用であります。

9目基幹集落センター費、10節需用費、修繕費100万3,000円は、浄化槽点検蓋等及び配管修理代が主なものであります。

2項林業費は、森林の有する機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能などを継続的に発揮できるよう、適切な森林整備と森林資源の維持造成に要する経費であります。

1目林業総務費は、農林課職員の人件費と町有林の整備及び維持管理に要する経費が主なものであります。88、89ページをお開き願います。12節委託料、町有林整備事業委託料1,115万4,000円は、令和元年度から令和10年度までの10年間を計画期間とした町有林整備事業計画に基づき、伐採に適した時期を超えた町有林について、健全で管理コストの低い森林に誘導するために行う伐採、下刈り等に要する経費であります。

2目林業振興費は、民有林の整備を推進するための経費であります。13節使用料及び賃借料のうち、重機借上料200万円は、民有林の森林整備を効率的かつ効果的に推進するために必要な林道の維持管理に要する経費であります。18節負担金補助及び交付金、森林整備事業費補助金200万円は、優良な木材の生産と健全な森林の維持造成を図るために行う間伐、造林、枝払い等の経費に対する補助であります。木の駅プロジェクト事業費補助金30万円は、民有林の整備と地域経済の活性化を目的として、木の駅プロジェクト実行委員会が実施する事業に対する補助であります。林道作業道整備事業費補助金200万円は、荒廃した森林に通じる林道内作業道の維持補修整備に要する経費に対する補助であります。

3項水産業費は、熊原川等の適正な漁場管理と資源増強を図るために要する経費であります。

1目水産業振興費は、水産振興に要する経費であり、18節負担金補助及び交付金の稚魚放流事業費補助金30万円は、河川の資源増強を図るために行う稚魚放流事業に対する補助であります。

以上で6款農林水産業費の補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

千葉委員。

○千葉 有子委員

85ページ、6款1項7目12節委託料1,161万6,000円、これについてももう少し詳しくお知らせください。

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩します。

（午後 3時15分）

休 憩

（午後 3時16分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長。

○農林課長（極檀 浩君）

ただいまご質問にありました経営土地改良事業費委託料、測量設計委託料でございます。こちらの内訳ですが、県が整備する中山間整備事業ということで計画しております。駒木地区、こちらにアズノ木がございます。こちらの近辺の遊歩道ですとか、その近くに駐車場、農道がありますが、農道に駐車場を整備するという計画でございます。そのための測量設計委託料ということで計上させております。

○千葉 有子委員

これまでも懸案とされていたように聞いていましたけれども、今年度新たに着手になるのか、1点と、それから駐車スペースは何台分の予定なのでしょうか。2点お聞きいたします。

○農林課長（極檀 浩君）

こちらの事業ですが、まず5か年計画で進めている中山間整備事業であります。今回これは最終年になりますか、最後のところで、次へつなげるために今年度測量をするというふうなことを聞いております。

あと内訳でございますが、駐車場、普通自動車7台、大型バス1台止まれるような大きさのもので計画していると聞いてございます。

以上です。

○千葉 有子委員

大型バスも止まれるということで、かなり大がかりな改修ですね。近くには望郷大橋とか、1年間使用できるトイレのある藤子公園などもありますので、史跡認定に併せての活用とか、観光誘致、関係機関での皆さんとの協議もあって、その活用に期待

いたしております。

以上です。

○澤田 道憲委員

私からは、3点について順次お伺いいたします。

1点目として、82ページの6款農林水産業費、3目農林振興費の18節負担金補助及び交付金、先ほども説明を受けましたが、葉たばこ生産環境改善事業費の補助金700万円とありますが、前年度と同額であり、その内容の違いを、先ほども農薬等の散布とか、そういったものの説明をいただきましたが、もう少し詳しく説明を願いたいと思います。

それと、あと廃作された廃作農家の方々が将来の農業をどのように捉えているのか、調査した結果があれば教えていただきたい。

次に、廃作農家等の方々に、どのような農業の生産品目の栽培をどのように導いていくのか、その辺をお伺いいたします。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまのご質問です。葉たばこの生産環境改善事業費補助金の700万円ということでございます。この700万円は、昨年度も700万円にしております。今回葉たばこの廃作農家の募集がありまして、農家自体は減っております。ただし、事業費が4,200万円出たということで、その6分の1を補助しているということになります。昨年度までも6分の1補助ということをやっていましたが、事業費が4,200万円を超えておりましたので、結果的に今回も700万円の予算でちょうど事業費6分の1ということになります。

あとたばこ農家の廃作した後の移行ということでございます。農林課でも11月の下旬から12月にかけてアンケートを実施しております。このアンケートの対象者は、たばこ耕作組合のほうから提供いただいた名簿を基にやっておりますので、廃作された方全員ではないのですけれども、アンケートを実施しております。

そこで、移行ということですが、中には農家自体をやめるという方もございます。これは80歳とか高齢の方が主にそういう意見をしております。あと1年間ぐらいはロータリーをかけて農地を維持しながら、これからやることを模索しているという方もございます。また、自分でもう次に作物を決めて向かっているという方もございます。まず自分で次にやる方向を見つけている方と、あと農地を維持しながら今後を考えているという方が多いかなと、結果が出ております。

あと農林課としましても、廃作農家、こちらのほうにどういうふうなものがあるのか、また乾燥小屋とか、これから施設を活用しないとなってしまうと。これもまたもったいない話でございますので、どういうふうな作物がいいのかなということ、今月の25日ですけれども、八戸にあるパセリー菜という、苗木とか園芸の会社がございます。そちらの方を講師に、どういうふうなものがあるのかとか、これから有望な作物についてのお話をいただくというふうな企画をしております。これについては、来週から米の営農計画の受付がございますので、各集落にチラシ等を配って、そのときにPRしながら進めていくと。

それで、また葉たばこ廃作の50万円の補助あります。83ページの葉たばこ廃作転作支援事業費補助金でございます。こちらを活用していただいて、勉強会だったりとか、自らが先進地、例えばですが、イチジクとか、新しい作物、タマネギとかサツマイモを最近東北のほうでもできるという情報が出ていますので、それらの研修に行かれる

という方があれば、こういうのを活用していただいて、勉強していただきたいと思っております。

以上でございます。

○澤田 道憲委員

それと、2点目ですが、ページが88ページの6款農林水産業費の1目林業総務費の12節委託料ですが、これの町有林整備委託料1,115万4,000円ですが、町有林の面積と山林の種類をまず伺います。現在山林の樹齢というのかな、何年生の樹齢なのか。先ほどの説明では、元年から10年間整備していくということでありましたが、その内容をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

それと、町有林の整備に、将来この山林の木材を、やはり公共施設に活用や、立木を売り払った場合、収益をどのように見込んでいるのか、そこをお聞きいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩いたします。

（午後 3時24分）

休 憩

（午後 3時24分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長。

○農林課長（極壇 浩君）

ただいまのご質問でございます。

まず、88ページの林業総務費、町有林整備事業委託料ということに関してでございます。まず、町有林整備事業委託料、ここでする面積でございます。町有林整備事業委託料で行う部分、こちらが10年計画でございますけれども、計画では間伐で40ヘクタール、伐採40ヘクタール、植林40ヘクタール、下刈り200ヘクタールというようなところで計画しております。町有林全体の面積ということにつきましては、ちょっと今データございませんので、後でお知らせしたいと思います。

樹齢とか、そういうものでございます。樹齢については……樹齢についてもちょっとデータは持ち合わせてございません。後でお知らせしたいと思います。ですが、大体50年ぐらいのものということで、それを越えたものになるとだんだんと価値がなくなるというふうな話も聞いておりますので、そういうふうなところの中の木のほうで切って、材として販売できるものというものを中心に整備していくというふうに計画してございます。

収入につきましてでございますが、収入、売った、販売した額、それを基にまた今年整備していくということでございますので、整備費用を超える分で赤字にならない程度の販売額というのを見込みながら計画していくというふうな内容になってございます。

以上でございます。

○澤田 道憲委員

あと3点目ですが、2目の同じページ数です。林業振興費の18節負担金補助及び交付金の林業作業道整備事業費補助金200万円ですが、昨日の話でも、令和3年度の一般会計補正予算では、10号では同額で減額しているが、これにつきましては毎年春にチラシを配布しているということでありましたが、林道の環境整備した場合の作業道ですね、した場合の、元年度から何件あったのか、また山林の所有者はどういう反応をしていたのか、その辺を伺いたいのですが、それとあとチラシしても希望者が、昨日の話ではなかったということですが、やはりもっとPRを、これにつきましては民有林も含めてですので、PRをもっと工夫する必要があるのではないかなと思っております。

それと、林業作業道を整備するに当たっては、規格とか条件、それに個人負担がどのくらいあるのかないのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまのご質問の林業作業道整備事業費補助金でございます。こちら先日もお答えしましたが、森林環境譲与税のほうを財源としているものでございまして、それを活用して事業をしていくということで、令和3年度、今年度企画したものでございます。今年度チラシ等を送付して募集したのですが、残念ながら申込みがなかったということです。

これはよく聞きますと、例えば森林組合とか少ないところで頼まれてやるのが多いのですが、国有林のほうの整備が今年かなり入っていて、民有林、個人からの頼まれたものというものがちょっと手が回らなかったというふうなことも聞いておりました、申請がなかったものと思われまして。令和4年度は、こちらのほうの事業を活用していきたいというふうな話も聞いてございますので、業者、また森林組合、こちらのほうから個人の方の依頼を受けての仕事というのが出てくるのではないかなと思っております。

あとこれに関しての個人負担ですが、これはなくて、全部こちらのほうの事業で賄うと。10分の10でございます。

あと林業の方から意向調査というものも行っております。例えば山、木を持っているが、これからどうしますかというふうなものを聞きます。ほとんどの方が、林業と自分の山、どこにあるのかというのも含めて分からないものもあつたり、これからどうしていいか分からないという方がほとんどでございました。これについては、自治体のほうでそちらの面倒を見るというやり方もできます。それが環境譲与税の目的でもございますけれども、それに対してはまだちょっとお金が足りないなという部分がございます。これは後々また意向調査しながら、切る業者の数も限られてまいりますので、そちらのほうの調整もしながら、この期間内に計画をもう一度ちゃんときちっとつくって、どのように持っていくかというのを考えていきたいと思っております。

ただ、まだ林業整備するにしましては、機械化というのがあります。機械がなければ、車ですとか、入っていかなければならない部分もありますので、当面は林道の整備とか装具の補助、またあと人材の育成、こちらのほうに力を入れていきながら、林業整備へつなげていきたいと考えてございます。

○乗上 健夫委員

6款1項3目18節について再度説明をお願いしたいと思います。一回もう説明はいただいておりますが、その中のたくさんある中から4項ほど説明をお願いしたいと思います。

82ページの18節の中段にあります農業体験修学旅行受入事業補助金5万円とあります。このことについて、内容についてご説明をお願いします。

さらに、82ページの一番下の段なのですが、農業経営発展支援事業費補助金258万円とあります。この事業内容についても説明願います。

次に、83ページなのですが、一番上の肥料高騰緊急対策事業費補助金1,661万4,000円とあります。一回説明をいただいておりますのですが、再度説明をお願いしたいと思います。

もう一点、農業経営安定化事業費補助金2,500万円とあります。このことについても、内容についてご説明をお願いします。

この4点について、再度説明をお願いします。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまの補助事業4点についてご説明申し上げます。

まず、農業体験修学旅行受入事業費補助金でございます。こちらは修学旅行等の受入れということで、さんのへホームステイ連絡協議会というものがございます。こちらのほうの運営経費として5万円を補助してございます。

次の農業経営発展支援事業費補助金でございます。こちらは令和3年度に新規に就農した方に対する町独自の補助金ということで、昨年度設定したメニューでございます。そちらを今年もまた活用するという事です。内訳としまして、こちらは農業従事者家賃支援事業というのがございます。こちら新規就農してから5年間、就農した方がアパート等に住むという場合の家賃補助、あとは農地の賃借の支援事業、農地の貸し借りに係る費用の補助ということがあります。貸借料の2分の1を3年間補助、上限を10万円としております。あと認定新規就農者生活支援事業ということで、青年就農計画を作成して、認定新規就農者となった者に対する支援金、就農1年が50万円、2年目、今年、令和4年は30万円の補助となります。あと認定就農者定着化支援事業ということで、青年就農計画達成のための取組に対する補助ということで、新規就農した場合、経営がうまくいくように就農計画というものを立てております。それに必要な機械ですとか設備に対する補助をしているものでございます。

続きまして、肥料高騰緊急対策事業費の補助金でございます。こちら今回のコロナ感染の影響であるとか、最近ではウクライナ等の戦争の影響とかがありますが、春肥料、今年の春肥料が1割から2割程度の上昇が見込まれるというふうな情報が入っております。そこで、令和4年産に購入する費用、こちらの肥料の10%の値上がりが見込まれましたので、その半分、5%を補助したいというものでございます。これから制度設計はきちんとしていくのですが、交付申請をしていただいて、今年度どのぐらいの肥料を買うのだということで、見積書、納品書、そういうものをつけて申請していただいて、購入していただいた後に、領収書等を添えての実績報告、それからの交付を見込んでおります。これから制度設計しますので、なるべく農家の方が利用しやすいようにという制度設計には心がけていきたいと思っております。

あと最後の農業経営安定化事業費補助金でございます。こちらは、先ほど言いました高収益作物安定化対策事業の作物ですが、夏秋キュウリ、夏秋トマト、夏ネギ、秋冬ネギ、夏秋ピーマン、ナガイモ、ニンニク、冬春トマト、ブロッコリーなどの野菜価格安定対策事業品目、いわゆる高収益作物と言われるものですが、こちらのほうへの事業転換を図る場合に必要な機械ですとか、スマート農業の導入、スマート農業といえどもいろいろございます。例えばトラクターの自動操舵システム、トラクターへ後づけでできる機械がございます。それをやるとハンドルを握らなくても真っす

ぐ走ると。くるっとターンもできるとか、そういうのもございます。あと草刈り機とかでも、ラジコンであったりとか、園地、圃場に一回ターミナルを置いて、それにつけると。そうすると、ルンバという掃除機がございしますが、ああいうように勝手に草刈りをしてくれる機械があったりもします。そういうものの導入ですとか、例えばあとはネット販売です。コロナ禍において在宅の方が増えているということもございします。ネットの販売も増えている状況でございます。こちらへの導入に対しての費用ですとか、あと先ほど葉たばこの廃作でも言いましたが、未使用利用施設、たばこの廃作等で乾燥小屋を使わないでいるというふうなものの再利用に対しての補助、小屋を使つての作物栽培、例えば菌床のシイタケですとか、キクラゲですとか、そういうものをやる場合など、そういうときの補助というものを考えてございます。

以上でございます。

○乗上 健夫委員

分かりました。昨今の農業の情勢なのですが、高齢化、担い手不足というのは一向に解消はされておられません。そんな中、昨年は米価の極端な下落がありまして、再生産も難しいのではないかとというふうな心配をしました。加えて、今も燃料の原油高が続いております。農業の生産資材の高騰、農機への燃費の高騰等々、心配は尽きません。また、新型コロナウイルスの影響で、切り花を中心として農産物の価格の低迷も続いております。また、先ほど説明をいただきました農業体験修学旅行受入事業もできるかどうかというふうに懸念をしております。また、昨日、今日と報道等で、小麦の値段が史上2番目の高値をつけておるという報道がされておりました。

日本は依然として食料を輸入に頼っておるものですから、食品ともに値上げをするというふうな発表がされており、農業の現場においても、特に畜産業は餌、穀物をほとんど輸入に依存しているものですから、大きな影響があるものと考えております。また、さらにロシアのウクライナへの侵攻は、さらにそれに拍車をかけるものだというふうに考えて、大変心配をしております。

課長のほうからも説明があったのですが、葉たばこなのですが、三戸町の基幹作物であります葉たばこなのですが、今年には既にJTと耕作組合との売買契約は締結をされております。ただ、現状を見ますと、昨年JTの、実は廃作の募集をしております、耕作者からいわゆる募集を取っているわけなのですが、結果なのですが、聞くところによると、青森県では耕作者数で約50%減、面積で約40%減というふうに聞いております。喫煙環境やたばこをめぐる情勢は大変厳しいものがありますので、これはこれで仕方がないようなことは思いますが、農業の先細りを大変心配しております。

このように、農業農村の取り巻く環境は厳しさを増すばかりであります。ただ、農は国の本と言っております。三戸町におかれましては、農業振興には、先ほど課長から説明がありましたように、いろいろな事業を展開して、農業振興に力を入れておいてもらっております。農業をする一人として、大変ありがたく思っております。町からはさらに農業振興に支援をいただきますようお願いをしまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○竹原 義人委員

85ページの6款1項7目12節委託料、千葉委員も質問しておりましたが、測量設計委託料、今課長は5年計画だと言いましたけれども、何で5年もかけるのか、まずそこから聞きたいと思っております。観光の観点からも、城山公園の史跡に含めたほうがいいと思ったのですが、5年計画ということは、計画はそれでも一応の基本計画は立てて

いなければ、これできないと思いますけれども、アンズの木所有者との話し合いをするに、基本、この計画を示さなければ承諾取れないと思いますけれども、どのような計画を示して承諾を得ているのか。駒木から名久井岳の農道の整備もこれに含まれているのか。先ほどは駐車場の話をしましたけれども、アンズの木は畑の中心部にありますので、その遊歩道、それから展望台とか、これは作るのであればですけども、そういう計画がどのようなになっているのか。

もう一つが薬剤散布、農作業等に支障がない計画になっているのか。測量設計委託料としては金額がちょっとありますので、どの程度の計画を立てているのか、ちょっとお聞かせください。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまの中山間地域整備事業、こちらでの計画とか測量設計の内容ということでございます。

まず、中山間地域整備事業ですが、県営の事業で実施しております。計画自体は5年間のスパンでやっていくと。そしてまた延長しながらとかというふうな形で持っていくものでございます。制度でございますので、5年間の中で、例えば梅内地区の農道、農集道、また杉沢地区の水道施設、こちらのほうで整備しながら順次持っていくということで計画しているものでございます。

あと昨日、園地の所有者の方、こちらと話をしているかということですが、計画になっている当初、もちろん名前は伏せますけれども、園地の方とお話をして、園地の方も巨木で古い木だということで、これをどうにか活用してほしいということがありまして、こちらの計画にもものっているというふうになってございます。

あとももちろん設計の中で、薬とかそういうもの、農薬とかがございましてけれども、その農薬もドリフトしないように設計をしていくと、設計の中に入れていくものと思っております。

設計料の、高いのではないかとございまして、1から、農地の真ん中にありますので、そちらに対しての補償料とか、道路の造り方、どういうふうにすれば農道のほうへうまくつながるのかというものの設計も絡んでくると思います。最初の設計でございまして、少し高めになるのかなという気はしておりますが、もちろん県の積算とかによっているものでございまして、こちらはご了解いただきたいと思います。

駒木から名久井岳ということですが、多分駒木から下のほうへ下りてくる、梅泉橋を下りてくる道路、急な砂利道でございまして、そちらのほうにも、もちろん整備等も入ってくるということになりますので、そちらのほうの通行のほうは楽になるのかなというところは考えてございます。

以上です。

○竹原 義人委員

5か年計画は、アンズの木、駐車場とかなんとかを5年かけるというのではないということですね。分かりました。できるだけ早く完成させないと、今チャンスだという、観光に関しては今チャンスですので、幾らでもそういう物件を増やしていくということは大事だと思います。アンズの木保護対策等もしっかりとその中で立てていただきたいと思っておりますので、所有者とは話をして、その話をするためには、計画を示さないとオーケーが出ないと思っておりますので、遊歩道は絶対必要だと思いますけれども、駐車場も、それは買うということになるのでしょうか。確認しておきます。

○農林課長（極壇 浩君）

もちろんこの事業は、駐車場等がなりますけれども、それに対しては用地補償、用地の買収というのが絡んでまいります。先ほど言いました園地の方、園主の方との話し合いというものが当初から進めてございます。大まかな計画は大体できていますけれども、それを見ると、木の周りはきちんとガードしまして、ほかの薬がかからないというような状況になっております。

私が建設課にいた当時、園地の方とも話をしてございますが、アンズの木を見にバスに乗ってくるお客さんが結構あるのだということも聞いてございます。そんなに頻度はないのですが、来たときの駐車場とか、そういうものが欲しいなという話も聞いてございましたので、それを活用していくというふうなことで、今回のほうの測量になっているということになります。

○竹原 義人委員

まず、アンズの木ということで、アンズの木に注目が行くと思えますけれども、全体を見られるように、アンズの木のことだけを見るのではなく、例えば橋のほうからアンズの木が、花がきれいに見えるのですけれども、その橋からアンズが見えるように、木の伐採等も併せて考えていただければと思います。木のすぐそばに行ってみると、また橋から見るとは、イメージが全然違いますので、なかなか橋のほうから見ると、そちらのほうはなかなか誰も関心がないように思いますので、それはなぜかということ、大きい木があるわけで、木が遮っています。それらの伐採を進める、その計画に入れていただければいいと思いますので、単純にアンズのところに行く遊歩道、駐車場と考えないで、逆の方向、橋のほうからも考えていただきたい、そう思います。どうでしょうか。

○農林課長（極壇 浩君）

もちろん周りから全体に見えるようにというふうなことでございます。今現在のイメージ図というものは私の手元でございますが、その後大きい木、アンズの木を中心に周りをぐるっと見えるように、その周りを歩けるようにというイメージパースがあります。ただ、これについては県のほうの設計とか担当者とも打合せしながら、また園地の園主の方の意見を聞きながら反映していくようにという、打合せしながら進めていければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○越後 貞男委員

今出ていました駒木のアンズの関係の整備事業で、竹原委員からも薬剤散布の話も出ていましたが、あそこはリンゴある、桃ある、サクランボがある、プラムもあると、そういう園地でございます。また、道路の周りに整備されようとする駐車場の周りにも、そういう環境なわけです。個人で薬剤散布するところであれば、例えば見学者がいたりとか、車が止まっているからと、薬剤散布も後回しにしたりすることができるかと思えますけれども、あそこは共同防除の散布についてございますので、行ったときで、例えば車が止まったり、薬剤散布ができなかったとか、見学者がいて薬剤散布ができなかったとかということにならないよう、何かその対策も併せて検討していただければと思います。

以上です。

○農林課長（極 檀 浩君）

ただいまのご意見はもっともでございます。観光からの観点と、また生産者の観点からと、あると思いますので、こちらをうまくミックスしていけるようなことで、これから進めていければと思います。

○小笠原 君男委員

取りあえず82ページの農業振興費で聞きますが、子牛の貸付事業というのは、借手がなくなったので廃止になったのでしょうか。

○農林課長（極 檀 浩君）

子牛の貸付事業ということですが、牛の貸付けを町でやっているもの、60万円の3頭ですか、これは継続してやっております。これは基金としてやっておりますので、基金から出して、それで購入して貸し付けると。町が買って貸し付けるといふもの。これは事業を継続しております。

○小笠原 君男委員

それは、大体年何頭ぐらいになっていましたでしょうか。今年もまず申込みとかは、話がありますか。

○農林課長（極 檀 浩君）

年3頭でやっております。今年は要望がなかったということで、実績等は出ていない状況でございます。

○小笠原 君男委員

田子町の話で恐縮なのですが、子牛の貸付事業のほかに受精卵の導入事業まで田子町は始めているらしいです。今三戸町も受精卵の移植というのをやっている畜産農家も、もう何軒もありますので、行く行くはそういうふうな形の補助事業なんかも取り入れていただければいいなど。そうすることで、家畜の改良ももっと進んでいくと思いますので、まず今後はそういうふうなことも考慮していただいて、畜産農家からも話を聞いていただきながら進めていただければいいなというふうに思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

○農林課長（極 檀 浩君）

先ほど補足説明したうちで、金額を間違ってしまったので、訂正させていただきます。

まず、86ページ、改善センターの駐車場の工事ということで、私、126万6,000円と答えたと思いますが、127万6,000円が正しいのでございます。86ページです。86ページの農村環境改善センター費、14節工事請負費です。126万6,000円と先ほど話しましたが、127万6,000円が正しかったでございまして。申し訳ございませんでした。

あと1点、先ほど澤田委員から質問ございました町有林の面積でございます。町有林276ヘクタールでございます。うち187ヘクタールが広葉樹、89ヘクタールが杉、アカマツの針葉樹となっております。

以上でございます。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

お知らせをします。特別委員会では、会議時間の延長を諮る必要はありませんが、三戸町議会では慣例で特別委員会に諮り時間を延長し、予算議案の審査をしております。

お諮りいたします。本日の会議時間は、予算審査の都合により、この際あらかじめ延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

次に、歳出、7款商工費について説明を求めます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

7款商工費について補足説明申し上げます。

91ページをお開き願います。1項1目商工業振興費は、商工業の振興に要する経費でございます。7節報償費の記念品105万円は、新規事業として、国史跡指定後の三戸町跡城山公園の来訪者、観光客の増加を見込み、町内に誘導する仕組みとして、三戸城跡スタンプラリー事業を実施する予定です。内容は、さんのへエンジョイアプリのスタンプラリー機能を活用し、三戸城跡の遺構など10か所程度を巡り、コンプリートした方に町内の事業所で使用できる商品券を配付するものです。商品券の額面は500円で、一定金額以上の会計で使用できるものとします。配付場所は、資料館と役場まちづくり推進課で行います。500円券2,000枚分の予算を計上しております。10節需用費の印刷製本費29万1,000円は、スタンプラリー商品券やポスターの印刷のほか、国史跡指定を記念し、町内事業者が販売する商品に貼る記念シールを作成し、配付するものです。史跡指定の周知と機運の醸成を図るもので、数量は5万枚を予定しております。

92ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の三戸町商工振興事業費補助金450万円は、三戸町商工会が行う商工業振興事業に係る経費に対する補助金で、前年度と同額でございます。同じく補助金のプレミアム商品券発行事業費補助金1,100万円は、三戸町商工会が発行するプレミアム商品券のプレミアム分に対する補助と事務費に係る経費でございます。プレミアム分1,000円を含んだ5,000円分の商品券を4,000円で販売し、1万セットを販売する予定です。経済効果は5,000万円を見込んでおります。補助金欄の一番下の商品開発事業費補助金100万円は、国史跡指定後の三戸城跡城山公園に関連した商品の開発及びラベルやパッケージの製作に要する経費に対し補助金を交付するもので、補助率は5分の4、補助上限額は25万円を予定しております。お菓子や装飾品、飲食メニューなどを想定しており、新たなお土産品や注目される商品の開発に活用していただきたいと考えております。

2目観光費は、町の観光振興に要する経費でございます。城山公園、金洗沢公園、関根ふれあい公園、おまつり広場、藤子ふれあい公園の整備や管理運営に要する経費が主なるものでございます。10節需用費の消耗品108万2,000円のうち、三戸町城跡ののぼり製作費として52万円を見込んでおります。三戸城跡までの誘導旗として、主に

国道からの入り口付近や公園入り口に設置するものです。

93ページの12節委託料、業務委託料1,034万4,000円は、城山公園をはじめ当課で所管しております公園の管理について、三戸町社会福祉協議会に委託して行うための経費でございます。同じく委託料の樹木伐採委託料50万円は、門住稲荷神社周辺の枯れ枝が付近の住宅に落下していることから、樹木の伐採を行うものです。同じく委託料の国史跡指定記念イベント運営業務委託料100万円は、春まつり期間中に史跡に関連したイベントの開催を予定しております。春まつりにいらした方に国の史跡指定を広く周知し、交流人口及び関係人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。14節工事請負費の観光看板等整備工事請負費231万円は、主に六日町の旧石亀米屋と同心町の旧石亀スタンド跡地に新たに設置する三戸城跡城山公園の誘導看板の経費として、観光施設等改修工事請負費679万9,000円は、既設看板の表記を国史跡三戸城跡に統一変更するとともに、公園内施設等の補修、撤去等に要する経費でございます。

94ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金の観光推進事業費補助金780万円は、三戸町観光協会が事業推進体制の強化を図るとともに、春まつり、秋まつりの開催等に要する経費に対する補助金でございます。

3目道の駅管理費は、道の駅さんのへの管理運営に要する経費でございます。12節道の駅さんのへ指定管理料666万8,000円は、指定管理者である道の駅さんのへ共同事業体に対する管理委託料でございます。指定管理期間は、令和6年3月31日までとなっております。14節工事請負費の道の駅舗装補修工事請負費965万8,000円は、敷地内舗装の打ち替え工事とコミュニティバスの進入口の道路拡幅工事を行うものでございます。

以上で7款商工費の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

柳零委員。

○柳零 圭太委員

92ページをお願いいたします。7款1項1目18節負担金補助及び交付金から、先ほど新規事業、商品開発事業費補助金については、内容は納得いたしました。その上の商工業パワーアップ事業費補助金についても、こちらの概要をもう一度、こちらの概要についてをご説明をお願いいたします。

また、新規事業の商品開発事業費補助金とは、具体的に違いがあるのでしょうか。こちらについてご説明をお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩いたします。

（午後 4時06分）

休 憩

（午後 4時07分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

お答えいたします。

まず、商工業パワーアップ事業費補助金の概要についてご説明をいたします。こちらの補助金は、町商工業のより一層の活性化を図ることを目的として実施する事業に要する経費に対して補助金を交付するものでございます。その内容は、販路開拓事業費補助金、店舗改修費補助金、11ぴきのねこ活用事業費補助金のこの3つのメニューがございまして、補助率はそれぞれ3分の2で、補助上限額は、販路開拓事業費補助金は上限が20万円、店舗改修費の補助金も同じく上限20万円、11ぴきのねこ活用補助金のほうが上限2万円となっております。

今回新規事業としてご紹介しております商品開発事業費補助金につきましては、事業の実施目的のほうが、国史跡指定を受けました際の三戸城跡城山公園に関連した商品と、その新規に開発する経費であるとか、メニューであるとか、そういうものを想定してございまして、商工業の販路開拓、店舗改修と11ぴきのねこの活用事例とはまた別物というふうにして考えてございますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○柳 隼 圭太委員

まず、上限だったり補助率の内容だったりは分かりました。町内の商店を経営されている方だったり、または県外、また町外の方がこういった補助事業を使ってみたいな、または相談したいなという方は今後出てくるかなとは思いますが、それに対して町側としては今後、どのような課題であったりとか、対応されるのかということをお伺いいたします。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

この事業は、対象者としましては町内の事業者または団体ということにしておりますので、町民であるとか事業所が町内にある事業者等がこの補助金を使えるものとして想定をしております。

まず、周知を図る方法としましては、広報であるとか、ホームページ、SNS等で、このような補助金をやりますよというお知らせをするとともに、商工会を通じまして、事業所の方にチラシを配付していただいて、城山関連の商品を開発するとこのような補助金を受けることができるので、ぜひ協力していただきたいというようなお知らせをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○竹原 義人委員

93ページ、7款1項2目観光費について、令和4年度の早い段階で国史跡指定となる見込みというのは何回か申し上げました。県南随一の桜の名所で、国史跡指定となり、各種イベントなどを計画しており、併せて保存活用計画の策定に着手すると説明は受けておりますが、本予算のこの観光費は、例年に変わらず、ここを見る限り3,913万6,000円なわけでありまして。その理由ですね。何度か言いましたが、町の令和4年は観光元年とも言えるチャンス的一年なのでありますので、なぜか12節の委託料も、元年、2年、3年よりも少ない額1,400万円になり、国史跡指定記念イベントで探しますと、この100万円しかない委託料、どんなイベントを計画しているのか。先ほど春まつりの期間中記念イベントをやると説明ありましたが、それだと春まつりに埋没し

てしまうのではないかと危惧します。その辺をどう考えているのか、まずはお聞かせください。

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩いたします。

（午後 4時12分）

休 憩

（午後 4時16分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

大変失礼いたしました。観光費の本年度が3,913万6,000円で、前年度が5,696万5,000円、差額が1,700万円ほど減っているということでございます。ご説明いたしましたとおり、今回の国史跡指定に係る記念イベントであるとか工事請負費等につきましては、ここで大きな金額を計上してございます。昨年度につきましては、ふれあい公園の整備であるとか、おまつり広場の舗装等がございまして、こちらで約2,900万円の経費がかかってございましたので、その分の大きな工事等がなくなったにもかかわらず、今年は3,900万円というふうな形になってございます。

93ページの国史跡指定の記念イベントの運營業務委託料100万円につきましては、予算が決まりましたら、これからイベント企画会社のほうと詳細を詰める予定ではございますけれども、イメージといたしましては、戦国時代の様子を再現、連想できるようなイベントができればいいなということを考えてございます。

春まつり中にやるということになれば、この史跡指定のせっきくの記念が薄まってしまうのではないかとのご意見でございました。我々のほうでは、逆に三戸町の城山公園にいらした方に、三戸町の城山が国の史跡の指定を受けたのだと。何かやっているけれども、ちょっと行って見て、そういうことなのだということを広くまずお知らせすることが必要なのかなというふうに考えてございまして、あえて春まつり期間中に、史跡指定のファンの方が、史跡ファンですか、それ以外の方もいらっしゃる機会が多いこの春まつりの期間にイベントを実施することで、国史跡指定のことをまず広くお知らせしたいなというふうに考えてございます。

また、今回教育委員会のほうでも様々なイベントのほうは、今後の教育費等でご説明があらうかと思えます。まちづくり推進課のほうでは、まず周知、お知らせする事業といたしましては、7款1項2目の観光費のほうを使って、管内の観光看板、園内の看板の表示を直したり、あとはパンフレットボックスを置いたりとか、あとはのぼりを作ったり、あと経費には出てきておりませんが、役場使用の封筒のほうのデザインも、現在11ぴきのねこを使っておりますが、1年間限定で、国史跡指定を受けたということをお知らせするような、そのような封筒に替えたいと考えております。

あと教育委員会のほうでの説明になろうかとは思いますが、史跡を受けた、その記念の講演会であるとか、そういうことは教育委員会の事業のほうとして実施されるものでございまして、まちづくり推進課のほうでは、その記念イベントを春まつり期間中、あとはいらした方を下に、三戸の町なか、町内のほうにも連れてくる、誘導す

るような働きかけをすること、あとはいらっしゃる方が分かりやすくなるようにというので、看板等を国史跡三戸城跡に統一する、このような経費を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

私が言っているのは、観光費の予算はまず昨年度が5,600万円が3,900万円、確かに昨年度はおまつり広場の改修工事に1,000万円、ふれあい公園のトイレに1,800万円ですから、当然だと思います。ただ、その前から見ると、30年、3,700万円、元年は4,500万円、2年は3,900万円、4年度も3,900万円。大々的なイベントをやるときに、このもともとが変わらなければ、今たくさんの細々した説明はありましたけれども、そんなものではないと私は考えます。この委託料も、元年が2,500万円、2年が2,000万円、3年が1,400万円、本年度も1,400万円。町が変わった何かあるのかなと思ったときに、感じられない。

ですから、国、これは町長が新年会の新年の挨拶で力強く言っているわけです、町長。イベントを立ち上げて、交流人口、城山に来てもらう。ですから、受入れ態勢をまずはしっかりと立てなければならぬというのは何回も議員の皆さんが言っています。それらに予算が配置できなければ、イベントをやっても、私はその不評を案ずるわけです。行ったけれども、そうならないように予算をしっかりと、看板は確かに、看板を立てます。これらはいいです。新商品開発の補助金、これらもしっかり使ってやってもらいたいと思いますが、大々的に、やはり国史跡三戸城跡事業1,600万円あるわけですので、これをどんと使うというようなイベントを、私は必要、極端な話、これも言われなくても、一戸城跡の戦いやるとかすればほとんど三戸が知れ渡ります。根城との交戦とか、そういうのに予算を使うと。

小さい旗がどうの、これも大事なことです。それなのに、教育委員会が話ししましたけれども、教育委員会入館料が同じ予算です。これは私が歳入のところで確認をしましたけれども。ですから、予算書一体的にやっぱり考えて、大いにチャンスだということをどう捉えているのか、そこだけなのです。100万円を有効に使って、春まつりの予算と合わせるとまず100万円だけれども、多分相乗効果というのを課長は言いたいと思いますので、確かに春まつりとの予算を合わせて使えば100万円でなくなる、その思いだろうと思いますので、しっかりとアピールできるように。課長ある、何か。なければなくてもいいか。

○町長（松尾 和彦君）

ただいま竹原委員のほうから、大変ユニークなどいいますか、面白い提案もいただきました。私のほうでも、今回の4月以降の国史跡指定の本確定後の取組ということで、町か、あと教育委員会、併せて会議を何度かさせていただきながら準備を進めてきております。残念ながらまとまった事業の予算、見立てというのを皆さんにお示しをしていないという中でのご説明になりますので、ちょっとボリューム的に薄く感じるところもあろうかとは思いますが、いずれにしても工夫をしてやっていく。そしてまた、今回国史跡指定になりましたら、まず一番肝腎なところは、どうやって保存活用していくかという計画のところ、イベントももちろん大事なのですが、計画のところをしっかりとしないと、実は本当のいい活用の仕方にもつながっていきませんので、その両にらみをしていながらPR、あと町民の皆さんに、やはり国史跡になった理由というものをしっかりと説明をしたり、そういうフォーラムをしたりということをこ

れから一生懸命やっていかなければならないのだろうなと思っております。竹原委員がおっしゃったように、まずここから三戸の歴史の新たなスタートのつもりで取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○竹原 義人委員

しっかりお願いします。
以上です。

○委員長（藤原 文雄君）

ここで今後4時45分再開予定をもって休憩いたします。

（午後 4時27分）

休 憩

（午後 4時42分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質疑はありませんか。

○久慈 聡委員

まず、竹原委員のほうもお話ししていただきましたけれども、予算としてどうなのかなと私も疑問に思っています。先ほどの話でいうと、やっぱり昨年度に比べて1,000万円増ですよという観光費になっていきますけれども、93ページにある観光の看板だけで8,000万円、9,000万円ぐらい、100万円ぐらいしかない。新規で動くものは、この看板が100万円ぐらいですよ。それが国史跡のイベントだということの、これは商工費の中の観光費という形なので、どう考えても少ないのではないかなというふうに感じています。

城山公園に関して、私は一般質問からずっと、私が議員になってからずっと城山のことを定期的にやらせてもらっているのですが、私が一般質問で観光についての対応が遅いなという話をしたら、そう思わないかという話をしたとき、そのとき町長に遅れていないという答弁をいただいていた。順調だということだと思うのですが、順調に進んでいるという状況下の中で、先ほど竹原委員への答弁の中には、まとまった事業ができていない、打合せしたけれども、まだまだ事業ができていないと。薄い状態だと。工夫してやっていくと。まずは、どうやって保存計画をやっていくかというところで話をされています。何か矛盾している状態で今回このような予算ができていないかなと、非常に納得できないような感じで私は思っています。

まず、先ほども課長の答弁の中に、観光側と、それから教育のほうでいろんな対応をする、記念イベントを行うということもありましたけれども、ここは商工費の話で、商工費として本来は観光を充実していかなければならないと。そこにどうやって三戸町の観光を構築していくかというところに対しての予算なのですから、その予算としては非常に少ないというふうに感じますので、私が今話した内容について、町長から考えを答弁していただきたいのが1点。

それから次に、93ページの14節、看板、先ほど場所を説明してもらいました。2か所というところだったので、2か所だけでいいのかとちょっと疑問点が、

聞き逃したのかもしれないのですけれども、2か所のほかにどのようなものを作って、230万円と670万円をかけるのか、そこが聞きたいです。

それから次に、観光費、94ページ、観光協会に対して、非常に観光協会は春まつり、秋まつりとイベントを行っているようですけれども、コロナ禍の中で、いろいろな体制の中で維持をしていかなければならないということも分かります。でも、やっていることが変わらないのかどうか。本来であれば観光協会も、私が前に質問したときも、三戸町だけでやるのではなくて、そういった企業がやったりと、観光協会だったりそういった部分を含めて観光振興していただきたいという話をさせていただいています。それに対して観光費が同じものでよいのか。もしくは、観光協会に対してもっとこういった形でイベントをやってもらいたいということがあるのかどうか。そういったことの考えがなかったのか。

それから、道の駅についてもそうです。道の駅に関して、今後、今回三戸町の観光について非常に売上げが上がるだろうというふうに思いますけれども、今年の売上げがすごく低かったみたいですね。低くて、この場で適するかどうか分からないですけれども、人員削減も行っているという情報も入っています。この状況下の中で、本当に三戸町として観光がうまくいくのかなというふうに考えるのですけれども、それに三戸町の意図やそういう考え方が、観光協会だったり道の駅のほうだったりとか、連携がされているかどうか。そういった部分も含めて、この商工費に関してちょっと納得できないのがいっぱいあるので、その辺も含めて、課長が答弁できるところは課長に答弁していただければいいですけれども、大きな面なので、ちゃんと町長の口から回答いただきたいです。

以上です。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、久慈委員の質問にお答えを申し上げます。

まず、先ほど竹原委員の質問にも答弁をさせていただきましたが、各款項目、各課のほうに事業が振り分けられておりますので、そこら辺が一つにまとまって見えないところが、やはりちょっと申し訳なかったなというふうに思います。ですので、全体の事業の国史跡に係るプロジェクトのものは既にありますので、取り急ぎ議員の皆様にお示しをしないと、そのように思います。

そしてまた観光協会、そしてまた他の団体との連携という話でございます。観光協会のほうには、私は顧問という形で理事会にもちょっと参加をさせていただいておりますが、観光協会は、今年の城山公園の春まつりにつきましては、町内の方がイベントをやる際には、イベント広場のあれは認めると。それ以外のものについては支援をしないという前提で、いろいろ今計画を立てております。これは理事会の中で話し合われて、そういう対応、またコロナが心配なので対応しようということになりました。そういったことも、私たち役場のほうもやはりある程度コロナの対策等もあり、考えていく中で、どの辺であればこの厳しい環境の中でもできるかということを考えてつくってきたわけでございますので、まずはそういう中での苦労が見えることになろうかと思いますが、いずれ早めにお示しをしますので、まず御覧をいただきたいというふうに思います。

そして、あといろいろと積極的に財政の出動をして、もういろいろどんどんやっていったほうがいいのではないかという、そういう久慈委員のお話でございます。私も、そういうことが本当に可能なのであれば、そういうふうな進み方もありだというふうには思っておりますが、いろいろ11ぴきのねこの関係でも、バスツアーである

とか、いろんなものがコロナで中止になり、開催を見送ったりとか、いろんな繰り返し、繰替えをしてくれている中でありますので、そこはしっかりと状況も踏まえながら、対応できる形での進み方ということで今年度は考えているところでございます。

また、再三遅いぞということで久慈委員には言われますけれども、このコロナ禍の状況の中での、実際にほとんど活用の仕方というのがきちんと決まらなければ、いろんな目玉をつくったり投資をしたりというところも、やはりなかなか進みようが実はないというところもありますので、ただの人集めのイベントとならないように、三戸町の国史跡指定というのが、県南、また岩手県北という中で非常に盛り上がるように、いろんな自治体とも連携を取れば、我々もそれが望みでありますので、そういう方向でいろいろチャレンジをしていきたいというふうに思います。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

93ページの工事請負費の件についてご説明を申し上げます。

観光看板等整備工事請負費につきましては、先ほど主なものとしまして、旧石亀米屋、旧石亀スタンドに設置いたします看板の件をご説明させていただきました。

その下の施設改修の工事請負費につきましてのご説明をさせていただきます。こちらは、城山公園及び町内にあります三戸城跡、城山公園に関連する看板、トイレ等の更新、改修に要する経費でございまして、具体的なところを申し上げますと、旧マルキンの観光看板の看板の書換えを行いまして、城山公園というものを国史跡三戸城跡という形で、町内にあります、道路にあります案内標識の城山公園を全て国史跡三戸城跡に統一するというものでございます。

そのほかに、旧ホームラン跡の各案内の看板であるとか、あとは城山公園の駐車場の案内看板であるとか、その他もろもろございまして、施設改修のほうで7件で、誘導看板26件となります。町内にあります看板と、町道や県道、国道等に城山公園とかというような表記がございます。県道につきましては、県のほうに修正のほうを依頼するとともに、町道分に関しましては今回統一的な表記ができるようにということで、この工事請負費の中で対応しようとしておるものでございます。

また、観光協会との打合せ等につきましては、今回町のほうで案をつくって、観光協会とあと町の商工会のほうにも、こういう事業を考えているのだけれども、どうだろうかということのご意見のほうをお伺いしながら、一緒に協力を求めて、事業のほうをやっていこうということでお諮りもしてございました。

以上でございます。

○久慈 聡委員

説明、課長の看板のほうは分かりました。町長の説明も分かります。でもやっぱり納得ができていないというところがあります。もう国史跡指定になるという前提がある状況の中で、そうなって指定になったらどうなるかも分かっていたはずですよ。なおかつ観光もしなければならぬということ、ここにいるほとんどの議員が話ししていると思います。その中で代表で何人かが話ししているかと思うのですが、その中で木村先生から講義を私たちは受けました。歴史の講義を受けました。その件も一般質問で話ししました。一回史跡になった場所に観光に来たときに、また来ようと思わなければもう二度と来ないと。私が一般質問で何回かしゃべっていると思います。私もそう思いますと、そう話ししています。史跡指定になったら、一回来たときに、またここへ来たいなと思えるような整備をしていかなければならぬというふうに思っています。だからこそ観光ができるための整備というのも必要なのではないでしょ

うかというところでずっと話しさせてもらっていたのですけれども、今現在はまとまった事業ができていない、薄い、工夫してやっていくと言われても、一般質問で対応したときには、町長としては遅れていないと言われても、話が矛盾しているように私は聞こえて、どうもこの観光に対しては、ちょっと難しい、納得できないなというふうに私は考えています。

先ほどちょっと町長のほうからの話で、1つにまとまっていないので、全体像を出してもらえるとということですがけれども、順調に今日は予算の話になりますので、あしたの朝一番で出していただけるかどうかを1点確認したいです。

それから、今ちょっと話ししましたけれども、本当にこの予算のままいくのか、非常に疑問が私にはあります。もし何かあって補正をして追加していききたいというのであれば、私はその予算についてはやるべき方向で考えていかなければならないというふうな形で考えていききたいとは思いますがけれども、商工業の事業ですから、城山公園がどうのこうのということよりも、今課長が話ししたみたいに、周りで分かってもらえるようにしていかなければならない看板作りをするのは分かります。でも、それによって何が大事なのかというのは、三戸町が潤わなければならないわけですから、三戸町の商工業が潤うための事業展開のためにこの予算で進むのではないですかと私は思うのですけれども、その予算が入っていないような気がするのです。

それに、看板に関しても、できれば4号線のバイパスの三高の上のところにとんと垂れ幕ぐらいやってもらったらどうだという話もして、お願いもしています。難しい部分はあるかと思えますけれども、そういったものができるのであれば、ぜひとも予算に入れてもらえればよかったなというふうに感じますけれども、そういった部分に関して、もう一回、どうお考えなのか。もしくは、私の見えないところで、三戸町の今、史跡指定なったときに、商工業の、今苦しんでいる、コロナで苦しんでいる人たちが少しよくなるようなものがこの中にどれぐらい入っているのか、具体的にあったら教えてもらいたいのですけれども、お願いします。

○町長（松尾 和彦君）

では、まず私のほうから言える部分で。まず、あしたの議会開会前には皆様にお示しをできることはお約束申し上げます。

それと、以前委員からもご提案をいただいた、三戸高校のところ、上がったところの歩道橋のほう、これも担当の上部機関のほうにご相談を申し上げましたが、交通安全であるとか、そういったものの部分でやるのであればいいですけれども、そういう観光とか違う目的で利用をされるのでは許可ができませんということをご丁寧に言われてございます。そういったことを考えた上でのまず今回の見せ方ということでありませう。

木村先生の会議は私は参加していないので、どういう内容で話されたのかは私はちょっと存じませんが、観光地とか、いろいろ出かけて行って、一番残念に思うのは、私はトイレだと。トイレが駄目だとそもそも話になりません。ですので、そういった部分で、温故館のあるところのトイレの部分については、もう少し小ざれいになるように予算もつけております。

ただ、きちんと保存活用計画ができなければ、城山の中を掘ったりとかなんとかというの、これも全くどうにもならないわけで、とにかくそこをクリアしなければならないというのが1つ。

そして、委員がおっしゃる、城山にお客さんたちが来て、地域が潤うためには、例えば道の駅であったり商店だったり、先ほどまちづくり推進課のほうからも、担当課

のほうからも話がありましたけれども、来た際に商品券をスタンプでいただいて、それを町内で使ってもらおうと、そういう取組もご説明をさせていただきました。このコロナ禍の中で、どれだけ予算をかけて効果的にやっていくかという、その工夫はやっぱりしていかなければなりませんので、この部分が足りなかったなど、ここでやっていけばいいなというのがあれば、これは春まつりは春まつりでやりますが、秋のほうになると、またライトアップとか、そういったこともまた動き始めます。そのときにはまた、これはもう補正ということになるかもしれませんが、できれば現予算でやり切れれば一番いいと思いますけれども、やれる環境が整うように、いろんなことは工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

町の潤いということでのご意見をいただいております。繰り返しにはなりますけれども、まちづくり推進課のほうで予定しておりますのは、先ほど町長からもありましたように、城山公園のほう、三戸城跡城山公園を訪れた方、スタンプラリーを実施しまして、町のほうにいらしていただけるように、町の商店で買物をしていただけるような働きかけというので、500円券の2,000枚、100万円の効果としてございます。これを使う場合にも、例えば1,000円以上の買物で商品券が使えるよというふうな条件をつけることで、1,000円、その効果の額もまた上がってきます。

さらに、関連グッズの開発のための補助金で新しい何か、お土産物であるとか、注目されるような商品を作っていただくことで、また戻ってきて買物をしていただくとか、三戸にこういうものができたのだからねという話題づくりにもなるかと思えます。

また、シールを貼ると、作成すると、5万枚シールを作成するというふうなこともお話ししております。お土産品であるとか、あと箱等に、祝国史跡指定三戸城跡というふうなお知らせをすることでも、広く史跡指定をお知らせするとともに、史跡ファンであるとか、さらに11ぴきのねこファンというのも絡めていけるのかなというふうなことで、それが町内の商店のほうでの買物につながる、潤いにつながればいいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○久慈 聡委員

3回目なので、しつこいと思われたらなんだけれども、打合せを三戸町全体で、三戸町の宝である城山公園が日本の宝になりましたというところで、来てもらえるための仕組みや、今竹原委員が話ししましたけれども、チャンスだよと。私は、いっぱい金を使ってやれということではなくて、その意識改革だったり、意識を皆さんが持ってもらえるような形になってもらえればいいなと思っているのです。その筆頭になるのが町長であって、今の答弁の中にも、もっといいものがあつたらという話が出ましたけれども、私から言わせると、これ以上ないものはないと。すばらしいものができたよというものの予算が見たかったです。

町の観光に関して、観光協会のことに関してそうだし、商工会に関してそうだけれども、連携を取ってやっているのであれば、具体的にそこからもっと先に動いていると思います。観光協会はもっと先に動いているのではないかなと思っています。もう既に4月とか5月には、春になってきて人が動くという状況の中で、商工会が動いていなければ、多分すぐ活性化にならないから、そう思います。だからこそ置かなければならない。でも道の駅のほうでは、経営がうまくいかないのか分からないけれ

ども、そうやって人員を削減したりとか、そういう形の状況下の中で、何か運営がうまくいくのか、町と連携を取っているかな。道の駅もそうだし、観光協会もそうだし、商工会もそうだけれども、ちゃんと連携を取って、4月に向けて、4月に向けては変かもしれないけれども、ここら辺は城山公園でちゃんと維持継続するために、教育委員会が主体性を持ってある程度維持していかなければならない。城山公園の温故館どうするかということも、それも考えていかなければならない。

でも、それとは全然別の目線で観光があって、商工業費がここにあるのだと思って、それに対しての予算を立てているわけですから、町が主体性を持って、こういうことができますよということもそうかもしれないですけども、連携を取った中で、観光協会から上がってきたものだったりとか、一応ここから上がってきたようなもの、一緒にやりましょうという形の予算がこの中にあって、だからこそ町の中が潤う、そういう形になっていければいい予算になると思うのだけれども、何かそうっていない気もする予算なのです。だからいまいち納得できていないのですけれども、いろいろな事業やイベントも分かります。それから、新しい事業をやるための開発で100万円やります。分かります。でも、それはほかの事業もそうだけれども、100万円の事業やります。補助金出しますよ。でも、実際何件、例えば4件の計画に対して3件来ました、2件来ましたというだけであって、本来だったら町の商工をやっている人たちから、商工会に登録してもらって1点ずつつくってくれよと。お願いして歩いて、1点ずつ商品作ってもらってもいいと思うのですけれども、そうやってやることによって三戸町全体の活性化になるというのだったら分かるけれども、そういうことがないような予算、今の現状の予算の中で、話は前に戻りますけれども、1,000万円の予算の中で、看板にかけているのは900万円ぐらい、100万円ぐらいしか新規でやれるような部分がないように感じるので、あした、まとまったものがどうなのか、全体のものが出てきてから見せてもらいますけれども、もうちょっと観光商工に関しての計画を私は非常に期待したものですから、がっかりだなと思っています。

答弁はいいですけども、あしたまずはまとめたやつを見させてもらってから、もう一回私は判断させていただきたいと思います。

○栗谷川 柳子委員

確認ですが、歳入のときに、27ページ、18款1項繰入金、1目のふるさと三戸応援基金の取崩しで、それがちょっとそのときに聞き取れなかったのですけれども、私の耳には城下町にぎわい創出何とかと聞こえたのですけれども、それはこの92ページの18節、補助金の商店街にぎわいづくり事業費補助金のことですかという確認と、あとは空き店舗活用事業費補助金100万円と商工業パワーアップ事業費補助金100万円と商品開発事業費補助金100万円というのは、これは先ほど用途等は皆さんの質問で確認できました。これらを例えば1つの事業者が、それぞれ用途が別なので、それらを組み合わせて利用させていただくというのは可能なのかどうかということ。

そして、それともう一つが商品開発事業費補助金100万円についてなのですが、上限25万円とお聞きしましたが、例えばそれをマックスで25万円を使うとすれば、4事業者のみが採択というか、利用できるということですか。これもしそれぞれの補助金が、城山が史跡登録されるということで、すごくやる気が出て応募が殺到した場合というのは、どのような対応を考えていらっしゃるのかお知らせください。

○総務課長（武士沢 忠正君）

歳入の補足説明の際にお知らせした内容ということでございます。ふるさと三戸

援基金取り崩し繰入金の説明のところ、城下町の町並み保全、にぎわい創出に充てておりますという内容でご説明をしております。そちらの内容についてお知らせをいたします。款項目と事業名を言いますので、よろしくお願ひします。

2款1項5目の町内会活性化事業費補助金、あと町民提案地域活性化事業費補助金に充てております。また次、7款です。7款の1項1目、これは商工業振興イベントの補助金の事業ということで、さんのへ夏まつり事業費補助金、そして商店街にぎわいづくり事業費補助金であります。あと2つあります。10款4項1目で、社会教育イベントなどの補助事業ということで、南部俵づみ唄全国大会の補助金、さんのへ農業小学校事業費の補助金、次が10款4項5目で、文化財保全事業という分類で、文化財案内板設置工事請負費、関根の松管理委託料、以上の事業に充当しているということでございます。

○まちづくり推進課長（中村 正君）

2点目のご質問にお答えいたします。

空き店舗の補助金、パワーアップ補助金、今回の商品開発補助金、それぞれ同時に使えるかというご質問かと思ひます。まず、目的のほうが変われば利用のほうは可能でございます。例えば空き店舗の施設を改修とか、建てる場合には、その施設に対してになりますので100万円、あとはパワーアップとして販路開拓をするためのパワーアップの補助金であれば、また目的が違います。今回お土産品を新たに開発したいので商品開発となれば、それぞれで使うことが可能と考えます。

また、今回100万円の予算で1件上限が25万円ということで、4件分だけでも、もし応募が殺到したらというお話でございました。ぜひそうなるように皆さんに取り組んでいただきたいのと、もしそうなった場合にはとてもいい傾向になるというか、町も皆さんの活気を取り入れることができるので、ぜひ議会の皆様にもその旨を、補正予算で計上をお願いしたいなと、ご相談申し上げたいなというふうにご考慮しております。

以上です。

○栗谷川 柳子委員

繰入金の方も了解しましたが、ふるさと三戸応援基金の取崩しで、商店街にぎわいづくりにも出しているということで、本当は取崩しなのであればもう少しここに持ってきてもよかったですのではないかと、いいのではないかなというふうには思ひました。商店街活性化関連の補助金に関しては、必要が生じてとてもいいこと、活性化していいことなので、足りなくなれば補正で申入れがあるかもしれないということで、本当にそれくらい、申込みが殺到するくらい利用してくれる商店街の方が、すごく活気づいてくれるような誘導を上手にやっていただきたいなと思ひます。

それと、皆さん、竹原委員、久慈委員からもお話がありましたが、私も史跡の保存計画とか活用計画というのは、そこについては焦っていないのですけれども、町なかのにぎわいとか町民の盛り上がりというところは、これまた史跡の保存計画とか別のものであって、同時に進めるべきものだと私も思ひます。ですので、史跡の保存計画とか活用計画というのは別に、そこはあまり心配していませんけれども、とにかく今このチャンス、この春は、この春まきにお祭り気分の町民がごった返すくらいの空気づくりというのをやらなければいけないのだと思ひます。

商店街の人たちの士気、活気を高めるということをやらなければならぬ時期に、やっぱり役場のほうでも、全体の計画としてこれくらい、やり過ぎではないかという

くらい計画を持っていただきたかったなという思いがあります。活性化委員会としても、10月の13日に要望書をお出しして行って、直接町長にお渡ししてありました。城山公園を中心に町全体の活性化につながる事業計画の作成をお願いしますと出してありまして、先ほど初めて聞きました。城山全体のプランが実はある、もうできているということ。できていたのであれば、活性化としても出してあったもの、要望として出してあったので、今回の予算の前にちょっと教えていただいてもよかったのではないかなと思いました。

以上です。

○町長（松尾 和彦君）

まず、今は感想を述べられたのだと思っておりますが、城山公園の国史跡指定をみんなでお祝いできるようにということで、いろんなワークショップ等をやっていたかったというところはあったのですが、実際のところコロナの感染等でなかなかできませんでした。

そこで、昨年12月17日、ちょうど国から連絡が来たときに、町内会長会議をやっておりまして、その際に私のほうから、教育委員会の野田君と一緒に、国史跡指定になった理由ということで、三、四十分ぐらいの講演を町内会長の皆さんにいたしました。その後、納税貯蓄組合の皆様、あと町内会単位の納税組合の方々、あと今度寿教室の皆さんにも40分ぐらいの講演をして、今こういうふうになっていますよということをお知らせをしていこうと思っています。その方々の反応は、自分が意外と物を知らなかった、よく分からなかった、新しいことを覚えたという方々が非常に多くございました。ですので、この質問のやり取りも交えながら、より深く理解をしていってもらえるように努めていきたいと思っております。

また、全体の計画があって、それを知らされなかったという、計画があったという話を私はしてはおりませんので、計画ではなしに予算の部分での、全課にまたがる予算の計画と言ったわけでありまして、城山全体のということは、それは全く別物でございますので、ご理解いただきたいと思っております。イベントとか、看板とか、講演会とか、さっきも言ったスタンプの商品券であるとか、そういったものをちゃんとまとめたものがあるので、大体そうすると総体の、国史跡指定に係る町の取組という姿が見えますよと、それを明朝議会開会前にお知らせをするということをお話ししたところでございます。

○委員長（藤原 文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

次に、歳出、8款土木費について説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

8款土木費につきまして補足説明を申し上げます。

土木費は、町民皆様の生活や産業基盤となる町内の道路、橋梁の維持や新設改良、

公園や町営住宅の整備、維持管理に要する経費を計上してございます。

95ページをお願いいたします。1項1目道路河川総務費の2節給料から4節共済費までは、建設課職員7名分の人件費でございます。12節委託料のシステム保守委託料25万6,000円と13節使用料及び賃借料の土木積算システム借上料36万9,000円は、土木工事の積算に用いておりますシステムの保守と借りに要する経費が主なものでございます。17節備品購入費のデジタル複合機購入費151万1,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、行政事務のデジタル化の推進、業務効率化を図るため、現在紙ベースで管理している工事関係書類等の大判サイズの工事図面や協議図面等をスキャンし、データ保存できるデジタルフルカラー複合機1台の購入に要する経費でございます。18節負担金補助及び交付金は、国道、県道等の道路整備促進、馬淵川水系の馬淵川、熊原川の河川整備促進に係る要望活動を行う各種協議会、期成同盟会への負担金等でございます。急傾斜地崩壊対策事業負担金500万円は、県営鬻田地区急傾斜地崩壊対策事業の令和4年度事業費1億円の町負担5%分でございます。

96ページ、97ページをお願いいたします。2目道路維持費は、393路線、延長339キロメートルの町道や農道、林道、公衆用道路、町内約2,400か所に設置しております街路灯の維持管理、橋梁長寿命化修繕事業による橋梁補修、建設課所有の車両の維持管理、道路補修に係る重機の借りに、道路補修工事、道路維持補修材料の購入、除雪作業等に要する経費を計上してございます。10節需用費の消耗品222万9,000円は、融雪剤やバリケード、除雪機や公用車の維持管理に必要な消耗品の購入に要する経費でございます。電気料909万2,000円は、街路灯の電気料金でございます。修繕費123万円は、街路灯と、建設課で管理する車両の修理に要する経費でございます。12節委託料の道路維持作業委託料100万円は、道路等の除草及び支障木伐採等の道路維持作業に要する経費でございます。橋梁補修設計委託料5,097万6,000円は、館橋留ヶ崎2号橋の2つの橋の補修設計に要する経費でございます。橋梁点検業務委託料369万7,000円は、玉ノ木橋ほか4つの橋の定期点検と長寿命化修繕計画修正業務に要する経費でございます。13節使用料及び賃借料の重機借上料600万円は、道路維持補修等に要する経費でございます。LED街路灯借上料1,019万2,000円は、平成29年度から10年間のリース契約により借りにしている町内約2,400か所に設置している街路灯の令和4年分の借上料でございます。除雪機借上料4,500万円は、町内331路線、約277キロメートルの生活道路の除雪を行うため、建設業者12社の重機28台分の借りに要する経費でございます。14節工事請負費の道路維持工事請負費1,780万円は、町内の道路、側溝の入替え、路肩の補修、のり面の復旧等の維持補修に要する経費でございます。橋梁補修工事請負費6,030万円は、葛子平橋と中村橋の橋梁補修工事に要する経費でございます。

97ページ、防犯灯移設工事請負費70万4,000円は、梅内、城ノ下地区の防犯灯11基の移設に要する経費でございます。15節原材料費の道路維持補修材料購入費200万円は、町道等の補修に必要な砕石、側溝等の資材購入に要する経費でございます。17節備品購入費の道路維持用備品購入費32万4,000円は、傾斜部分の草刈りに対応できる草刈り機と穴埋め補修の際に使用する舗装転圧プレート各1台の購入に要する経費でございます。18節負担金補助及び交付金の道路除雪活動報償金70万円は、町が管理する道路の冬期間の交通安全を図るため、三戸町道路除雪活動報奨金交付要綱に基づき、自主的に除雪機やトラクター等を使用して除雪活動を行う団体に対する報奨金でございます。

3目道路新設改良費の12節委託料の測量設計委託料531万5,000円は、町道沼ノ久保

差ヶ久保2号線の道路改良に係る測量設計に要する経費でございます。

2項都市計画費は、三戸都市計画区域1,779ヘクタールで220ヘクタールの維持管理に要する経費でございます。

1目都市計画総務費の10節需用費の修繕費26万2,000円は、ラジコン公園の操作台等の修理に要する経費でございます。

98ページ、99ページをお願いいたします。12節委託料の児童公園管理委託料5万円は、元木平地区にある沖中児童公園の維持管理を元木平町内会に委託するものであり、公園の維持管理に要する経費でございます。都市計画基礎調査業務委託料309万1,000円は、都市計画法に基づき、都市の現況及び将来の見通しを定期的に把握するため5年ごとに見直しを行うもので、その調査業務に要する経費でございます。数値地形図作業業務委託料1,253万7,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、行政事務のデジタル化の推進、業務効率化を図るため、現在紙ベースで管理している都市計画図を数値データ化するために要する経費でございます。27節繰出金1億2,168万8,000円は、三戸町下水道事業特別会計への繰出金でございます。

3項住宅費は、三戸町公営住宅長寿命化計画に基づく、仮称まちなか第1団地整備と町営住宅11団地201戸を維持管理する経費を計上してございます。仮称まちなか第1団地の整備概要でございますが、整備事業場所は川守田字沖中児地内、整備予定面積は約7,750平方メートルで、令和4年度から令和9年度の6か年で整備する計画でございます。令和4年度予算では、用地現況測量、支障物件の補償費の算定、土地鑑定、基本計画の策定、事業認定、用地買収と支障物件補償費用を計上してございます。

1目住宅管理費の2節給料から4節共済費は、建設課職員2名分の人件費でございます。10節需用費の修繕費365万4,000円は、町営住宅の屋根等の修理に要する経費でございます。

99ページ、11節役務費の火災保険料22万1,000円は、町営住宅201戸分の火災保険料でございます。12節委託料の説明欄に記載されている委託業務のうち、仮称まちなか第1団地整備に関する内容についてご説明いたします。測量設計委託料804万2,000円は、整備予定地の用地境界を確定するための用地現況測量業務に要する経費でございます。土地鑑定委託料81万9,000円は、整備予定地の購入価格を算定するために要する経費でございます。公営住宅整備事業基本計画策定等業務委託料850万円は、整備に関する手法や具体的な整備計画を定めるために要する経費でございます。土地収用法事業認可申請業務委託料511万4,000円は、住宅整備において、土地収用法を適用させるために必要な申請業務に要する経費でございます。仮称まちなか第1団地整備に関するもの以外では、建築物耐震診断業務委託料13万6,000円は、住宅1件分の耐震診断に要する経費でございます。14節工事請負費の土留め改修工事請負費88万円は、梨ノ木平住宅の土留め工事に要する経費でございます。16節公有財産購入費の町営住宅用地購入費7,492万7,000円は、仮称まちなか第1団地整備用地の購入に要する経費でございます。18節負担金補助及び交付金の木造住宅耐震改修事業費補助金100万4,000円は、建築物耐震診断を実施した住宅の改修に要する経費の一部を補助するもので、1件分を計上してございます。ブロック塀等耐震改修促進支援事業費補助金60万円は、地震発生時におけるブロック塀の倒壊による事故の発生や避難経路の閉塞を未然に防止することを目的として、ブロック塀の所有者が実施する建て替えや除却等の安全対策工事に要する経費の一部を補助するもので、5件分を計上してございます。

100ページをお願いいたします。町営住宅用地支障物件補償費2,420万3,000円は、仮称まちなか第1団地整備用地の支障物件の補償に要する経費でございます。

以上で8款土木費の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

○佐々木 和志委員

まず、97ページ、道路新設改良費、補足説明を聞いた中で、新設改良のこの目の中に、関根1号線の拡幅事業が入っていないということです。関根1号線に関しての今の進捗状況と今後の見通し、それと同じくの三戸町内の重要な幹線道路の中で整備されていないもう一か所、元木平の府金線、県道と府金線の交差点の拡幅に関しても、かなり前から検討しているはずですがけれども、これも併せて進捗状況、見通しをお願いしたいと思います。

それと99ページ、8款3項1目の12節の委託料、公営住宅整備事業基本計画策定等業務委託料、これは具体的にまちなか第1団地に関しての基本計画をつくっていくのだということでありますけれども、この基本計画ができて、我々にこういう形で事業を進めていきますという説明ができるのはいつぐらいになるのか、あと用地の購入は何月ぐらいに完了するのか。

それと、ここの土地に関してちょっと確認したいのが1点あるのですけれども、ここの土地というのは、府金線を行って左手に元木平町内会館があって、その向かい側、冷水地区に向かう町道があるのですけれども、その町道と隣接している土地というふうに認識してよいか。

もう一点、100ページ、21節の用地支障物件補償費2,400万円、ざくっとした説明だったのですけれども、これを具体的に、支障物件というのは何なのか教えていただきたいということです。

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩願います。

（午後 5時41分）

休 憩

（午後 5時43分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木委員に申し上げます。関根1号線、府金線についてですが、予算審議の内容とかけ離れておりますので、審議の内容を変えてくださるようお願いいたします。

（「暫時休憩」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩願います。

（午後 5時44分）

休 憩

（午後 5時46分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの関根1号線については、建設課長に説明をしていただきます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

関根1号線の現在の進捗状況ということでございますけれども、令和3年度の予算におきましては、町道改良舗装工事請負費2,200万円、あとそれに関わる町道拡幅支障物件補償費600万円を計上させていただいておりましたが、今現在進捗といたしましては、用地交渉を行っている関係者の方、所有者の方との交渉、まだ継続をしている状況でございます。また契約等には至っていない状況でございます。ですので、今現在どういった予算、関根1号線関係の予算をどういう形で盛るかということが、まだ用地交渉が全て終わっていない段階で予算計上するというのはちょっと難しいものがあるのかなというところで、今回関根1号線関係の工事請負費、それに係る支障物件補償費は予算計上していないというところでございます。

今後交渉を進めてまいりまして、その用地に関しましてお互いに了解が得られて契約ができるというような段階におきましては、補正予算等でまたお願いをさせていただければと考えてございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

仮称まちなか第1団地に関する基本計画につきまして、いつ頃説明ができるのかというようなことでございますけれども、今現在年次計画を立てております中で、基本計画の策定業務の委託を7月ぐらいから開始をしようかなと考えてございます。契約期間はおよそ3月末までを予定しておりますが、その計画段階、その途中の段階でも皆様にお示しできるような段階ができれば、どこかのタイミングを見計らって、ご説明ができればと考えてございます。

あと用地の購入に関しまして、何月頃に完了するのかというところでございますが、土地鑑定業務が終了してからということになりますので、6月ぐらいには土地鑑定業務のほうには入りたいとは考えておりますけれども、その鑑定ができて、あと基本計画とか、事業認定とか、そういったものの絡みも出てきますので、全ての手続とか、そういったものが調った段階で購入ということになろうかと思っております。

あと事業予定地の場所の確認というところがありましたけれども、佐々木委員お見込みのとおりでございます。

あと支障物件はどういったものなのかというところでございますが、予定の用地の中に、小屋であったりとか、あと用地境界にある鉄のパイプだったりとか、そういったものがありますので、そういったものの支障物件の補償ということになります。

以上でございます。

○佐々木 和志委員

関根1号線に関しては、答弁いただいたので分かりました。とにかく大事な部分ですので、できれば令和4年度中には何とか決着できるように頑張りたいと思います。

先ほど委員長のほうからも注意は受けましたけれども、繰り返しになりますけれども、町が抱えているインフラの課題でかなり重要な部分だという観点から、ちょっと無理は言いましたけれども、何とかお願いしたいと思っております。

あとまちなか第1団地に関してなのですけれども、スケジュールは分かりました。できるだけスムーズに年度中に全ていくように取り組んでいただきたいと思います。

れども、1点だけです。府金線から冷水地区へ抜ける町道に隣接しているということで、あそこが一带全て含んで町の土地になるということで、最低でも今購入する土地に隣接する部分の町道部分に関して、まちなか第1団地の取付道路とみなして、一緒に整備したほうが効率的であり合理的であるというふうに考えますので、それを踏まえての基本計画策定ということを考えていただけないかというところを再度質問したいと思います。

○建設課長（齋藤 優君）

整備予定地に隣接している町道の整備を併せてできないかというような内容だと思いますけれども、これから町営住宅の整備を、まちなか第1団地の整備をするに当たって基本計画を定めていくわけですけれども、その中で道路の活用ということも含めまして、町営住宅、まちなか団地の動線であったりとか、そういったものの中で道路の拡幅が可能であるのかどうか、そういったものも検討していきたいと考えてございます。

○竹原 義人委員

99ページの8款3項1目12節委託料について聞きますが、まず測量設計委託料、これもまちなか第1団地のことですよね。この委託料ほとんどがまちなか団地だと思って質問しますが、まず町営住宅用地購入費7,400万円とありますが、土地鑑定託料が6月頃発注するということでもありますけれども、鑑定が済む前に92万7,000円という購入費が出ていますけれども、これはどうなのか。

それから、土地収用法事業認可申請業務委託料とありますけれども、なかなか聞き慣れない。この第1団地を買うために土地収用法を適用しなければならないのか。どういう理由があるのか。

それから、100ページの21節、町営住宅用地支障物件、今佐々木委員に答えましたけれども、小屋と鉄パイプがあるということで、2,400万円、これはちょっとどういう見方をしたのか。誰がこれを見たのか。鑑定がまだ済んでいませんよね。

それから、そもそも所有者がすべきことがある、購入者がすべきことがある、これ全て所有者がやるべきことも購入者がやることになっているのではないか。土地収用法をかけるような物件であれば所有者のほうにやるべきことをやってもらわないと、そのための土地購入費になるわけだと私は思っています。去年も三戸町の土地を売るために鑑定をかけています。売るために。それから、土地境界の確定も町でやっています。その上で、売ったか売れないかは報告ないので、まだ分かかっていませんけれども、町で行って、その予算を通しました。今回町で住宅団地として買う物件が、普通であれば鑑定をしてもらって、その分を所有者に渡すと思うのですが、先ほどの説明では、測量設計委託料に用地境界確定の作業の金額だという説明でしたので、その辺ちょっと詳しく説明願います。

○建設課長（齋藤 優君）

仮称まちなか第1団地の、まず購入費が予算計上されている、この積算の根拠というような内容であるかと思えますけれども、今回の予算要求で積算したものは、当該用地の宅地並みの価格であったりとか、あと農地、あと雑種地といったところの購入価格を検討して、それで積算をして計上させていただいたものでございます。正確な購入価格に関しましては、土地鑑定のほうで出していただいて、それによって購入をするというようなこととなります。

土地収用法を導入しなければならないのかというような質問でございましたけれども、今回の土地を購入するということに関しまして、土地収用法やその他法律で収用権が認められている公共事業のために土地や建物を売った場合、その土地の所有者が建物を売った場合に、収用などの課税の特例が受けられるというものがございます。対象税目は所得税ということになりまして、譲渡所得から最高5,000万円までの特別控除が受けられるというものでございます。土地の所有者が公共事業のために土地を提供するということになりますので、土地収用法を適用させていきたいということでございます。

あと支障物件の補償費が、ちょっと事業費が多いのではないかとというような内容のことだと思いますが、最初冒頭の私の説明がちょっと足りなかった部分がございます。土地の境界の部分のパイプであったりとか、あと小屋というもののほかに、住宅を移転するというようなものも入ってございます。今現在住んでいらっしゃる方の建物を移動していただくというような内容が入ってございますので、そちらの分も入っているというようなことでございます。

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩いたします。

（午後 6時00分）

休 憩

（午後 6時00分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設課長（齋藤 優君）

失礼いたしました。もう一点、用地境界を確定するものを町がやらなければいけないのかというところの質問でございましたけれども、今回のまちなか団地の整備に関しては、町がまずは今のところは実施するというようなことになってございまして、町が行う公共事業のために、個人の所有の方の財産とか、そういったものを協力していただくというようなことになってございますので、その境界の確定に関しましては町が行うべきものということでございます。

以上です。

○竹原 義人委員

今説明を聞きましたけれども、確かに土地収用法を忘れていました。税金の、相手を思っていることであるということで、そのほうが所有者にとってはいいということ。トラブルではないということで理解しました。町営住宅の支障物件、住宅を移転するのであれば、これぐらいの金額はやむを得ないと思います。最初に言ってくればよかったですけれども、あとは測量設計委託料の用地境界、町でやるとなれば全てやってあげなければならないというようなことも理解しました。

そこの1つだけ確認しますが、7.7ヘクタールでよかったですよね。確認します。

○建設課長（齋藤 優君）

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まちなか第1団地の整備予定地の面積ということでございますけれども、面積自体は7,750平方メートル、0.7ヘクタールということになります。

○竹原 義人委員

間違っていました。0.7ヘクタール。

あとは、鑑定委託料、鑑定ができるだけ町に有利に出るように折って、質問を終わります。

○千葉 有子委員

97ページ、8款1項1目10節需用費の中の修繕費26万2,000円について伺います。

先ほどの説明で、ラジコン公園における修繕費とのことでしたが、時間の流れとともに劣化します。少ない金額であれ、この先もこうして修繕費を重ねていくのでしょうか。売却とか再度の利活用のお考えは今のところないのでしょうか、伺います。

○建設課長（齋藤 優君）

ラジコン公園の修理に、まず26万円ですか、かかっている、これが毎年かかるということで、毎年かかっている状況というのは、人が上がる操作台ということで、危険なものがないかどうか、そういったもののチェックといったもの、あと今回の予算に関しましては、コース内のペイント、紅白のペイントとか、あと緑の部分、そういったものの塗り直しということも想定をしております。

ラジコン公園の別な活用ということでございますが、今現在コロナの関係もございまして利用者は減ってはきているのですけれども、ある一定の利用者がまず見込まれておりまして、減ってはきているのですけれども、コロナが収まれば、いろんな大会とか、そういったものでラジコン公園を活用していただくということも考えられますので、現段階ではラジコン公園は維持していきたいと考えてございます。

○千葉 有子委員

私の記憶に間違いがなければ、令和元年度で一、二名の方が冬以外に使っているという認識でしたが、コロナが終われば活用するかもしれないということですが、公営施設ですので、課題案件としてまた、活用できればいいのですけれども、考えていただければと思います。

以上です。

○委員長（藤原 文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

次に、歳出、9款消防費について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

9款消防費につきまして補足説明申し上げます。

101ページをお願いいたします。9款1項1目常備消防費であります。18節負担金補助及び交付金の八戸地域広域市町村圏事務組合負担金1億7,665万8,000円は、八戸広域消防事務組合の職員人件費と消防施設の維持管理に対する負担金であります。職員数は、広域全体で428名、三戸消防署は31名が配属されております。令和3年の三戸消防署の町内出動件数は、火災が前年から1件増の5件、救急416件、うちドクターヘリは16件でありました。

2目非常備消防費であります。三戸町消防団の団員報酬、出動報酬、消防施設の維持管理に要する経費であります。1節報酬の消防団員報酬1,621万9,000円は、消防団員の年額報酬及び災害、火災警戒訓練などの報酬であります。令和4年度の団員数は、前年から7名の減となる411人となる予定であります。令和3年度上半期の出動回数は、火災2回、風水害1回、警戒191回、予防広報3回、訓練16回、その他25回の合計238回で、延べ1,670人が出動しております。7節報償費の報償金は、各分団の管理運営費と夜回りの報奨金であります。10節需用費の電気料120万円は、消防団屯所19か所の電気料であります。修繕費230万円は、消防団車両、屯所、防火水槽などの修繕に係る経費であります。

102、103ページをお願いいたします。17節備品購入費の消防資機材購入費の190万円は、団員被服費、ヘルメット、防火衣、消防ホースなどの資機材を購入するものであり、消防ポンプ自動車購入費の2,809万5,000円は、第18分団、貝守地区へ配備を予定している水槽付の車両購入費であります。18節負担金、市町村総合事務組合消防補償負担金1,010万8,000円は、公務災害補償分担金と退職補償分担金が主なものであります。消防団員福祉共済掛金助成金126万円は、団員1人当たり掛金3,000円で、死亡時の給付や傷害時、入院時の給付を行うものであります。消火栓維持管理負担金150万円は、新設1基、修繕2基を見込んでおります。

3目災害対策費は、災害時に備えた総合防災訓練の経費や避難所用備蓄品等購入に要する経費であります。

3目18節、研修受講負担金41万円は、ドローンの飛行認定書取得費用として、職員3名分を見込んだものであります。昨年は職員3名が免許を取得し、これまで地震における三戸北小学校校舎屋根の確認や秋の城山公園ライトアップの撮影に活用しております。

以上で9款消防費の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

3月11日午前10時、予算特別委員会を再開することとし、本日はこれで散会します。

（午後 6時12分）

2日目 令和4年3月11日（金）

○日程

1. 議案第19号 令和4年度三戸町一般会計予算
(歳出10款から13款まで款ごとに審議)
2. 議案第20号 令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算
(歳入、歳出一括審議)
3. 議案第21号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算
(歳入、歳出一括審議)
4. 議案第22号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計予算
(歳入、歳出一括審議)
5. 議案第23号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算
(歳入、歳出一括審議)
6. 議案第24号 令和4年度三戸町介護保険特別会計予算
(歳入、歳出一括審議)
7. 議案第25号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算
(歳入、歳出一括審議)
8. 議案第26号 令和4年度三戸町国民健康保険直診三戸中央病院事業特別会計予算
(歳入、歳出一括審議)
9. 議案第19号 令和4年度三戸町一般会計予算 (採決)
10. 議案第20号 令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算 (採決)
11. 議案第21号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算 (採決)
12. 議案第22号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計予算 (採決)
13. 議案第23号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算 (採決)
14. 議案第24号 令和4年度三戸町介護保険特別会計予算 (採決)
15. 議案第25号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算 (採決)
16. 議案第26号 令和4年度三戸町国民健康保険直診三戸中央病院事業特別会計予算 (採決)

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○出席委員（13人）

柳 雫 圭 太 君
小笠原 君 男 君
和 田 誠 君
越 後 貞 男 君
乗 上 健 夫 君
山 田 将 之 君
栗谷川 柳 子 君
藤 原 文 雄 君
千 葉 有 子 君
久 慈 聡 君
澤 田 道 憲 君

佐々木 和 志 君
竹 原 義 人 君

○欠席委員（1人）

番 屋 博 光 君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

三 戸 町 長	松 尾 和 彦 君
副 町 長	馬 場 浩 治 君
参事（税務課長事務取扱）	遠 山 潤 造 君
参事（住民福祉課長事務取扱）	馬 場 均 君
参事（総務課長事務取扱）	武士沢 忠 正 君
参事（三戸中央病院事務長事務取扱）	沼 澤 修 二 君
健康推進課長	太 田 明 雄 君
会計管理者（会計課長）	井 畑 淳 一 君
農 林 課 長	極 檀 浩 君
建 設 課 長	齋 藤 優 君
まちづくり推進課長	中 村 正 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君
三戸中央病院経営改善推進監	松 澤 俊 彰 君
総務課防災危機管理室長	多 賀 昭 宏 君
まちづくり推進課やわらかさんの交流室長	北 村 哲 也 君
農業委員会委員長	梅 田 晃 君
農業委員会事務局長	極 檀 浩 君
教 育 課 長	慶 長 隆 光 君
教育委員会事務局長	櫻 井 学 君
史跡対策室長	奥 山 昇 吾 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

(午前10時00分)

○委員長（藤原 文雄君）

ただいまから本日の会議を開きます。

議案第19号を議題として、前日の議事を続行します。

委員長からお願いを申し上げます。質疑を行う際には予算書のページを述べてから関係する項目の質疑を行うようお願いいたします。

質疑は、現に議題となっております令和4年度の予算に対し、疑問点をたずねるものでありますので、要点をまとめ、簡潔明瞭にご発言いただき、審査の進行にご協力をお願いいたします。

また、重複質問を避け、質問者の要望や自己の意見で終わることのないようお願いいたします。

歳出、10款教育費について説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

10款教育費について補足説明申し上げます。

三戸町教育委員会では、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む小中一貫教育を推進してまいります。そして、学校教育と社会教育とが一体となり、誰でも生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習の推進を図ってまいります。また、文化財保護については、三戸城跡の国史跡指定後の保存活用に向け、取り組んでまいります。

105ページをお願いいたします。10款1項1目教育委員会費は、教育委員4名の会議や各種行事等への出席に係る1節報酬、8節旅費が主なものであります。

2目事務局費ですが、1節報酬の委員報酬20万2,000円は、学校評議員、奨学生選考委員等の報酬であります。会計年度任用職員報酬642万2,000円は、三戸中学校に配置する英語、数学、生徒指導の特別講師3名の報酬であります。

106、107ページをお願いいたします。7節報償費の謝金42万2,000円は、外部評価委員、特別支援教育コーディネーター事業におけるコーディネーター、小中一貫教育推進委員会委員、不登校対策事業における面談医師等への謝金であります。12節委託料の業務委託料126万5,000円は、部活動の遠征等に使用する部活動バスの運行に係るものです。芸術鑑賞会公演業務委託料45万円は、三戸小学校において音楽鑑賞会を行うものです。学習コーチ事業委託料130万円は、三戸町ふるさと応援大使であります株式会社プラスティの清水章弘氏による、これまでの勉強のやり方や学習計画の立て方等、学習習慣形成のための講演会4回の実施に加えて、社会で起こっているできごとを新聞やネットニュースで読み解き、社会問題と学習のつながりについての探求学習を行うオンラインによる探求コーチ10回の実施に要するものです。13節使用料及び賃借料の自動車借上料190万円は、部活動バス1台で対応できない休日等の運行を補うための民間バスを活用する部活動支援バスの運行に要する借上料であります。18節負担金補助及び交付金のうち負担金の主なものは、三戸地方教育研究所の運営に要する経費の負担金1,051万4,000円であります。三戸地方教育研究所では、三戸町、田子町両町の学力テスト等の調査分析、教員研修、学校訪問、特別支援学級に在籍すべきかどうかを判定する教育支援委員会、教育相談などの業務を行っております。補助金の三戸地方

未来塾事業補助金100万円は、プログラミング学習を行う三戸ICTクラブについて、これまで小学生を対象としていたものを中学生まで拡大し、実施するものです。三戸高等学校支援事業費補助金300万円は、三戸高校を今後も地域と歩む魅力ある高校として存続していくため、生徒の英語、漢字、情報処理等の資格試験の受験料の補助、近隣の市町村から通学する生徒の通学費の2分の1の補助、進路達成に向けたICT機器を活用した学習支援への補助、部活動遠征費への補助を行うものです。海外研修事業費補助金218万6,000円は、小学校5・6年生と中学校8年生を対象に、フィリピンとのオンラインによる英語レッスンを行うものです。対象学年児童生徒全員を対象とした体験会を開催し、オンライン研修への参加は、児童生徒数の2分の1の96名程度と見込んでおります。小学校給食費・教材費支援金217万円は、子育てサポート祝金として、3人目の子供からの養育者に対して支給するものです。年額1人3万5,000円で、62名を見込んでおります。同じく中学校給食費・教材費支援金117万円は、年額1人4万5,000円で26名を見込んでおります。同じく高校教材費支援金78万円は、年額1人3万円で26名を見込んでおります。

108、109ページをお願いします。3目語学指導外国青年招致事業費は、外国語指導助手2名を雇用するための1節報酬の会計年度任用職員報酬749万8,000円、11節役務費の会計年度任用職員社会保険料91万円が主なものであります。令和4年度は、外国語指導助手1名の交代が予定されているため、現在の外国語指導助手の帰国等に係る8節旅費の特別旅費32万3,000円と、新たな外国語指導助手の渡航に係る18節負担金補助及び交付金の自治体国際化協会負担金69万3,000円が増額となっております。

10款2項1目学校管理費ですが、この目は町内2校の小学校に係る施設管理経費が主なものであります。1節報酬の学校医等報酬106万8,000円は、小学生の耳鼻科、内科、歯科、眼科の検診及び新入学児童の就学時健診に対する学校医への報酬であります。12節業務委託料の1,356万3,000円は、小中学校用務員と日直、合計7名の委託料であります。

110、111ページをお願いします。12節委託料の通学バス委託料3,080万5,000円は、三戸小中学校への目時線、貝守線、松原線と斗川小学校の豊川線、大舌線の5路線の運行委託料であります。貝守線については、杉沢小学校統合への対応として、大平地区まで路線を延長することとしております。情報通信ネットワーク環境整備支援委託料79万2,000円は、GIGAスクール構想により整備した1人1台のタブレット端末の活用促進のため、各学校の活用状況に応じた各種設定の更新や運用のための支援をお願いします。13節使用料及び賃借料の使用料270万1,000円は、校務支援、図書システム、デジタル教科書、AED使用料に加えて、タブレット端末539台の有害サイトへのアクセスを防止するフィルタリングソフト使用料122万4,000円が増額となったものです。自動車借上料216万3,000円は、三戸小中学校への蛇沼地区からの通学タクシーと児童生徒健診時の医師送迎タクシーの借上料であります。14節工事請負費、空調設備設置工事請負費740万円は、三戸小中学校の理科室3教室へ空調設備を設置するものです。17節備品購入費、大型提示装置購入費494万5,000円は、タブレット端末による授業を円滑に実施するため、三戸小中学校の普通教室用の大型テレビ18台とプロジェクター1台を更新するものです。

2目教育振興費であります。1節報酬の会計年度任用職員報酬1,109万9,000円は、特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行う小中一貫教育チューター6名の報酬であります。2節給料の会計年度任用職員給料218万7,000円は、三戸小中学校へ配置する情報教育支援員1名の給料であります。18節負担金補助及び交付金は、東北大会以上の大会に出場する際の経費を支援する全国大会等出場支援事業費補助金40万円及

び各学校の実施する体験活動などを支援する立志科推進事業費補助金45万円が主なものであります。

112、113ページをお願いします。19節扶助費の要保護及び準要保護児童就学援助費571万7,000円は、経済的に就学困難な児童の保護者に対して、学用品費や修学旅行費、給食費、オンライン学習通信費等を補助するものであり、55名分を予定しております。特別支援教育就学奨励費26万7,000円は、特別支援学級在籍児童6名への補助を予定しております。

10款3項1目学校管理費であります。三戸中学校の維持管理に要する経費を計上しております。12節委託料の通学バス委託料701万1,000円は、三戸中学校への斗内線の運行委託料であります。13節使用料及び賃借料の自動車借上料257万8,000円は、三戸中学校の大舌、目時地区からの通学タクシー借上料であります。

2目教育振興費であります。1節報酬の会計年度任用職員報酬161万9,000円は、部活動指導員3名に要する経費であります。17節備品購入費の理科教材備品購入費101万円は、3年に一度実施している実験器具等の理科教材備品の購入に要する経費です。18節負担金補助及び交付金の中体連等生徒派遣事業費補助金386万円は、中体連及び各種大会へ出場する生徒の派遣費用に対する補助金であります。19節扶助費の要保護及び準要保護生徒就学援助費592万6,000円は、経済的に就学困難な生徒の保護者に対する補助であり、39名分を予定しております。特別支援教育就学奨励費12万4,000円は、特別支援学級在籍生徒2名分を予定しております。

10款4項1目社会教育総務費ですが、1節報酬の委員報酬32万3,000円は、社会教育委員8名等に係る報酬です。114、115ページをお願いします。7節報償費の謝金54万4,000円は、放課後子ども教室コーディネーター1名、家庭教育学級講師、わくわく城山学園講師、地域人材学校派遣事業講師及び少年指導センター指導員35名に係る謝金であり、記念品15万円は文化賞受賞者に対するものであります。12節委託料の放課後子ども教室事業委託料70万円は、三戸小学校の児童を対象とした放課後子ども教室の運営に係る委託料であり、週3回開設しております。18節負担金補助及び交付金の補助金、社会教育活動推進事業費補助金218万8,000円は、三戸町文化協会等の社会教育団体7団体と高齢者学級寿教室への補助金であり、第50回を迎える三戸菊花展の開催に対し、菊クラブへの補助金を30万円増額しております。南部俵づみ唄全国大会補助金160万円は、平成元年に始まり、第30回を迎える大会の開催に対する補助金であります。

2目公民館費ですが、この目は中央公民館、分館及びジョイワーク三戸の運営及び維持管理に要する経費を計上しております。7節報償費の謝金125万8,000円は、料理講座など9講座を開設する公民館講座の講師謝金、立春式講師謝金、11分館の分館職員33名に対する謝金が主なものであります。12節委託料の業務委託料737万8,000円は、中央公民館の受付、清掃、日直業務の委託に要する経費であります。

116、117ページをお願いします。分館講座委託料55万円は、泉山分館はじめ11の分館がそれぞれの地域のニーズに応じて自ら企画し実施する講座、研修会等の運営に係る委託料です。施設管理委託料67万8,000円は、ジョイワーク三戸の受付、清掃等に係る委託料です。PCB廃棄物収集運搬委託料24万8,000円とPCB廃棄物処理委託料29万5,000円は、令和8年度までの処分が義務づけられている低濃度PCBを含む中央公民館の変圧器を処分するものです。17節備品購入費の自動車購入費163万7,000円は、老朽化した中央公民館の車両1台を更新するものです。

3目図書館費ですが、7節報償費の謝金11万円は、歴史講座及びおはなしのへや6回の講師謝金であります。12節委託料の中の業務委託料1,038万8,000円は、図書館受

付業務3名の委託に要する経費であります。118ページ、119ページをお願いします。14節工事請負費の図書館屋根改修工事請負費1,497万1,000円は、雨漏りが多数発生しているため、屋根全面のふき替えを行うものです。

4目歴史民俗資料館費は、歴史民俗資料館、郷土館、温故館の維持管理経費であります。1節報酬、会計年度任用職員報酬163万4,000円は、三戸城跡国史跡指定を踏まえ、来館者に対する資料解説の充実を図るため、常勤の館長を配置するものであります。10節需用費の印刷製本費22万1,000円は、資料館入館券と国史跡指定を記念したプレミアム御城印500枚の印刷費です。12節委託料の業務委託料538万円は、資料館の受付、清掃等に係る委託料であります。

5目文化財保護費であります。1節報酬の委員報酬16万1,000円は、文化財審議委員5名と令和4年度、5年度の2か年で策定予定の三戸場跡保存活用計画の策定委員10名の報酬であります。7節報償費の謝金14万3,000円は、三戸城跡国史跡指定を記念し実施予定の記念講演会の講師及び城歩きガイドに対する謝金です。記念講演会は、南部利文氏と旧盛岡藩士の戸沢氏を招き、殿様と旧盛岡藩士の方から城跡への思いなどについてお話しいただきたいと考えております。また、城歩きガイドについては、ガイド5人程度を養成し、実施したいと考えております。12節委託料の三戸城跡広報用映像制作委託料132万円は、三戸城跡国史跡指定記念特別番組の制作、放映と、番組の映像を編集したプロモーションビデオの制作に要する経費です。14節工事請負費の文化財案内板設置工事請負費70万円は、町内の館跡に案内板2基を設置するものです。

120、121ページをお願いします。5項1目保健体育総務費ですが、1節報酬の委員報酬106万3,000円は、スポーツ推進委員13名の報酬であります。7節報償費の謝金12万円は、町内会運動部長への謝金であります。記念品46万6,000円は、町民運動会、町内対抗スポーツ大会及びスポーツ賞の商品、記念品代であります。18節負担金補助及び交付金の三戸町体育協会補助金180万円は、町民の体育振興を目的に、17の競技団体やスポーツ少年団への活動費補助や大会派遣費への支援を行っている体育協会への補助金であります。

122、123ページをお願いします。3目体育施設費であります。この目は松原公園、サン・スポーツランド三戸、勤労者体育施設、さんのへパークゴルフ場、町民プールの維持管理に要する経費であります。12節委託料の業務委託料330万2,000円は、松原公園の清掃業務とサン・スポーツランドの受付業務に要する経費であります。樹木剪定委託料193万2,000円は、松原公園の除草、樹木剪定、薬剤散布等に要する経費であります。パークゴルフ場芝育成管理委託料308万円は、芝育成のための薬剤散布、施肥、土壌改良剤の散布等に要する経費です。さんのへパークゴルフ場指定管理料660万3,000円と町民プール指定管理料599万1,000円は、株式会社サンアメニティに委託する両施設の管理運営に要する経費です。

4目アップルドーム管理費の12節委託料の業務委託料1,189万8,000円は、アップルドームの受付等の管理業務に要する委託料です。124、125ページをお願いします。17節備品購入費の施設備品購入費39万2,000円は、トレーニング室のエアロバイク1台を更新するものです。

5目学校給食費ですが、この目は学校給食を調理し、各学校に配送するための学校給食共同調理場の管理運営に要する経費であり、食材の購入に要する経費を除く全ての経費を計上しております。1節報酬の委員報酬6万円は、学校給食運営委員6名分の委員報酬であります。11節役務費の手数料238万6,000円は、食器洗浄やボイラーばい煙測定手数料、貯水槽や重油地下タンク等の各種設備の検査に要する手数料を計上

しております。12節委託料の調理運搬業務委託料2,803万9,000円は、給食調理業務及び配送業務の外部委託に要する経費であり、11名のスタッフにより運営しております。学校給食の運営に当たっては、衛生管理及び施設設備の保守管理を徹底し、安全な給食の提供に努めてまいります。

以上で10款教育費の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

ページは110ページ、10款2項1目学校管理費、12節委託料、蓄熱暖房機点検委託料15万4,000円であります。これは学園にある太陽光発電機からの蓄電器のことでしょうか。

それから、111ページの10款2項2目18節、補助金、立志科推進事業費補助金45万円と、113ページ、10款3項2目18節、補助金、立志科推進事業補助金21万円は、さっき説明はありましたけれども、内容等をちょっと聞かせてください。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず、蓄熱暖房機の件、10款2項1目の12節ですが、こちらについては、三戸小中学校のほうは電気の暖房になっています。深夜電力を使って、各暖房機にあるれんがを暖めまして、それを日中、熱くなったれんがのところに空気を当てて暖房をするというような装置になっておりますので、その点検ということになります。

それから、立志科推進事業費補助金についての内容ということでございますが、各学校様々な地域に根差した教育活動を展開するための事業として使っていただいております。例えばまず三戸小学校のほうでは、ひつつみ等の伝統食のほうを食べるようなこと、あとは昔の遊びを、けりゴマとか、そういったものを体験するとか、それから斗川小学校のほうでは学習田をやっておりますので、そちらのほうで田植とか、あと餅つき等をやる、あと斗内獅子舞の伝承の活動等もやっております。また、杉沢小学校のほうでは野菜を作ったり、菊作りですね、菊花展のほうにも展示されていましたが、そちら、そういった活動です。あと中学校のほうになりますと、職場体験といったものにこの事業のほうを使っているということでございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

太陽光発電ではないということで、私はいつも学校に行ったときは太陽光発電の何キロ、何キロという、非常に自然から得られる環境学習になっているというのと勘違いしまして、あれだと非常に目に見えていいなとも思っていましたので、それかなと思ったのですが、それでなかったということで、深夜電力だということで了解しました。

こちらの立志科推進事業補助金のほうを今聞きましたけれども、非常に数が多岐にわたっているという、正直なところ非常に多いわけでありまして、前にこの立志科推進のほうは、特色ある教育活動推進事業を行っているのだということを聞きましたので、それを見たときに予算が非常に少ない。これで果たしてやれるのかなと今疑問になって質問したのですが、その特色ある教育活動に限定した場合、この部分のどれぐ

らいが入っているのか。今いっぱい事業名を述べましたけれども、立志科で特色ある教育活動をたしかやっているはずでありますけれども、どの部分がそれなのか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

立志科推進事業費補助金につきましては、各学校の特色ある教育活動にということですが、様々な事例を申し上げましたけれども、こちらとしましては、行っているもの全てが、それぞれの学校にとっては特色のある活動を行っているというふうに捉えております。

以上でございます。

○竹原 義人委員

そう言われると全ての学習が特色ある。各学校は特色あるわけです。三戸学園は三戸学園の特色があるでしょう。田子中学校、小学校も、田子で特色ある学校になってしまう。わざわざ三戸町、田子町教育研究会のほうで、特色ある学校づくり、特色ある授業を行っています、補助金を出して。三戸町はそれを使わないで、三戸には立志科という教育の部門で、特色ある教育活動を推進しているのだという説明がありましたので、この予算でできるのかなという私の考えで今聞いたわけですが、全てが特色ある活動だと言われるとそれまでです。そのとおりだと思います。では、みんなということになりますので、質問の、がっかりしましたけれども、分かりました。

○小笠原 君男委員

115ページの2目公民館費、7節報償費と12節の委託料についてお伺いします。

報償費の中の記念品でございますが、こちらのほうはどのような目的の記念品であるかということと、今年の場合は委託料に成人式の記念講演の費用ものっていたようですが、来年度は講演がなくなるのかということでございます。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

115ページの10款4款2目公民館費のところの記念品ですが、こちらのほうは成人式の記念品ということで、1人2,000円を対象者75人分としているところでございます。

また、講演会につきましては、今年度については合同開催という特別な状況もあったということでの開催ということで、来年等については現在のところ予定しておりません。

以上でございます。

○小笠原 君男委員

それでは、その記念品は、例年どおり王道の記念写真でしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

成人式の記念品につきましては、実行委員のほうから要望を聞いております。以前でありますと、例えば印鑑を記念品にするとか、あとはボールペンですね、ちょっと高級なボールペンをやったりとかというのもありましたが、写真のほうは、以前は希望者が申し込んで、それでお金を払ってという形でありました。近年は実行委員のほうから、記念写真を記念品にしてくれというような要望に最近なっていて、近年はその記念写真を成人式の記念品といった形になっております。

以上でございます。

○小笠原 君男委員

その記念写真でございますが、今年度の場合、申込制だったということを聞いております。参加者全員に渡るとかということ、参加者の方々は全員そう思っているんじゃないかと思いますが、後々そういう申込みをしていただかなければ写真は渡さないというふうなやり方だったかと思いますが、その辺は今年もそういうふうな形になるのでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

申込制ということではなくて、出席された方全員にということでございます。今申込制だというようなお話があったよだというお話がありましたが、聞いたところ、担当者のほうで写真屋さんとお話ししているときにちょっと勘違いがあったようですが、そこはその場ですぐ上司のほうで修正しまして、参加者全員に写真のほうは送付させていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（藤原 文雄君）

小笠原委員は3回、質問を終えてください。

○久慈 聡委員

何点かお聞きします。

116ページ、これは、PCBに関しては公民館の変圧器をやったよということを知ったのですけれども、それ以外にPCBが出てきます。ページでいいますと、最後のほう、123ページの12節、それから124ページの12節です。これは何なのか教えていただきたいのと、今後どういう、まだあるのかということをお聞きしたいです。

それから、119ページ、委託料で映像制作委託料ということで、132万円上がりますけれども、具体的に、もちろんどういうものを作って、どういうふうに周知していくのかということをお知らせください。

それから、今朝配られた資料の中で2点お聞きしたいのですけれども、10款4項7目7節になるのかな、城山城歩きガイドの設置ということで、予算6万円ということですが、本当にこの予算でよいのか、問題ないのか、もっと増やしたほうがいいのではないのか、これの検討をどのようにされてこの金額にされたのか。

あと次、3ページ目と言えいいかな。イベントでお城に行こうというところ、これで予算3,000円となっているのですけれども、この3,000円の内訳だったり、その3,000円でよいのかどうかをお伺いしたいのですが。

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩します。

（午前10時43分）

休 憩

（午前10時43分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

まず1点目のPCBのほうからお答えさせていただきます。

123ページ、10款5項3目体育施設費のまずPCB廃棄物収集運搬と廃棄物処理委託料についてですが、こちらのほうについては、サン・スポーツランド三戸のキュービクル中に高圧進相コンデンサというものがございまして、そちらのほうは1988年製というものでございますが、そちらのほうを処分するというものになっております。

続いて、124ページになりますが、アップルドーム管理費ですね。10款5項4目のアップルドーム管理費の同様のPCBの件でございます。こちらにつきましても同じキュービクル内の高圧進相コンデンサ、こちらを廃棄するというものになっております。こちらはそれぞれ令和8年度末、つまり令和9年3月までの処分ということになっております。

そのほかの施設ということでございますが、教育委員会のほうの施設の中では、あとは図書館のほうにこちら、コンデンサがあるということになっております。それから、三戸小中学校のほうにも同様のコンデンサが2つあるということになっております。

それぞれのPCBなのですが、処分をするだけではなくて、それぞれの修繕費のところに、コンデンサで、例えばドームのコンデンサですと前のページの修繕費のところですけれども、73万9,000円とかというような金額がかかってくるということになっております。処分した上で更新も同時にやるというような形になっております。

以上でございます。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

先ほどの久慈委員の質問にお答えいたします。

まず、132万円の三戸城跡広報用映像制作委託料でございます。こちらに関しては、城山、三戸城跡が史跡になるということで、町として周知するための特別番組を企画してはどうかというものでございます。これはテレビの放送で、5月から6月ぐらいの間に、土曜日の午前中、1回30分ぐらいの番組で、三戸町歴史探訪というように仮の名称でございますが、そういったもの、城山公園を中心に取材して、それをまとめた番組を、国史跡になったということの周知の番組をお知らせする、放映する、そういった企画のものでございます。

こちらは、取材の費用とか編集の費用、あるいはテレビの電波料ということで、まず100万円ぐらいの内訳と、またこのテレビ番組の放送によって、番組内の映像を再編集いたしまして、これを三戸城跡のホームページ等で、動画配信でありますとか、あるいは民俗資料館の中での放映とか、そういったものを考えているものでございます。

それから、城歩きガイド、予算が6万円ということであるけれども、その積算の根拠ということでございました。こちらはガイドへの謝金でございます。ガイド、今のところ大体そろるのが5人程度、取りあえずはそろえたいなと思っております。町内から来る、町内居住のガイドについては、1回当たりの出役に対して1,000円程度、また町外から来ていただくガイドに関しては1回2,000円程度をお支払いしたいと思っております。町内、町外、どれぐらいになるかというところもありますけれども、全部町内からの今のところガイドの手が挙がってございますので、60回分ぐらいは対応できるかなと、このような積算でございます。

それから、3つ目の質問でございますが、お城に行こうという企画で、予算が3,000円ということでございますが、こちらは八戸市の根城跡と三戸の三戸城とのコラボの企画でございますが、八戸市内の子供あるいは三戸町内の子供が双方で行ったり来たりするバスの運転料に関する謝金でございます。バス運転手のための謝金ということの3,000円でございます。

以上でございます。

○久慈 聡委員

分かりました。PCBに関しては了解しました。まだあるというのであれば計画的に、確実にしないような形の処理、処分をお願いしたいと思います。

映像に関して、テレビ放送しますよということも分かりました。利用、活用を、教育委員会で作ったものを教育委員会だけで使うのではなくて、まちづくり推進課だったりとか、一緒に考えながら使っていただきたいなというふうにお願いしておきます。

城歩きのガイドなのですけれども、60回分ということで、6万円ですけれども、ガイドの報酬というか、ガイドが1日どれぐらい、1回につき時間をどれぐらいかけてやっているのかなというところもありますし、逆にガイドに手を挙げる方が、この金額で、この人数で大丈夫なのか、もしくはガイドと言われる人をもっと増やしていくことによって、もっと交流ができるのではないかとということも考えると、この値段で、この予算でいいのかなというふうに懸念しているというところなんです。そういう考えとして、今取りあえず予算これぐらいだからこれぐらいにしようというのではなくて、要は将来的にはこういうことを考えているのだから、もう少し予算を上げたいという形の考えがあるかどうかを聞きたいのが1点。

それから、お城に行こうの3,000円の運転手の謝金で3,000円のようにすけれども、1回だけのコラボでやるのか。もっとこういう交流とかは、何回もやるということはないのかどうか、その2点お願いします。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

ただいまガイドの謝金ということで、1日当たり1,000円とか、そういった金額が妥当であるのかというお話でございました。こちらに関しては、近隣の史跡のガイドに対する報酬、謝金、こちら調べたところ、かなりばらばらな状況でございます。例えば一戸の御所野遺跡であれば無報酬と、南部の根城、聖寿寺であれば……南部町は1,000円だということです。それから、根城は、根城跡に関しては、交通費の支給のみとか、まずばらばらということの状況の中でございます。

三戸は、今考えたところ、それでも何らかの出役に対しては報酬として、謝金として何か1,000円程度あげたいと、こう考えておりました、1,000円というふうに設定しておりました。実際この額でガイドの方に納得してもらえるか、満足してもらえるかというお話もお話ししておりました。そうすると、出られた方でもございましたけれども、もう十分であるというようなお話、あるいは要らないというお話、こちら辺は教育委員会のほうに任せますというようなお話でございましたので、取りあえずはこの額でいいのかなと考えております。

1回のボランティアで拘束する時間というのは、コースにもよりますけれども、1時間から2時間ぐらいのコースなのかなと思っております。それについて1,000円お支払いするというようなことでございます。

今後このガイドの在り方というのは、史跡指定、どれぐらいのお客さんが来るかという形ことも含めまして、長い年月をかけて考えていきたいなと思っております。ガ

イドのまたその在り方というのは、いろいろ各市町村でも聞いていますけれども、いろいろなやり方がある、またいろいろな形に収まっていくとか、いろいろあると思いますので、これは取りあえず走りながら考えていきたいなと思っております。

それから、先ほどのお城へ行こうの企画でございました。こちらは、小学生だけではなくて大人の企画ということもあるということを含めての3,000円ということでした。

以上でございます。

○久慈 聡委員

分かりました。ボランティアに関しての金額設定というのも少し分かりました。あとは、ボランティアの方に対しての、やっぱり何かしら金額ということだけでなく、認定制度だったりとか、そういったものも設けることによってスキルアップにもつながるでしょうし、そういったガイドを増やしていけるような方向で今後進めていってもらえればいいと思います。

お城に行こうのイベントに関しては、小学生と大人と2回実施する予定という解釈で考えているというか、予算で考えているという形でいいのかどうか。あとは、もっと増やしていこうという要望とか、八戸との連携等で考えられているのかということが2点目。

最後に、昨日からちょっと話をさせてもらっていますけれども、まちづくり推進課と教育委員会で進めている事業として、約1,600万円ぐらいの事業として新しいものやっけていこうという形で考えているかと思います。款項目でいうと10款、7款と分かれていますけれども、実質上手を組んでやるべきもの、もしくは一緒に事業をしていかなければならないというものがこの中にあるのかどうか。要は昨日の答弁では、何回か打合せを行ったと。要は課をまたいで打合せしていくべきだし、その中で三戸町の観光につなげていきましょう、そういうことができないかという一般質問なんかで私も話させてもらっていますし、答弁の中でもそういうことをやっているということで話をされていますから、こっちの担当はまちづくり推進課ですよ、こっちは教育委員会ですよということではなくて、お互いに関与しながら大きなイベントをやろうとかというものがこの中にあるか、もしくは今後考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、お答えを申し上げます。

昨日お示しをしましたとおり、本日、令和4年度以降、三戸城跡城山公園事業ということで、24項目1,583万1,000円の予算ということで議員の皆様にお示しをいたしました。ただいま久慈委員のほうからご質問のあった、教育関係、あとまちづくり関係との連携でございますが、これは必要に応じて、それぞれ連携をしながらやっていくものでございますので、ご理解のほうを賜りたいと思います。

また、本議会にかかわらず、求めに応じまして、各事業についてご説明が必要であればご説明していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

（「暫時休憩」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩いたします。

(午前10時58分)

休 憩

(午前11時01分)

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○史跡対策室長（奥山 昇吾君）

先ほどの久慈委員の1つ目の質問にお答えいたします。

お城へ行こうという企画でございます。こちらに関して、2回ということがございますけれども、お城へ行こうという企画に関しては小学生対象のものということで、夏休み企画ということで、あくまでも八戸市と三戸町の教育委員会での取決めということで、1回ということでございます。

それから、もう一回、三戸城跡城歩きツアー、こちらは一般を対象とした城歩きガイドということで、大人版ということで、こちらは町の教育委員会がガイドして歩くことを考えております。

以上でございます。

○千葉 有子委員

115ページ、10款4項2目7節、12節の、先ほど小笠原委員も聞いた成人式の件ですが、先ほどの答弁で、今年度は2年分だから、特別なことで委託費、委託料が計上されていることをお聞きしました。来年度の成人を迎える方もやはり特別な日です。集合写真のみでなく、また講演会にこだわることもなく、思い出に残るイベントができるよう、企画はこれからだと思いますが、予算計上を考えてみてもいいのかなと思います。今年度の企画に大いに携わってくれた町長のお考えをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○町長（松尾 和彦君）

それでは、千葉委員の質問にお答えを申し上げます。

今回成人式に講演会を行って、かつ一般町民の方も入っていただいて、全体で300名ほどの久しぶりに大きなイベントというか、行事になりました。それについて、また再度どうなのかという、これからの考え方ということでございますが、これまで、今年以前の部分であれば、先ほど担当課のほうで説明をしたとおりのまず予算ということではあります。新しいことをやる場合にはいろいろ考えた上で、いずれかの時期の補正に上げながら、議員の皆様とも相談をしていきたいというふうに考えております。

ですので、現時点で確実にこういうことでやっていきたいと思いますということではなしに、次のまた特別な行事に向けて、今のこのコロナを乗り越えた先に、子供たちが「よし、頑張っていこう」というふうな思いになってもらえるように我々は工夫をしなければならないというふうに考えてございます。

○千葉 有子委員

今のお答で、予算計上の可能性があるということをお聞きしましたので、どの年の成人を迎える方にとっても特別な日になると思います。予算のことで事例とかをし

やべってはいけないのかもしれませんが、今のコロナ禍の中で、成人式のお祝いに町の様子とか、町の人々の声とか、そういうのをフォトアルバムにして成人の方に贈って喜ばれたという自治体の実例も聞いております。今町長がこれからそういうことが出てくれば考えるということでしたので、ぜひ今の成人の人たちにも何か思い出に残るイベントができればありがたいと思います。

以上です。

○町長（松尾 和彦君）

ただいまの貴重なご意見、ご意見としてしっかり承りたいと思います。

○山田 将之委員

115ページ、今の成人式のところで1つ確認をしたいのですが、成人の年齢が18歳に引き下げられるということであると思うのですが、三戸町は二十歳の成人式を行うということによろしかったでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

成人年齢が18歳になるということで、成人式をどの時点でやるかというのは全国的に議論にもなっていますし、様々方向性が示されているところではありますが、県内のほうはそちらの調査をしております、ほとんどの自治体が現状どおりの二十歳でやるという方針、方向が予定されております。三戸町のほうでも、現段階では二十歳のところを、成人式という形ではなく二十歳を祝う会とか、別な名称でもって二十歳の段階で現段階ではできればよいのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○山田 将之委員

了解しました。18歳成人になるというわけですが、その辺は何も今のところは考えてはいないということによろしいでしょうか。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

現段階では18歳のところというのは考えておりません。成人式を18歳の議論の中で、その時点が受験だとか、就職だとか、大変忙しい年齢だということもあって、どこの自治体も二十歳ということだと思いますけれども、現段階で18歳成人になったことで何かを行うということは、今のところ予定しておりません。

以上でございます。

○委員長（藤原 文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

次に、歳出、11款災害復旧費について説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（極 檀 浩君）

11款災害復旧費の令和4年度当初予算案につきまして補足説明を申し上げます。

127ページをお開き願います。11款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、令和4年度に災害が発生した場合、被害の拡大を防ぐために早急な対応が必要となる復旧作業に要する経費であり、重機借上料100万円、工事請負費50万円、原材料費30万円を計上しております。

以上で11款災害復旧費の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

次に、歳出、12款公債費及び13款予備費について説明を求めます。財政指導監。

○財政指導監（下村 太平君）

12款公債費につきまして補足説明申し上げます。

129ページをお願いいたします。12款1項公債費であります。令和3年度末の起債件数は136件、残高は62億4,560万円と見込んでおります。令和4年度当初予算における償還金として、1目元金では7億3,293万円、2目利子では610万9,000円、合計で7億3,903万9,000円を計上しております。

次に、13款予備費につきまして補足説明いたします。131ページをお願いいたします。13款1項1目予備費であります。前年度と同額の1,000万円を計上しております。

以上で12款公債費及び13款予備費の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

これで一般会計全ての質疑が終わりました。

次に、議案第20号 令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算の審査を行います。説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（櫻井 学君）

議案第20号 令和4年度三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算について補足説明いたします。

147ページをお開きください。この会計の歳入歳出予算の総額は、第1条にあると

おり、それぞれ3,584万6,000円であります。

152ページをお願いします。歳入、1款1項1目事業収入3,581万6,000円は、保護者負担金現年度分3,576万6,000円と滞納繰越分5万円であります。学校給食1食当たりの金額は、小学生は280円、中学生及び教職員は300円であり、児童生徒551名と教職員等91名、合計642名の年間約193食分の負担金であります。

153ページをお願いします。歳出、1款1項1目学校給食費、15節原材料費3,581万6,000円は、青森県学校給食会をはじめとする食材納入業者13社へ支払う食材購入代金であります。

学校給食共同調理場では、今後とも学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準に基づき、安全でおいしく、児童生徒の健康増進に資する給食の提供に努めてまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

次に、議案第21号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算の審査を行います。説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第21号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算につきまして補足説明申し上げます。

本会計は、簡易水道施設により、杉沢33世帯、蛇沼77世帯、大舌60世帯、貝守115世帯、袴田67世帯、横沢12世帯、沼ノ久保20世帯の合計384世帯に給水を行う特別会計でございます。

簡易水道業務は、建設課上下水道班が担当し、水道技術管理者職員を配置し、水道施設の維持管理を行っております。また、令和4年度から当町が実施している簡易水道事業につきまして、継続的な経営の確保、経営基盤の強化を図るため、三八地区の5つの水道事業体において、水道事業の広域連携に関する検討、協議を始めることとしております。

歳入につきましてご説明申し上げます。161ページをお願いいたします。1款1項1目水道使用料、1節簡易水道使用料1,290万円と2節過年度分簡易水道使用料50万円は、加入世帯からの水道料金で、前年度と同額を計上してございます。

2款1項1目繰入金2,119万6,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

3款1項1目繰越金100万円は、前年度からの繰越金でございます。

4款1項1目雑入61万4,000円は、消費税還付金の見込額を計上してございます。

5款1項1目簡易水道事業債の杉沢地区簡易水道整備事業債1,490万円は、給水引込み管設置工事の財源とするものでございます。公営企業会計適用債1,900万円は、公営企業会計に移行するための支援業務に必要な経費の財源とするものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。163ページをお願いいたします。1款簡易水道施設費は、町内7地区の給水事業を行うため、簡易水道施設の管理運営に要する経費を計上してございます。施設の管理運営につきましては、建設課担当職員が定期的に巡回するほか、異常発報情報による対処を行っております。また、水質検査やメーター検針業務は委託により実施しております。

1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費でございます。12節委託料の水質検査委託料418万7,000円は、浄水51項目、原水39項目の内容で毎月行う水質検査に要する経費でございます。簡易水道施設点検委託料64万9,000円は、年4回行う水質計器等の点検と、蛇沼地区、貝守地区の増圧ポンプ設備の点検に要する経費でございます。検針委託料49万4,000円は、水道メーターの検針業務に要する経費でございます。公営企業会計移行支援業務委託料1,607万1,000円は、公営企業会計へ移行するために必要な基本計画の策定や固定資産台帳の整備に要する経費でございます。公営企業会計システム導入業務委託料308万1,000円は、公営企業会計における予算の編成、固定資産、企業債、決算統計等を作成、管理するシステムの導入に要する経費でございます。18節負担金補助及び交付金の59万円は、退職手当組合に対する負担金56万6,000円が主なものでございます。

164ページ、165ページをお願いいたします。1款2項簡易水道管理費は、7地区の簡易水道施設の維持管理を行う経費でございます。

2目蛇沼地区給水費、14節工事請負費のろ過膜交換工事請負費457万1,000円は、浄水場施設内のろ過膜交換に要する経費でございます。

165ページ、5目袴田地区給水費、12節委託料の配水池清掃委託料50万円は、袴田地区配水池の清掃業務に要する経費でございます。

166ページ、167ページをお願いいたします。2款1項1目杉沢地区簡易水道整備費、14節工事請負費の給水引込み管設置工事請負費1,471万8,000円は、籠沢地区、東平地区、杉沢地区、二五山地区に給水管を設置する工事に要する経費でございます。18節負担金補助及び交付金の中山間地域総合整備事業負担金30万円は、県営中山間地域総合整備事業により整備を進めております杉沢地区簡易水道改修事業の負担金でございます。

167ページ、3款1項公債費は、過去に実施いたしました蛇沼簡易水道施設の改修工事と袴田簡易水道施設整備工事の負担金支出のために借入れをいたしました長期債の償還金でございます。

1目元金の長期債元金償還金は1,009万3,000円、2目利子の長期債利子償還金は127万2,000円でございます。

以上で令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

久慈委員。

○久慈 聡委員

63ページ、2点です。人件費が200万円ぐらい上がっているのですよね。なぜ200万円ぐらい上がっているのか確認したいです。

それから次に、12節、公営企業移行支援業務委託料1,600万円、公営企業会計システム導入、300万円かな。これというのは財源はどこから来ているのでしょうか。先

ほど説明をいただきましたけれども、何のためにこれを使うのだというのを、もう説明をもらっていますけれども、もうちょっと詳しく教えてもらいたいのと、財源。以上です。

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩いたします。

（午前11時25分）

休 憩

（午前11時26分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

1点目の人件費が増額されているというものの理由ということでございますが、予算書の174ページに給料及び職員手当の状況というものがございまして、アの中に職員1人当たりの給与というものがございます。令和3年4月1日現在の給料と、あと令和4年度4月1日現在の給料、これが人事配置とか、そういったものの関係で給料の予算が増額されているということでございます。

あと公営企業会計移行支援業務委託料と公営企業会計システム導入業務委託料、これの財源ということでございますけれども、161ページ、歳入の町債、一番下になりますけれども、公営企業会計適用債1,900万円、これが財源となるものでございます。

あともう一点、すみません。公営企業会計に移行するというものの理由ということでよろしかったでしょうか。この移行の理由につきましては、総務省のほうにおきまして、平成31年度から令和5年度までの期間を公営企業会計に移行する拡大集中取組期間ということで、人口3万人未満の簡易水道、あと下水道もそうなのですが、下水道事業について、令和5年度までにその移行を終えるようにという要請を受けております。ということでございまして、その意向に沿いまして、事業実施の際の各種交付金、またそれを移行しないことになると、各種事業の際の各種交付金を受けることができなくなるという不都合もございます。といったこともございまして、総務省の意向に沿いまして、今回公営企業会計に移行する準備をするというものでございます。

以上です。

○久慈 聡委員

分かりました。

ちょっと174ページの平均のところなのですが、平均年齢が28歳から38歳に上がったから給料が上がったということになるのかな。そういう解釈で、人事異動があつてこうなったということの解釈でよろしいのでしょうか。

○建設課長（齋藤 優君）

人事異動等、そういったものの配置によりまして給料のほうが変わりますので、その差額ということになります。

以上です。

○委員長（藤原 文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

午後1時再開予定をもって休憩します。

（午前11時31分）

休 憩

（午後 1時00分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第22号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計予算の審査を行います。説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

議案第22号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計予算につきまして補足説明申し上げます。

本会計は、町内の都市計画区域内の下水道の整備により町民皆様の生活環境の改善を図るとともに、公共用水域内の水質汚濁を防止することにより、豊かな自然環境の保全を図るための特別会計でございます。

平成17年度に事業を着手しております公共下水道事業は、平成21年度に下水処理場として三戸浄化センターが元木平、冷水地区に完成し、平成22年4月から供用を開始してございます。令和4年1月末の利用可能面積は123.7ヘクタール、加入世帯数は537世帯で、前年の同じ時期と比較して16世帯の増、加入率は44.2%となっております。

歳入につきましてご説明申し上げます。188ページ、189ページをお願いいたします。1款1項1目下水道事業受益者負担金は、平成30年度から令和4年度までに供用開始した区域内の宅地などの土地所有者から負担していただくもので、現年度分と滞納繰越分を合わせて249万6,000円を計上してございます。

2款1項1目下水道使用料は、現年度分と滞納繰越分を合わせて2,598万6,000円を計上してございます。

2項1目1節総務管理手数料35万円は、排水設備指定工事店申請手数料17件分が主なものでございます。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金200万円は、管路点検に対する国からの交付金でございます。

189ページ、4款1項1目下水道事業費県補助金の下水道緊急対策事業費補助金8万円は、国の補助を受けて行う下水道事業に係る下水道事業債の元利償還に要する経費について、県から補助されるものでございます。

6款1項1目繰入金1億2,168万8,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

7款1項1目繰越金300万円は、前年度からの繰越金でございます。

190ページをお願いいたします。9款1項1目1節公共下水道費債6,060万円は、資本費平準化債5,040万円と公営企業会計適用債1,020万円でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。191ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費までは、職員1名分の人件費でございます。12節委託料の公営企業会計移行支援業務委託料261万8,000円は、公営企業会計へ移行するために必要な基本方針の策定や固定資産台帳の整備に要する経費でございます。公営企業会計システム導入業務委託料769万7,000円は、公営企業会計における予算の編成、固定資産、企業債、決算統計等を作成、管理するシステムの導入に要する経費でございます。18節負担金補助及び交付金51万7,000円は、退職手当組合負担金49万6,000円が主なものでございます。26節公課費では、消費税及び地方消費税223万5,000円を計上してございます。

192ページ、193ページをお願いいたします。2項施設管理費は、浄化センターやマンホールポンプなどの下水道設備の維持管理を行う経費でございます。

1目維持管理費、10節の需用費795万9,000円は、浄化センターやマンホールポンプの運転に要する経費で、電気料580万円が主なものでございます。12節委託料の処理場施設等運転管理業務委託料2,147万2,000円は、処理場施設等の管理業務について、地元業者3社及び八戸市内業者1社で構成する三戸地区下水道管理業共同企業体に委託するものでございます。管路施設点検委託料400万円は、腐食するおそれの大きい管路、延長約1,500メートルについて、テレビカメラによる点検を実施するものでございます。14節工事請負費の公共下水道公共ます設置工事請負費60万円は、下水道公共ますの設置工事に要する経費でございます。

193ページ、15節原材料費10万円は、下水道施設を補修するために必要な材料を購入する経費でございます。

194ページをお願いいたします。2款1項公債費は、下水道施設の建設工事等の支出のため借入れした長期債の償還金でございます。

1目元金の長期債元金償還金1億2,581万円と2目利子の長期債利子償還金2,450万1,000円でございます。

196ページをお願いいたします。下水道建設費でございますが、令和4年度におきましては、管渠設備整備等の建設事業の予定がないことから、廃款となるものでございます。

以上で令和4年度三戸町下水道事業特別会計予算の補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

188ページの歳入、1款と2款、1款の1目、2款の1目、下水道事業受益者負担金と下水道使用料というところでありまして、先ほど課長から供用開始区域内は現在123.7ヘクタール、537世帯で、16世帯の増であった。44.2%の加入率ということでありましたが、この下水道使用料、受益者負担と、供用開始区域内の世帯数は分かるのか。

それから、豊かな自然環境を保つために下水道事業を行っておりますけれども、196

ページの管渠施設整備費がもう4年度はないと。この事業は行わないということでありませけれども、もう4年度は行わないということですよ。その確認。

それから、やはり下水道に関しては町の負担というものが大きいわけでありませので、加入してもらおう努力、加入の対策、どのように取っているのか。実際に下水道にできるだけつないでもらえればいいのですが、浄化槽を設置している方もありませ、区域内で。でも、浄化槽だとしても経費はかかるわけでありませるので、その辺の理解をいただき、協力をいただき努力といいますか、どのようなことを、対策を講じているのか。

一般質問のときに山田議員が、古くなった施設等、大変だということで、町側の答弁は、町長の答弁は、三戸学園を建てたのか、パークゴルフ場が非常に影響しているのだというようなお話でありませけれども、私は下水道の対策というものが非常に大事だと思ひませ。今質問した分についてお答えください。

○建設課長（齋藤 優君）

まず、供用開始をしている区域内の世帯数でござひませけれども、1,215件ということになってござひませ。

あと下水道建設費が廃目になっているというところで、4年度は行わないのかというところで、4年度の計画に関しましては、管渠整備というものに関しては予定してござひませでしたので、今回予算計上されていないというものになります。今後管渠整備というものが発生するというような場合になりましたときに、また予算計上させていただきたいと思ひませ。

あと区域内で浄化槽を設置している方もいるというところで、下水道の接続の部分の協力をどのようにしているかというところなのですけれども、下水道区域内で浄化槽を設置するという場合は、下水道の管が整備されていないところの部分に対して浄化槽を設置して、汚水処理をするという部分に町から補助金を出しているというところござひませるので、ご理解いただきたいと思ひませ。

あと下水道の接続の加入に向けての努力というところござひませけれども、新築されるという場合に下水道接続するのは義務になっていますので、そこはいいかなと思ひませのですけれども、今後新たに下水道接続するというような要望とか、そういったものがあるかどうかといったところも、ご相談があれば応じていきたいと思ひませ。これからもこちらからも下水道の接続については呼びかけていきたいと思ひませ。

以上です。

○竹原 義人委員

浄化槽は、既にもう浄化槽が入っている関係で、下水道につながらない人もいるわけでありませるので、そういうところは、浄化槽でも経費はかかるわけでありませるので、つなげばいいだけというような場合、それをつないでない方もありませるので、理解をもらえる努力をするべきだと思ひませ。浄化槽のほうにどうせ払うのでありませるので、それを下水道のほうに払ってもらえば、下水道のほうは44.2%というのであれば非常に少ないパーセントでありませ。それでも増えてはきてはひませけれども、できるだけここが上がらない限り、下水道事業の運営が非常に厳しいだろうと思ひませ。

町民の方々からお話を聞くと、私のほうにも早く下水道を引っ張ってほしい、何で来ないのだ、ここの地域にはというような方も数多くいるのですが、実際に管工事が行けば、その後やっぱりこの44%、新たに行ったところに44%はなかなか達成が難し

いというようなことで、なかなか少しずつしか区域内ができていないと思います。ですから、加入の対策、これをしっかりと行うということと、理解をしてもらう。何かのときに、自然豊かな環境保全のためでありますので、大いにその辺はPRをして、加入率を上げる。そうすれば、一般財源のほうから繰出金が少なくなると思います。伺います。

○建設課長（齋藤 優君）

先ほどは区域内で浄化槽を設置する場合の条件といったものをちょっとご説明させていただきましたが、ちょっと説明不足でしたので追加させていただきます。

下水道区域内で管路が整備されていないところに浄化槽を設置するということがございますけれども、その補助金を受ける際には、下水道が整備されたらそちらに接続するという条件で補助金を交付しておりますので、申し加えさせていただきたいと思っております。

あと下水道への加入の努力というところでございますけれども、新たに下水道の管を布設するということになると、受益者負担金とか、そういったものが発生してくるというところもありますので、そういったところの理解も得る必要があるということも考えてございますので、引き続き下水道に接続できる条件でいながら、まだ接続していただけていないというような家庭とか、そういったところには何かの折を見て接続を促してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○竹原 義人委員

それともう一つ、現在、一番最初に区域を設けましたけれども、その区域が縮小されています。例えばうちのほうにも早く下水道利用できるように管を設置してほしいというような要望等があると思います。そのときの町の対応は、どのような話をしているのか。時期が来るまで待ってくれというのは、これは当然だと思っておりますけれども、どのような、あなた方が大変な説明をしていると思っておりますけれども、そういうときはどういうふうな対応をしているのか。

○建設課長（齋藤 優君）

下水道を早く引いてほしいという問合せに対してどのように対応しているのかというところで、今年度、3年度におきましても、新たに家を新築する予定があって、下水道を接続するというところで、下水道が整備されていないということで、浄化槽の補助をさせていただいたというケースは何点かございます。そういった方々の中でも、早く下水道整備してほしいというご意見も何点かいただいておりますので、そういったところに関しましては、今後そちらのほうに、例えば住宅が増えていくとか、利用者が増えていく見込みが立てられるようなということであれば、その際に下水道のほうは整備させていただきたいということで、少しもうちょっと待っていただけますかというような回答をさせていただいた場合もございます。ということで、ケースによって回答を、その地域の実情に応じて回答はさせていただいております。

以上です。

○佐々木 和志委員

188ページ、1款1項、下水道事業受益者負担金現年分219万6,000円は、何世帯分を見込んでいるのかということと、192ページの下水道総務費の一番下、工事請負費、

公共ます設置工事請負費60万円、これは何世帯分、何か所分を見込んでいるのかということが2点目。

最後が196ページの公共下水道建設費の管渠施設整備費、今年は工事の予定がないために廃款ということで、廃款ということは先ほどの竹原委員の質問で了解はしていますけれども、なぜ整備をしないのか、その理由をお願いしたいと思います。

すみません、もう一点。あと公共、先ほどの、現在供用がされている地区内の世帯数は先ほど聞いて分かったのですけれども、計画全域の中の世帯の数を教えていただきたいと思います。

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩いたします。

（午後 1時24分）

休 憩

（午後 1時26分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

大変申し訳ありません。受益者負担金の世帯数と、あと供用開始されている地区ではなくて区域全域の世帯数、ちょっと今調べておりますので、少しお時間をいただきたいと思います。

あと公共ますの設置工事の件数、何世帯分を見ているのかというところは1世帯で、1つの世帯分ということで計上させていただいております。

あと令和4年度で管渠の整備をしないのはなぜかというところがございますけれども、今現在公共下水道の整備をするに当たりまして、交付金の申請をして、2分の1の交付を受けて管渠の整備をさせていただいているということがございますけれども、令和4年等の工事におきましては管路点検のほうを先にまずやりまして、そちらのほうで交付を受ける予定としてございまして、管渠整備のほうはまた次の4年度、5年度以降の計画の際に、どこの部分を管路整備していくかというところを計画させていただきたいということで、4年度は計上させていただいていないということがございます。

以上です。

○佐々木 和志委員

先ほどの竹原委員の質問にもありましたけれども、加入者が増えてこそこの事業というのは円滑に進むという観点から、先ほど計画区域内の世帯数を聞いたのは、今供用開始、供用がされている区域の世帯の方々の44.2%、537世帯の方々がつかないでいる状況で、本来であればその加入率を上げて加入世帯を増やしていくというのが今までの考え方だろうとは思いますが、この1年、昨年から16世帯しか増えていないという事実、この数字から見れば、そこにはもう限界があるのだろう。加入率にこだわるのではなくて、実質の加入世帯数を増やすにはどうしたらいいかというところに視点を持っていったほうがいいのだろうというふうに思います。

そういう観点から、先ほど竹原委員が言いたみたいに、町内中心部でも整備されていない地区があります。相当住宅が密集している地区もあります。そういうところを少しでも早く整備するということで加入世帯数は増えていくだろうし、それに伴って使用料も増えていって、管渠工事の当初のインシヤルコストというのはいかかるともいれないけれども、加入世帯数が増えることで、長い目で見れば事業自体は円滑に進むのではないかとという観点から、できれば休まずに少しずつでも進めていったほうがいいのではないかとということで質問させていただきました。

問題は、来年やる、再来年やるではなくて、考え方ですね。事業を進めていく考え方をそっちのほうに向けていってもらえるかということですので、そこに関してもう一回答弁をいただきたいと思います。

○建設課長（齋藤 優君）

下水道への加入率を上げること、加入数を増やすということで、受益者、歳入、そういったものの利用料のほうにも影響が出てくるということでございますので、町内の今管路を整備していない部分の地域の状況であったりとか、そういったものをもう少し研究をさせていただきまして、今後の管路整備のほうにつなげてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（藤原 文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

次に、議案第23号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算の審査を行います。説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第23号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算について補足説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害を有すると認められる方を対象とした医療保険制度であります。制度の運営は、県内全市町村が加入する青森県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、資格管理、医療給付、保険料の賦課などを行い、市町村は保険料の徴収、各種申請等の窓口事務を行うものであります。三戸町の被保険者数は、令和4年2月1日現在2,162人となっております。

令和4年度の歳入歳出予算総額は1億4,169万9,000円であり、前年度より167万8,000円の増となっております。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。214ページをお開き願います。1款1項1目後期高齢者医療保険料は、特別徴収及び普通徴収の保険料並びに滞納繰越分普通徴収保険料で、被保険者2,206人分を見込んでおり、前年度より127万9,000円の増となっております。

3款1項1目繰入金は、事務費繰入金459万3,000円と保険基盤安定繰入金4,384

万5,000円でございます。保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減に対する公費負担分として一般会計から繰り入れるもので、県が4分の3、町が4分の1を負担するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。216ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費は、特別会計の事務に要する経費と負担金でございます。18節広域連合共通経費負担金558万3,000円は、広域連合の組織運営に係る負担金であります。後期高齢者医療保険料負担金9,165万5,000円は、町が徴収した保険料を広域連合へ納付するものであります。保険基盤安定負担金4,384万5,000円は、低所得者等の保険料軽減に係る負担金であります。

2項1目徴収費は、保険料徴収等に要する経費と保険料還付金でございます。

以上で後期高齢者医療特別会計の補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

ここで建設課から先ほどの答弁について説明があります。

建設課長。

○建設課長（齋藤 優君）

下水道事業特別会計の質問の中で、受益者負担金の世帯数と、あと下水道区域全域の世帯数というものの回答をまだしてございませんでしたので、回答させていただきます。

受益者負担金の世帯数は85世帯、下水道区域全域の世帯数は3,082世帯ということでございます。

以上です。

○委員長（藤原 文雄君）

暫時休憩いたします。

（午後 1時37分）

休 憩

（午後 1時40分）

○委員長（藤原 文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

次に、議案第24号 令和4年度三戸町介護保険特別会計予算の審査を行います。説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（太田 明雄君）

議案第24号 令和4年度三戸町介護保険特別会計予算について補足説明申し上げます。

本会計は、40歳以上の皆さんが加入者となり保険料を納めるとともに、万一介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで自立した日常生活を送ることができるよう、社会全体で支え合う介護保険制度の事業を運営するための特別会計であります。

65歳以上の第1号被保険者数は、令和4年1月末現在で4,009人となっております。また、要支援、要介護認定者数は合計767人で、このうち40歳から64歳までの要支援、要介護認定者数は19人となっており、要介護認定者数は前年から15人ほど減少しております。

介護保険事業の運営に当たりましては、引き続き制度の信頼感を高め、将来にわたり持続可能となるよう必要なサービスを提供するとともに、介護予防の取組を推進し、保険給付費の適正化に努めてまいります。

それでは、歳入歳出予算についてご説明いたします。予算総額は17億9,047万4,000円となり、前年度から150万1,000円の増となっております。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。226、227ページをお開き願います。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、現年度分の保険料と滞納繰越分の保険料で、前年度から40万円の増となっており、4,114人分を見込んでおります。

3款1項1目介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付に要する費用の額に応じて国から交付されるもので、施設給付費の15%、その他の給付費の20%を見込んでおります。

2項1目調整交付金は、75歳以上の高齢者の割合や所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の調整のために交付されるもので、保険給付費の7.63%を見込んでおります。

2目地域支援事業交付金（予防事業・日常生活）は、介護予防・日常生活総合支援事業に対する補助金として事業費の20%、3目の地域支援事業交付金（地域支援）は、介護予防ケアマネジメント事業などに対する補助金として38.5%を見込んでおります。

4目保険者機能強化推進交付金及び5目介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援と重度化防止等を目的として国から交付されるもので、交付見込額を計上しております。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金4億5,568万9,000円は、保険給付費の27%、2目地域支援事業支援交付金690万9,000円は、地域支援事業費の27%を見込んでおります。

5款1項県負担金、1目介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付に要する費用の額に応じて県から交付されるもので、施設給付費17.5%、その他の給付費については12.5%を見込んでおります。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活）は、国庫補助金と同様、介護予防・日常生活総合支援事業に対する補助金として事業費の12.5%、2目の地域支援事業交付金（地域支援）は、介護予防ケアマネジメント事業などに対する補助金として19.25%を見込んでおります。

228、229ページをお開き願います。7款1項1目繰入金は、一般会計及び介護保険給付費準備基金からの繰入金で、説明欄1行目の介護給付費繰入金は介護給付費の12.5%、2行目の地域支援事業繰入金は介護予防・日常生活総合支援事業費の12.5%、同じく3行目の地域支援事業繰入金は包括的支援事業、任意事業費の19.25%、4行目の低所得者保険料軽減繰入金は、低所得者層第1段階から第3段階の保険料軽

減に係る負担金として1,657人分を見込んだものであり、職員給与費繰入金、事務費等繰入金については、それぞれの費用に応じた額を計上しております。また、最終7行目において、介護保険給付費準備基金からの繰入金を計上しております。

8款1項1目繰越金は、前年度と同額を計上しております。

9款2項1目介護予防サービス計画費収入は、要支援認定者のケアプラン277件分を見込んでおります。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。230、231ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、職員人件費等の事務的経費であります。12節委託料の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査委託料143万6,000円及び在宅介護実態調査委託料129万6,000円は、次期介護保険事業計画策定準備のため実施しようとするものであります。

2項1目賦課徴収費は、保険料徴収等に要する経費と保険料還付金であります。

3項1目介護認定費は介護認定手続に要する経費で、11節手数料は介護認定等に要する主治医意見書作成手数料として601件分を、12節委託料は介護認定更新に伴う訪問調査委託料として355件分を見込んでおります。18節負担金は、八戸地域広域市町村圏事務組合の介護認定審査会に係る負担金であります。

232ページをお開き願います。4項1目計画策定委員会費は、介護保険事業計画等推進協議会の会議2回分の委員報酬を計上しております。

233ページをお願いいたします。この233ページから235ページまでの2款保険給付費が各種保健サービスの給付費に関わるものであり、合計で16億8,774万円、歳出全体に占める割合は94.3%となっております。

初めに、233ページの1項介護サービス費については、要介護に認定された方々への各種介護サービスに係る給付費で、合計で15億5,220万円を計上しております。

233ページから234ページの2項介護予防サービス費は、要支援に認定された方々への介護予防サービスに係る経費であり、合計で1,201万円を計上しております。

3項1目高額介護サービス費4,500万円は、介護サービス利用者の負担額が一定額を超えた分について支給するものであり、235ページの3目高額医療合算介護サービス費500万円は、介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合、限度額を超えた分の利用者負担分を支給するものであります。いずれも実績額を基に計上しております。

4項1目特定入所者介護サービス費7,200万円は、住民税非課税などの低所得の方が施設を利用した場合、施設利用が困難とならないよう、居住費と食費の利用者負担限度額を超えた分を給付するものであります。

236、237ページをお開き願います。この236ページから239ページまでが3款地域支援事業費となります。地域支援事業費は、地域で生活する高齢者が要介護状態、要支援状態にならないよう、また要介護状態になった場合であっても、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業に要する経費で、前年度より124万8,000円増の7,119万2,000円を計上しております。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、訪問介護並びに通所介護サービスに係る事業費を見込んでおります。

2目介護予防ケアマネジメント事業費は、地域包括支援センターの事業運営に係る経費で、主なものは職員人件費のほか、12節の介護予防サービス計画作成委託料294件分の134万8,000円であります。

2項一般介護予防事業費は、いきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場や通所型介護予防事業いきいき教室などの事業運営に係る経費を計上しております。12

節委託料では、通所型介護予防事業いきいき教室の事業委託料として930万円、いきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場の支援として、理学、作業療法士等の運動指導委託料18万4,000円を計上しております。17節備品購入費は、住民主体の通いの場や介護予防教室において、参加者の身体機能評価を行うための体組成計や、参加者が楽しみながら効果的に介護予防活動を継続するための健康機器購入費14万8,000円を計上しております。いきいき百歳体操を取り入れた住民主体の通いの場は、現在町内22地区が取組を行っております。介護予防活動は、健康寿命の延伸や介護給付費の適正化に資することから、今後も活動支援を継続し、積極的に推進してまいります。

238、239ページをお開き願います。3項包括的支援事業、任意事業費は、認知症施策、生活支援体制整備事業、在宅医療、介護連携、地域ケア会議、家族介護支援事業等に要する経費でございます。

238ページの1目1節報酬は、認知症対策として認知症の早期診断、早期相談対応などのために設置しております認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援検討委員会委員の報酬を計上しております。12節委託料の各事業につきましては、高齢者の日常生活を支援するため、引き続き実施してまいります。

239ページの18節認知症カフェ運営費補助金は、補助金15万円は、介護事業所による運営を支援するため、3か所分を計上するものであります。19節扶助費は、高齢者を介護している家族を支援するための給付事業で、紙おむつ等の介護用品給付費は47人分、介護支援金は21人分を見込んでおります。最後に、成年後見制度利用支援事業扶助費につきましては、3人分を見込んでおります。

以上で介護保険特別会計の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

竹原委員。

○竹原 義人委員

230ページの1款1項1目12節委託料のところで、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査委託料、在宅介護実態調査委託料でございますけれども、273万2,000円ありますが、次期計画を作成するためと説明がありましたが、次期の計画を作成するためですが、どのような調査をして、どのような事業運営を目指すのか、答弁をお願いしたいというのと、238ページの3款3項1目、ここの12節委託料のほのぼの見守りネットワーク事業委託料、ここの事業について詳しく聞きたいと思っております。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ただいまの竹原委員からのご質問、2点についてお答えをいたします。

まず1点目、230ページ、12節委託料における介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査、どのような調査をしているかということとどのような運営を目指すかというところでございますが、まず介護予防・日常生活圏域ニーズ調査につきましては、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする次期介護保険事業計画第9期になります。その策定に当たりまして、高齢者の生活実態や支援のニーズ、地域課題等を把握し、当該計画における総合的な高齢者福祉施策等に反映することを目的としまして実施するものでございます。調査の内容といたしましては、体を動かすことや食べること、あるいは毎日の生活、地域での活動、助け合い、健康な

どに関する調査でありまして、設問数としましては、前回令和元年度に実施しておりますが、その時点での設問数は全部で138から148問程度という内容となっております。

もう一つ、在宅介護実態調査でございますが、こちらは在宅で生活をしている要介護者を対象に、家族介護の実態、家族介護者の就労状況など、国が示す在宅介護実態調査の内容を基本として調査を実施するものでございます。こちらの設問数は、こちらと同じく前回令和元年度に実施しておりますが、その際の設問数は23問というふうになってございます。

この両調査を通じまして、高齢者の方が住み慣れた地域で長く暮らせるように、健康で暮らせるように、そしてできるだけ介護が必要な状態にならないように、そして給付費の抑制であるとか保険料の上昇抑制、そういったことを目指していきたいというところでございます。そしてまた、高齢者の方々が長く暮らしていけるように、支え合えるような町となるための計画を策定したいというふうを考えてございます。

2点目の質問でございます。238ページの12節委託料、ほのぼの見守りネットワーク事業委託料の内容ということでございますけれども、こちらのほうは、内容としましては大きく3つございます。この事業は、社会福祉協議会に委託をして行っているものでございます。

事業内容、大きく分けて3つございますが、まず1つが見守り活動でございます。これは、町内会長の推薦を受けたほのぼの交流協力員の方がほのぼの協力員として登録をして、見守りの対象となる方を見守るといふ、声がけしたりとかという形で見守るといふものでございます。ほのぼの協力員の人数、昨年9月末現在となりますが、協力員は116名となっております。これに対しまして、見守り対象者の方は132人ということとなっております。

事業内容の2つ目といたしましては、情報交換会ということで、ほのぼの交流協力員と民生委員、児童委員、それから各町内会長が集まりまして、見守り対象者の状況であるとか、新たな見守り対象者等についての情報共有を行ってございます。

3つ目の事業内容といたしましては、子どもほのぼの交流会ということで、三戸小学校のほうにおきまして、4年生を対象に交流会を開催するといったところでございます。

このように見守り活動ということで、訪問であるとか声かけ、これは週1回程度実施していただいております、対象者の方の孤独感の解消につながっているものと認識してございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

最初に、最初の質問のほうから聞きますけれども、この調査の方法としては、今140問とか23目にわたる調査をしている。私は、実態調査というものは非常に大事だと思います。この前の一般質問でも実態調査のところを、アンケートで調査したと思っておりますけれども、アンケートの回収率が100%に近い回収もありますし、6割程度の回収の場合もありました。郵便で行ったと思っておりますけれども、何種類か項目があつて、返ってこないアンケートに対して、保健師のほうから出向いて回収した件もあつたように思います。

それと、アンケートだけでなく聞き取り調査、対面での聞き取り等をしているのかどうか。次期の計画のためですので、正確でないと、この前も、今回の計画期間3年から5年までの計画も、人口が下がっているからこの運営になるのだというような説

明がありましたけれども、実際の後期高齢者の方々、実際は増えているというようなこともありますので、アンケート調査なのか、どういう調査をするのか、再度お願いします。

それから、見守り活動のほうは、対象者、ほのぼの協力員の方116名で対象者が132名だというふうに今お聞きしましたけれども、どのような見守りなのか。その見守りの内容ですね。

それと、対象者の方々はどういう方々が対象者なのか。なぜこれを質問するかといいますと、見守り活動、ほのぼの見守りネットワークだけではありませんので、様々な見守りの方法をやっていますよね。様々なあるのですが、ここの、今たまたまここですの、ほのぼの。みとられずに亡くなる方が実際に多くなっています。そういう関係から、どういう方々が対象になっているのか。この場合の。お願いします。

○健康推進課長（太田 明雄君）

今竹原委員からのご質問でございますが、まず初めのニーズ調査、それから在宅介護実態調査について、アンケートだけでなく対面調査をしているかというご質問でございます。

まず、回収率から申し上げますが、ニーズ調査のほう、対象者数、前回1,197人でございます。回収率が67.9%となっております。もう一つが在宅介護実態調査、こちらは対象者数が466人となっております、有効回答率になりますが、こちらは73%となっております。いずれも郵送による配付、回収ということで、保健師が聞き取るということはしてございません。対象者数が多いというのも1つ理由がございますが、委員がおっしゃっているものは、回収率が高いアンケートというのが物忘れ、気づきチェックリストというものでございます。こちらは70歳、75歳、80歳の方を対象に行っているもので、内容は10項目の質問に答えるだけの簡単なものということ、それからそのチェックリストの結果によっては、認知症の疑いがあるかどうかということを確認するためのチェックでありますので、可能な限り全員をチェックをします。そして、必要な方は医療につなげるということから、ここにつきましては保健師が訪問あるいは電話によって、一人でも多く調査を実施するということをしております。回答がない場合、提出がない場合は、電話や訪問により対応しているということで、回答率は99%となっております。

もう一つが見守り活動の関係でございますが、どのような見守りをしているかということですが、先ほど申しましたように訪問や声かけなど、週に1回程度見守りをいただいていると、活動していただいているというものでございます。どのような方が対象になっているかと申しますと、まず独り暮らし高齢者の方、この方がほとんどでございます。あとは、身体障害者の方及び高齢者世帯の夫婦の方という方も一部ございますが、ほとんどは独り暮らし高齢者の方を中心に見守りをお願いしているというものでございます。

以上でございます。

○竹原 義人委員

アンケート調査が、人数が多いから確かにそうならざるを得ないというのも分かります。ただ、回答がない方がこの場合の主役なのです。回答がない方の回答が本当に大事だ。実態が現れる介護予防。回答する方はほとんど、回答も私見ましたけれども、健康体の方々の回答が多かったです。ですから、回答も、よくよく教えてあげないと回答できないというようなことです。ポストの配置、どこにポストがあるか分かって

いますよね、課長。例えば目時に行けば2か所とか、何か所しかないわけです。沢田も1か所だったかな、あったかなかった……豊川だ。豊川に1か所だ。そうなれば、北向きとかそっちのほうの人はなかなか大変で、配達郵便屋さんをお願いしてもいいのだよというようなことも教えてあげないと、もうアンケートの場合は、すぐ入れる方もいます。ですから、そういうことがないように、できるだけ100%を目指して、不可能だと……100%はあれですが、目指すということで、実態調査をしていただきたいと思います。そうでないと、どうしても計画立てる上で、どこかに穴が空いてしまうというようなことがありますので、忙しいのは分かりますけれども、しっかり実態調査をするようにお願いして、分かりました。オーケーです。

○澤田 道憲委員

私からは、ページ数が239ページの3款地域支援事業費の1目任意事業費の19節扶助費、成年後見制度利用支援事業扶助費64万8,000円とありますが、まずこれの内容を詳しく説明を願いたいと思います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

成年後見制度利用支援事業の事業の概要についてご説明申し上げます。

まず、成年後見制度といいますのは、判断能力が不十分な方の権利を、成年後見人等の支援者を選ぶことによって、法的に支援する制度でございます。成年後見制度の利用が必要な方で身寄りがいない方、あるいはご本人の財産等の状況から見て、申立て費用等を負担することが困難な場合、その申立て費用の支援を行うことによって、成年後見制度の利用を促進するというものがこの支援事業でございます。

64万8,000円、こちらの内訳でございますが、成年後見人報酬というものが1か月当たり1万8,000円となっております。この3人分、1年間分の3人分を予算で計上しているというものでございます。

以上でございます。

○澤田 道憲委員

内容が分かりましたけれども、そうすると成年後見制度を利用したいという場合には、その窓口はどちらのほうなのか。

それとあと1つが、成年後見人になれる方は、三戸にどういった方々がおられるのかな。その2点お願いいたします。

○健康推進課長（太田 明雄君）

成年後見制度を利用する場合の窓口でございますけれども、まず1つは家庭裁判所が1つございます。もう一つは役場の地域包括支援センター、こちらのほうも窓口になってございます。

そして、成年後見人になれる方と申しますのは、基本的には弁護士であるとか、司法書士であるとか、社会福祉士がそのような成年後見人になるということになります。あとは、役場のほうで市民後見人という方を3名選任しておりますので、その方を選任することも可能であります。誰が選任されるかというところにつきましては、家庭裁判所のほうで選任をするということとなっております。

以上でございます。

○千葉 有子委員

238ページ、3款3項1目12節、先ほど竹原委員のほうからも質問のあったほのぼの見守りネットワーク事業委託料についてお聞きしたいと思います。

先ほどの説明で、ほのぼの協力員の活動と、それからほのぼの協力活動の情報交換会の運営だということをお聞きしたのですが、協力員116名と聞きました。その方には、報告用紙の各用紙と切手を貼った封筒が1年間分送られてくるものと思います。そこだと18万円ぐらいなのです。情報交換会は、特に費用のかかるものはないかと思うのです。ほかにこの442万6,000円に相当する費用がかかっているのか、私はちょっと承知していませんが、442万円の費用について、詳しくでなくていいのですけれども、委託事業ですから、社会福祉協議会の運営の細かい数字となっていると思います。ただ、協力員に関しての費用は、報酬は全くありませんし、切手と封筒と用紙のみで、情報交換会のおきも特に大きな費用はないと認識しています。

あと少し気になるのが、情報交換会のおきも多分担当の方にも社会福祉協議会の方にも届いていると思うのですが、対象の方が亡くなっても、社会福祉協議会のほうでも全く認識がなくて、もちろん個人情報ですから、なかなか難しいとは思いますが、ほのぼの協力員の方としては、亡くなって何か月もたっても分からない。ついこの間も、10日前のことですが、亡くなった方がいて、社会福祉協議会のほうとちょっとお話ししたら、全く知らないということでしたので、ほのぼの見守りネットワーク事業委託が社会福祉協議会に委託しているのであれば、もう少し事業について話をして、この442万6,000円というのを生かしていただければと思うのですが、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○健康推進課長（太田 明雄君）

ほのぼの見守りネットワーク事業委託料442万6,000円、この事業内訳でございますが、こちらは社会福祉協議会でこの事務を担当する職員の人件費分1人分が主な経費となっております。委員がおっしゃいますとおり、事務に直接要する経費というのは、需用費であるとか通信運搬費、役務費等となっております。委員が今おっしゃいましたように、対象の方が亡くなっていたということ、その情報がなかったということ、大変申し訳ございませんでした。これにつきましては、町のほうで再度社会福祉協議会と相談をしまして、速やかにそういった情報が協力員の方々に伝わるように、情報共有できるような体制というものをまた改めて考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○千葉 有子委員

分かりました。ちょっと金額が大きくて、人件費も入っているということは認識不足でしたが、委託ではありますけれども、社会福祉協議会のほうとぜひ密に取っていただければありがたいと思います。

以上です。

○久慈 聡委員

1点だけ、聞き逃したのかもしれないので、確認なのですが、233ページ、1目と3目のところで1,000万円差異が出ていると思います。昨年度と本年度とですね。この理由を教えてくださいと思っています。

○健康推進課長（太田 明雄君）

2款1項1目居宅介護サービス給付費及び3目施設介護サービス給付費について、昨年度とそれぞれ1,000万円ずつ増減があるということでございますが、これは直近の給付費の実績等を基にこれを推計といたしますか、来年度見込んだものでございます。今居宅介護サービス給付費が若干減少しているということ、逆に施設介護サービス給付費が増額しているということで、令和3年度予算につきましてもこちらと同様に、1目のほうを減額させて減額補正、そして3目のほうを増額補正ということとさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（藤原 文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

次に、議案第25号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算の審査を行います。説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第25号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算について補足説明申し上げます。

本会計は、国の制度に基づき加入する被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関し、必要な保険給付や生活習慣病予防に向けた健康づくり事業を行うための特別会計であります。これまで同様、予算を適正に執行し、健全な制度運営に努めてまいります。

今年2月末の国保加入状況であります。町内全世帯4,180世帯の37.8%に当たる1,579世帯で、加入者総数は2,615人となっております。昨年同時期と比べ、世帯で49世帯、人数で139人減少しております。

それでは、予算の説明に入ります。253ページをお願いいたします。令和4年度の本会計の歳入歳出予算総額は、昨年度に比べ5,513万2,000円増の12億6,920万5,000円となっております。

260ページをお願いいたします。歳入、1款1項国民健康保険税は、県に支払う事業費納付金の財源となるものです。そのうち1目一般被保険者国民健康保険税の現年課税分につきましては、調定見込額に対する収納率を94%で見込んだものであります。督促状や催告書の発送、電話による催告のほか、青森県市町村税滞納整理機構を活用しながら、収納率向上に努めてまいります。

261ページ、3款1項1目保険給付費等交付金は、医療費の財源となる1節普通交付金と特定健診を含む保健事業等の財源となる2節特別交付金で、県から交付されるものであります。県繰入金は、医療費適正化や健康づくり事業等の取組に応じて交付されるもので、これまでの実績から2,000万円を見込んだものであります。

5款1項1目一般会計繰入金は、国保税の2割、5割、7割軽減分を補填する保険基盤安定繰入金のほか、職員人件費等の繰入金、出産育児一時金等繰入金、地方交付税に算入されている国保分の繰入金である財政安定化支援事業繰入金であります。未就学児均等割保険料繰入金は、今年度から未就学児の均等割額が2分の1に軽減され

ることを受けて、その軽減分を補填するために新たに設けられた繰入金であり、2分の1は国が、4分の1を県と町が負担するものとなります。

2項1目国保財政調整基金繰入金は、基金を取り崩して繰入れするものであります。

262ページをお願いいたします。6款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。263ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費は、職員人件費及び12節の国保関連システムの保守委託料が主なものであります。

265ページ、1款2項1目賦課徴収費は、国保税の徴収に要する経費であります。18節負担金補助及び交付金は、64団体ある納税貯蓄組合に対する補助金が主なものであります。

1款3項1目運営協議会費は、委員12人分の委員報酬が主なものであります。

266ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費は、国保加入者の医療費であり、一般被保険者の療養費の支払いに要する経費であります。全額普通交付金として県から交付されるものであります。

2項高額療養費は、高額療養費の支払いに要する経費でございます。なお、退職被保険者分につきましては、令和2年3月をもって退職者医療制度が廃止されたため、廃目としたものであります。

2款3項1目出産育児一時金は10件分を、4項1目葬祭費は25件の支払いを見込んだものであります。268ページ、傷病手当金は、3人分を見込んだものであります。現在傷病手当金の支給対象期間は、令和3年1月から令和4年6月30日までとなっております。順次延長されております。

269ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金は、県が国保事業の運営に必要な経費を見込み、本町の負担分を算出したもので、1項医療給付費分と2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分とに分かれ、3つの納付金の合計額は3億5,740万7,000円となり、前年度より257万8,000円の増額となっております。

271ページをお願いいたします。5款1項1目保健衛生普及費は、国保連に委託し、年6回行っております被保険者への医療費通知が主なものであります。

2項1目特定健康診査等事業費は、生活習慣病の予防や健康寿命延伸を目的とした予算であります。12節委託料では、775人分の特定健康診査委託料や231人分の人間ドック、脳ドック健康診査委託料、特定健診受診率向上事業委託料が主なるものであります。特定健診受診率向上事業は、人工知能を活用して、過去の受診歴や申込み状況などを解析し、対象者の特性に応じた受診勧奨を実施するものであります。

272ページをお開き願います。3項1目健康づくり費は、健康づくり推進協議会、保健協力員、食生活改善推進員の活動に要する経費を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

(午後 2時32分)

休 憩

(午後 2時33分)

○委員長(藤原 文雄君)

休憩前に引き続き会議を続けます。

黙祷の時間が14時46分ですので、その時間まで休憩をいたします。

(午後 2時33分)

休 憩

(午後 2時47分)

○委員長(藤原 文雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算の審査を行います。説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長(沼澤 修二君)

議案第26号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別会計予算について補足説明申し上げます。

初めに、令和4年度における事業の概要についてご説明申し上げます。令和4年度は、常勤医師8名による総合診療科、内科、整形外科の外来、入院診療及び耳鼻咽喉科、眼科、小児科等の非常勤化による外来診療並びに24時間体制の二次救急、僻地巡回診療、訪問診療を実施してまいります。さらに、新型コロナウイルス関連では、ワクチン接種事業への積極的な協力並びに感染患者の即時受入れにより、当地域における感染拡大の防止に貢献してまいります。

それでは、予算の内容についてご説明申し上げます。285ページをお願いいたします。本会計は、地方公営企業法に基づき、収益的収支と資本的収支に区分し、予算を計上しております。第2条業務の予定量、(1)、病床数は、令和3年度と同様、96床、(2)、年間患者数は、入院2万5,185人、外来4万6,170人を見込んでおります。令和4年度の診療日数は、入院365日、外来243日を予定しておりますので、(3)、1日平均患者数は、入院が69人、外来が190人となります。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款病院事業収益の予定額は、前年度比15.8%増の18億18万4,000円としております。主なるものは、第1項医業収益13億1,963万6,000円で、収入全体の73.3%を占めております。前年度比では8.7%、1億547万8,000円の増となっております。

次に、支出の部、第1款病院事業費用の予定額は、前年度比6.0%減、収入総額と同額の18億18万4,000円としております。主なるものは、第1項医業費用17億4,686万3,000円で、費用全体の97.0%を占めております。前年度比では5.8%、1億833万2,000円の減となっております。

286ページ、287ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出でございますが、収入の部、第1款資本的収入の予定額は、前年度比49.9%減の1億8,506万7,000円としております。主なるものは、第1項負担金1億8,411万7,000円で、収入全体

の99.5%を占めております。前年度比8.5%、1,703万9,000円の減となっております。

次に、支出の部、第1款資本的支出の予定額は、前年度比26.0%減の2億6,837万円としております。主なるものは、第2項企業債償還金2億3,398万8,000円で、支出全体の87.2%を占めております。前年度比2.2%、498万1,000円の増となっております。

次に、第5条、一時借入金では、限度額を25億円と定めるものでございます。

次に、第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、各項の経費を流用することができる場合を医業費用及び医業外費用間に限定するものでございます。

次に、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費11億1,013万9,000円及び公債費50万円とするものでございます。

次に、第8条、他会計からの補助金は、企業債元利償還等のための一般会計からの繰入金で6億1,928万6,000円とするものでございます。

次に、第9条、棚卸資産購入限度額は10億円と定めるものでございます。

次に、第10条、重要な資産の取得は、1件700万円以上の資産について記載しております。令和4年度は、超音波画像診断装置の更新を予定しております。

288ページ、289ページをお開き願います。予算の実施計画についてご説明申し上げます。初めに、収益的収入及び支出でございます。収益的収入からご説明申し上げます。1款病院事業収益の予定総額は、第3条でご説明のとおり、前年度比15.8%増の18億18万4,000円としております。主なるものは、1項医業収益13億1,963万6,000円で、全体の73.3%を占めております。前年度比では8.7%、1億547万8,000円の増となっております。医業収益のうち1目入院収益は、前年度比11.8%増の7億3,904万7,000円を見込んでおります。令和3年度の直近までの1日平均患者数の実績が66人となっておりますので、これより3人多い69人を目指してまいります。

次の2目外来収益は、前年度比4.3%増の4億1,089万3,000円を見込んでおります。令和3年度、直近までの1日平均患者数の実績が189人となっておりますので、これより1人多い190人を目指してまいります。なお、説明欄には183人と記載しておりますが、5目介護に係る収益欄に記載の年間患者数1,701人を1日当たりに換算すると7人となり、合計190人となるものでございます。入院、外来収益に次いで大きな割合を占めるのが一般会計からの繰入金でございます。

4目その他医業収益のうち他会計負担金1億851万6,000円、2項医業外収益、2目他会計補助金3億2,505万7,000円、4目負担金交付金159万6,000円、合計4億3,516万9,000円で、全体の24.2%を占めております。

次に、収益的支出でございます。1款病院事業費用の予定総額は、第3条でご説明のとおり、前年度比6.0%減、収入総額と同額の18億18万4,000円としております。医業費用のうち1目給与費は174人分、前年度比7.8%減の11億1,013万9,000円で、費用全体の61.7%を占めております。

290ページ、291ページをお開き願います。2目材料費は、薬品費、診療材料費が主なるもので、前年度並みの1億3,546万9,000円としております。

3目経費は、光熱水費、燃料費、修繕費、委託料などが主なるもので、前年度比5.0%減の3億6,341万8,000円としております。

4目減価償却費は、前年度比1,025万5,000円の増となっておりますが、令和3年度において、新型コロナ交付金及び各種補助金の活用により医療機器等を整備したことによるものでございます。

5目資産減耗費は、超音波画像診断装置の更新に伴う既存機器の除去費用でございます。

292ページ、293ページをお開き願います。2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費3,590万1,000円は、企業債16件分及び一時借入金の利息が主なるものでございます。

2目長期前払消費税勘定1,069万4,000円は、医療機器等の購入に係る消費税分の償却でございます。

次に、資本的収入及び支出でございます。資本的収入からご説明申し上げます。1款資本的収入の予定総額は、第4条でご説明のとおり、前年度比49.9%減の1億8,506万7,000円としております。内訳として、1項負担金、1目他会計負担金1億8,411万7,000円は、企業債償還金及び機械備品購入費に対する一般会計からの繰入金でございます。

次の2項貸付金返還金、1目貸付返還金95万円は、医療要員奨学金貸与者2人分の返還金でございます。

次の企業債でございますが、令和4年度は借入れの予定はございません。なお、前年度予定額の欄に医療機器整備事業費7,310万円、特別減収対策企業債9,380万円が計上されておりましたが、いずれも借入れしないこととし、予算の補正によりゼロとなっております。

次に、資本的支出でございます。1款資本的支出の予定総額は、第4条でご説明のとおり、前年度比26.0%減の2億6,837万円としております。1項建設改良費3,218万2,000円の主なるものは、1目有形固定資産購入費2,955万5,000円、こちらは医療機器等の整備に係る経費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の活用により、超音波画像診断装置、検像システムサーバーの更新、非接触型会計用レジ、薬袋プリンターの新規導入などを予定しております。

次の2項企業債償還金2億3,398万8,000円は、これまでに借り入れた企業債16件のうちの15件分の元金償還金でございます。

次の3項貸付金は、医療要員に対する奨学金貸付金2人分を見込んだものでございます。

294ページ以降は、キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、予定損益計算書でございます。

以上、収支均衡予算の内容でございますが、長引く新型コロナウイルスの感染拡大により、全国的に病院経営が影響を受ける中、当院の経営も依然として厳しい環境が見込まれますので、進捗管理に万全を期すことはもちろん、地域医療の維持のため、効率的な病院経営により、町民をはじめ地域の皆様に信頼され、満足のいく病院となるよう努力を継続してまいります。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原 文雄君）

質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

質疑を終結します。

ここで、これまでの審査を踏まえ、議員間で討議を行うため、午後3時40分再開予定をもって休憩します。

(午後 3時04分)

休 憩

(午後 3時52分)

○委員長(藤原 文雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号から議案第26号までを一括して議題といたします。

質疑は終了しておりますので、これより討論及び採決を行います。

まず、議案第19号 令和4年度三戸町町一般会計予算について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(藤原 文雄君)

討論を終結します。

これより議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(藤原 文雄君)

異議なしと認めます。議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号 三戸町立学校給食共同調理場特別会計予算について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(藤原 文雄君)

討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(藤原 文雄君)

異議なしと認めます。議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 令和4年度三戸町営簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(藤原 文雄君)

討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(藤原 文雄君)

異議なしと認めます。議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第22号 令和4年度三戸町下水道事業特別会計予算について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(藤原 文雄君)

討論を終結します。
これより議案第22号を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(藤原 文雄君)

異議なしと認めます。議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第23号 令和4年度三戸町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(藤原 文雄君)

討論を終結します。
これより議案第23号を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(藤原 文雄君)

異議なしと認めます。議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第24号 令和4年度三戸町介護保険特別会計予算について討論を行います。

(「討論なし」と言う者あり)

○委員長(藤原 文雄君)

討論を終結します。
これより議案第24号を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（藤原 文雄君）

異議なしと認めます。議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第25号 令和4年度三戸町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
討論を行います。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

討論を終結します。
これより議案第25号を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

異議なしと認めます。議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
次に、議案第26号 令和4年度三戸町国民健康保険直診勘定三戸中央病院事業特別
会計予算について討論を行います。

（「討論なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

討論を終結します。
これより議案第26号を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（藤原 文雄君）

異議なしと認めます。議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
これで本特別委員会に付託されました令和4年度予算関連議案8件の審議が終了し
ました。委員各位のご協力ありがとうございました。
以上をもって予算特別委員会を閉会します。

（午後 3時59分）

署 名

委員会条例第27号の規定によりここに署名する。

予算特別委員会 委員長
